

中国の大学入試改革

—「多様化」と「社会的公正」—

高等教育研究叢書

165 2022年3月

小川 佳万・小野寺 香 編



広島大学

高等教育研究開発センター

中国の大学入試改革
— 「多様化」と「社会的公正」 —

小川 佳万・小野寺 香 編

広島大学高等教育研究開発センター

は し が き

近年中国を語る際のキーワードの一つが「格差」である。現在中国は世界経済をけん引し、国際政治の上でも超大国としての存在感を増しつつあるが、その一方で国内の「格差」が引き起こす社会問題も日に日に顕在化してきている。例えば、時折テレビや新聞から垣間見える東部沿海部の省と西部のそれとの収入格差、そしてそれに伴った人々の生活格差などがある。また、こうした点は教育面でも当てはまり、学校の施設・設備の差は歴然としている。貧困地区の高校生にとってこうした将来不安を克服する方法の一つは、何よりも大学への進学である。ただ、農村地区では、都市部と同様に激しい受験競争に見舞われていることは多くの書籍や研究論文が示すとおりである。むしろ受験への重圧は、安定した職業や収入を夢見、現状変革を希求する農村地区の受験生の方が強いと言えるのかもしれない。

昨今は中国に限らずアジア諸国の教育改革の重要課題の一つに高大接続問題があることは周知のとおりである。さらにその中核にはこうした大学入試改革があるのは言うまでもない。その改革のキーワードとして「主体性」や「協働性」等が挙げられているのは、日本に限らずアジア各国で共通している。そのため、こうした「新しい学力」を積極的に評価しようと従来の筆記試験中心の入学選抜から面接重視や調査書重視など「多様化」の方向へ改革が進行している。もちろんその「多様化」の内実は各国でさまざまであり、中国には中国の実情を反映した「多様化」政策が採られており、その中国的特質を明らかにすることは比較の観点から有意義なものとなる。またこうした「多様化」への入試改革には、常に試験の公平性が問われ、その先には「社会的公正」や「格差是正」が問われていることもアジア各国で共通している。そして、こうした点が現在最も鋭く問われているのが中国であることは疑いのないことである。現在中国政府は、格差を縮小させる努力を各分野で実施してきているが、大学入試改革も教育面における重要な政策となっている。その大学入試改革は、政府にとってみれば社会の安定を目指す施策であり、個人にとってみれば将来の安定した生活へのチャンスの高まりとなる。ところで現行の中国の大学入試は「社会的公正」という点からみたとき、どのような特徴があるのであろうか。そもそも現状はどのようになっているのであろうか。

日本と同様に中国においても大学入試に関する社会的関心は高く、それを反映してか大学入試関係の論文は多い。ただ研究論文ということもあり、大半の論文は対象を「狭く深く」して分析を行っているため、全体を見通せないという課題が残されている。したがって、特定の省や市、あるいは特定の大学についての情報は得られても、全体を俯瞰する情報が得られなかった。そのため、中国教育の研究者であっても、例えば試験科目は31省（自治区・直轄市を含む）

でどのように異なっているのかという基本的な情報を答えることは困難なのが実情である。本書はこうした問題に鑑み、中国の大学入試制度に関してこれら「多様化」と「社会的公正」という視角からさまざまな実態を明らかにしていくことを目的としている。

本書は全8章で構成され、主として前半では「多様化」面から、後半では「公正」面から論じていくことにする。まず第1章と第2章で高校の教育課程改革と大学入試制度の変遷やそれを取り巻く社会を概観するが、特に中国において「新しい学力」とはどのようなものか、そして大学入試における「多様化」とは何を意味するのかを主として制度レベルで考察する。続いて第3章では、「新しい学力＝「核心素養」と「多様化」の接点となる大学入試での実態を明らかにする。「新しい学力」を評価する場合、常に公平性が問題となるが、中国ではどのような問題点が顕在化しているのかを分析する。また第4章では、従来の統一試験以外の入学者選抜を研究大学で実施してきているが（大学自主募集）、その実態と課題を明らかにする。また近年なぜ下火になってきたのかにも考察を加える。第5章で、入試問題の作題や採用が省別にどのように変遷していったか考察し、また現在入試問題が統一化されてきていることを踏まえて、同じ問題を使用する省の大学入学機会についての比較も加えることにする。

こうした「多様化」の実態を踏まえたうえで、後半では「社会的公正」について、特に大学入試におけるさまざまな「格差」是正措置について論じる。第6章で、各省の加点対象を整理して分析し、さらに第7章で、各省（各省にある大学）が設けている特別枠（農村枠や貧困枠等）を比較する。最終の第8章では、少数民族を対象とした民族大学と民族予科班が設置された経緯をそれぞれ論じ、それらが「格差是正」にどのように関係しているのか分析する。

以上のとおり、本書は、中国の大学入試制度に関してこの「格差」という視角からさまざまな実態を明らかにしていくことを目的としている。先行研究との違いから本書の特徴を述べるとすれば、第一に中国の入試の全体像をある程度明らかにできていることである。中国の大学入試は全国共通と認識されているが、巨大な国土を反映して実は入学者選抜だけでなく、入試問題も省別に異なっている（近年、再び共通問題を使用する省が増加してきているが）。そうした相違を網羅することで、全体としてどのような傾向があると言えるのかという共通点に関する情報も提供できると考えている。本書の第二の特徴は、入試問題だけではなく、共通試験（「高考」）以外の入学者選抜の実態を廃止されたものも含めて明らかにしていることである。こうした情報が積み重なることで、中国の大学入試を国家レベルのみならず、多面的・複合的に把握できると思われる。それは中国の先行研究でもほとんどカバーされていない有益な情報になるであろう。本書の第三の特徴は、さまざまな実態から「格差」の現実を明らかにすることで、それらに対する是正措置をどのように採っているのかに関する情報も提供していることである。受験生の努力だけではどうにもならない格差の現実を明らかにすることは、偶然に生まれた場所が受験生の大学進学に影響を与えている残酷な現実を示すことである。ただ、それに対する中国政府の施策を冷静に分析することで、中国的な「公正さ」がどこにあるのかという学術的な問いに答えることにつながるとと思われる。

最後に、本書の内容が、「公正さ」問題を検討する際の有益な情報として、今後の日本の高大接続改革に何らかの示唆を与えることができれば编者としては幸いである。

2021年11月 東広島
编者を代表して 小川 佳万

目 次

はしがき	小川 佳万……………	i
第1章 高級中学における素質教育	小野寺 香……………	1
第2章 大学入試「多様化」の展開	石井 佳奈子……………	11
第3章 素質教育と大学入学者選抜試験	小野寺 香……………	22
第4章 大学自主募集の可能性と限界	肖 芸萱……………	32
第5章 入学試験問題の多様化	石井 佳奈子……………	44
第6章 加点政策の省別比較	石井 佳奈子……………	53
第7章 高等教育機会格差の是正	肖 芸萱……………	65
第8章 民族大学と民族予科班	小川 佳万……………	80

第1章 高級中学における素質教育

小野寺 香
(奈良女子大学)

はじめに

本章では、近年の中国における高級中学（日本の「高等学校」に相当）の素質教育の推進に関する制度的特質について、学校教育を通して育成が目指される能力観に着目して考察を加える。

中国における学校教育では、これまで試験の準備のための教育、例えば高級中学であれば大学入試（原語：高考）で成功するために必要となる知識獲得のための教育をいかに改善するかが重要な課題として指摘されてきた¹⁾。それに応じて、例えば受験生の過度な負担を軽減するための大学入学者選抜制度改革がなされ、一方高級中学でも受験準備に対応する教育から生徒の全人的な発達のための教育の必要性が指摘され、特に1990年代以降、素質教育の推進が図られてきた。

他方で、学校教育政策に関する国際的な潮流の一つとしては、育成する能力観の捉え直しがなされてきた。例えば、特に1990年代以降、先進諸国ではグローバルな知識経済への対応の必要性を前提として、教育目標としての能力に関する諸概念が提示されてきた。そのさい、国際的に大きな影響力を有したのは、例えば国際学力到達度調査である PISA (Programme for International Student Assessment) の実施を通じた OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development : 経済協力開発機構) によるキー・コンピテンシーである。キー・コンピテンシーは1999年から2002年に実施された DeSeCo (Definition and Selection of Competencies) プロジェクトの成果として整理された能力観であり、「ある特定の文脈における複雑な要求に対し、心理社会的な前提条件（認知的側面・非認知的側面の両方を含む）の結集を通じてうまく対応する能力」と定義される。すなわち、キー・コンピテンシーは、能力を個人の内的な属性にとどまらず、文脈との相互作用の産物として捉えたものである²⁾。

このように国際的な潮流として能力観の捉え直しがすすむなか、中国では素質教育の推進が一貫して図られてきたが、そこで能力観はいかにとらえられ、素質教育の推進にどのように関係しているのだろうか。以下では、中国の高級中学における素質教育の推進に関する政策文書を手掛かりに、その点を整理する。

1. 素質教育における学力観

(1) 素質教育の推進

中国における教育政策上の重要課題として、特に1980-90年代以降に強調されてきたのは、応試

教育の改善であった³。応試教育とは、試験対策に主眼が置かれ、「受験に対応する知識を享受したうえで、知識内容の唯一性を強調」⁴するものである。そのため、教育の主対象が成績上位層の生徒に偏ること、暗記等が効果的な学習方法としてとらえられ、評価規準として試験成績が過度に重視される傾向にあった。こうした応試教育について、教育機会の不平等、学習における生徒の過度な負担等が改善すべき課題として指摘され、素質教育の重要性があわせて強調されるようになった。なお、素質教育についてはその定義について様々に議論されてきたが、要点は次の三つに整理できる。一つめは、学習者の徳（徳）、知育（知）、体育（体）、美術（美）、労働（労）の全面的な発展を目的とすることである。二つ目は、教育の対象は全ての生徒であり、一部の生徒を対象として成績優秀な人材を育成するのではないことである。そして三つめは、学習者の主体性を重んじることである⁵。

素質教育の推進に関する政策については、例えば初めて文言として「素質」が使用されたものとして、1985年の「教育体制改革に関する決定（關於教育体制改革的決定）」がある⁶。そこでは「教育体制改革の基本的な目的は、民族の素質を向上させ、多くの優れた人材を育成することである」とされた⁷。また、1986年には、中華人民共和国義務教育法第3条で、「義務教育は国家の教育方針にもとづき、教育の質の向上に努める。また、児童生徒の徳、知、体などを全面的に育成する。義務教育は全民族の素質向上のため、また、理想、道徳、知識、規律を伴う社会主義を支える人材を育成するための基礎を築く」として、児童生徒の全面的発達的重要性が強調された⁸。以後も、各種公文書において応試教育を改善し、生徒の素質の全面的発達に貢献する教育の在り方を目指すことが示されてきた。そのなかで、例えば生徒の個性を尊重することが重要であるとされ、学習体制や学習モデルの多様化の必要性が指摘されてきた。また、あわせて生徒の評価方法も従前の応試教育におけるそれとは異なるものへと改善する必要性も指摘されてきた⁹。例えば2013年、教育部は「中小學教育水準の総合評価改革の推進に関する意見（關於對中小學教學質量綜合評價改革的意見）」において、素質教育の理念を実現するべく、評価規準として児童・生徒の試験成績や進学率を過度に強調する傾向を転換し、学習者の発展を促す評価制度の確立を目指すことが示された¹⁰。こうして教育政策においては素質教育の実現に向けた方針が示されてきたが、他方でそれは理念として掲げられ、具体性が欠如してきたことから教育実践への反映が困難であるという課題も同時に抱えてきた¹¹。

（2）新たな学力観

素質教育が目指す、徳・智・体・美・労の全面的な発展を可能にする教育の重要性については明示されてきたが、その抽象性によって生じた教育実践上の困難性に代るべく、例えば育成すべき資質能力をより具体的に定義することが試みられた¹²。教育部は、中国では素質教育の推進を目指しているが、教育課題としては、従前から指摘されてきたとおり、児童・生徒の社会責任や主体性がやや軽んじられて学力や進学率の向上が目指されていること、初等教育から高等教育までの連続性を伴う教育課程の編成が不十分であること、そのうえでの適切な入学者選抜制度や評価制度の整備が不十分であること等を指摘し、その改善のためには育成する資質能力の明確化が重要であることを強調した¹³。

そのさい、主に影響を受けたのは、国際学力到達度調査である PISA の実施とも深い関係にある、OECD（経済協力開発機構）のキー・コンピテンシーであった¹⁴。キー・コンピテンシーは、「相互作用的に道具を用いる」「異質な人々からなる集団で相互にかかわりあう」「自律的に活動する」の三つによって構成される。また、それらのコンピテンシーの中心には、「思慮深さ」が位置する。「思慮深さ」は、対象と客観的に向き合い合理的判断を行い、自分の行為に責任をもつ思慮深い思考と行為であるといえる¹⁵。このように、キー・コンピテンシーとは、上述のとおり、「ある特定の文脈における複雑な要求に対し、心理社会的な前提条件（認知的側面・非認知的側面の両方を含む）の結集を通じてうまく対応する能力」と整理され¹⁶、能力を個人の内的な属性としてのみならず、文脈との相互作用の産物としてとらえるものである¹⁷。

こうした新たな能力観は、各国における学校教育で育成を目指す能力観に関する議論に大きな影響を与え、中国も同様であった¹⁸。すなわち、中国では素質教育を推進するなかで、キー・コンピテンシーを「核心素養」として翻案する形で育成すべき資質・能力の再定義が図られた。

その結果、2016年に公表された「核心素養」は、図1-1のとおりであった。それは、素質教育の理念である人間の全面発達を継承しつつ、「文化基礎」、「自主発展」、「社会参加」の三方面から構成することとなった¹⁹。「文化基礎」は、人文・科学の各領域の知識を修得し、寛厚な文化を有し崇高な精神を追求する人材を育成することである。「自主発展」は、自己の学習と生活を管理し、自我を認識および発現し、自身の潜在能力を發展させ、複雑で可変的環境に適切に対応し、明確な価値観を有する人間を育成することを意味する。「社会参加」は、自己と社会の関係を適切に構築し、現代の公民が遵守すべき道德規則や行為規範を育て、社会の責任感を増強し、イノベーション精神を高め、個人の価値を実現し、社会を發展させ、理想と信念や責任をもつ人間を育成することである²⁰。なお、「文化基礎」、「自主発展」、「社会参加」の下位には、図1-1に示すとおり、それぞれ2つの項目が位置づいており、各項目もそれぞれ複数の基本要素から構成されている。このように、中国では「核心素養」として学校教育をとおして育成すべき資質・能力を定め、さらに各学校段階でより具体的な資質・能力の在り方についての議論がなされていった。以下では、高級中学におけるそれを整理していく。

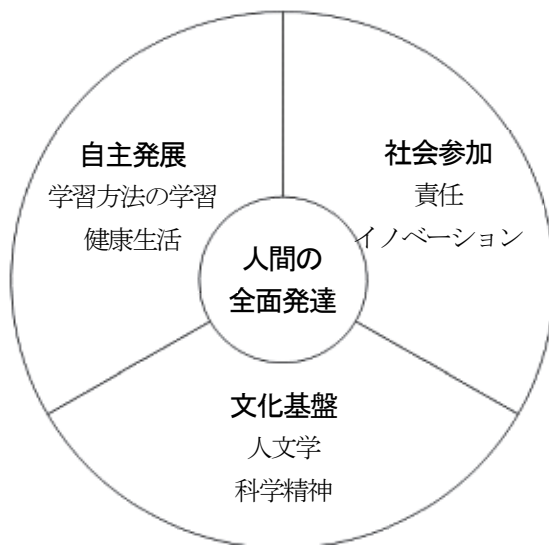


図1-1 中国における「核心素養」

出所) 核心素養研究課題組「中国学生發展核心素養」『中国教育学刊』2016年、2-3頁をもとに筆者作

2. 教育課程における核心素養

(1) 高級中学の教育課程

中国では上記の「核心素養」に関する議論がなされるなか、高級中学の教育課程全体の計画について示す「普通高級中学課程計画（普通高中課程方案）」および各教科の目標や内容等を具体的に示す「普通高級中学課程標準」が2017年に改訂された。以下では、「普通高級中学課程計画（普通高中課程方案）」の改訂に関する要点を整理する。

まず、「普通高級中学課程計画（普通高中課程方案）」では、その原則として素質教育の発展があり、従前より図られてきた素質教育の推進について、継続的に実現を目指す。改訂の主な点は次のとおりである。一つ目は、高級中学における教育の位置づけを明確にすることである。高級中学の教育は義務教育の基礎のうえに国民の素質を向上させ、さらに大衆のニーズに適合する必要がある。また、生徒の個性の発展を促し、社会生活に適応し、高等教育への進学や就職のための準備を行い、生涯の発展のための基礎を固めることが期待される。また、普通高級中学の教育目標は、生徒の全面的な素質を向上させ、核心素養を発展させ、生徒が理想・信念・社会責任感をもち、主体的に発展する能力と他者との意思疎通・協力する力を身に着けることであるとして、育成を目指す能力として「核心素養」が含まれている。

二つ目は、教育課程の構成を適切とすることである。具体的には、従来の科目は維持しつつ、例えば外国語の種類を増加させた。英語、日本語、ロシア語を基礎として、ドイツ語、フランス語、スペイン語を加えた。また、科目ごとに、必修、選択必修、選択課程を区別し、基礎を保証しつつ、多様な生徒にとって適切な学習が可能となるよう、履修科目の選択性を高めた。さらに、各科目の効果や位置づけを明確にし、大学入学者選抜制度改革と関連させ、必修課程は生徒の全面発展に必要な学習として位置づけ、生徒は全てを履修し試験によってその達成度について評価を受けることとする。一方選択必修課程は生徒の個性の発展や大学受験対策として設けられ、選択課程は学校のおかれた状況に応じて設けるもので、就職あるいは大学受験の準備としても提供される。なお、各科目の単位数の割合も合理的に変更された。すなわち、卒業に必要な単位数は変わらないなかで、選択課程の単位数を増加させ、選択性を強化した。

科目と単位数は表1-1のとおりである。表に示す科目は国家課程で、各学校ではそれに加えて学校独自の教育課程（原語：校本課程）を設置できる。それは14単位以上が設けられ、そのうち、国家課程の必修および選択必修課程の内容を発展させる科目が8単位以上開講される。また、上記のとおり、「外国語」には、英語、日本語、ロシア語、ドイツ語、フランス語、スペイン語が含まれる。各学校で第一外国語を選択し、第二外国語の科目の開設も奨励される。「技術」には情報技術と一般技術が含まれ、必修内容は各3単位で設計される。「芸術」には音楽、美術が含まれ得るが、具体的な科目は各学校が決定する。「総合実践活動」の8単位は、研究生学習、党団活動、軍事訓練、社会考察等が含まれ、研究性学習は6単位とする。研究性学習では、生徒は二つの課題研究を設計し、教科横断的な研究を主体的に行うことが求められる。

卒業にあたって生徒は144単位以上を修得する必要がある、そのうち必修課程は88単位、選択必

修は42単位、選択は14単位とされている²⁾。

また、各教科の目標や内容等を具体的に示す「普通高級中学課程標準」については、その改訂の要点は次のとおりである。まず、党の教育方針、道徳性を備えた人材の育成（原語：立德樹人）、素質教育を発展させる教育価値に対する各教科の教学を分析することで、各教科の「核心素養」を定めた。また、そのさい、従前から教育政策上掲げられてきた基礎学力観との整合性も図られた。

表 1-1 普通高級中学における履修科目と単位

科目	必修	選択必修	選択
国語	8	0~6	0~6
数学	8	0~6	0~6
外国語	6	0~6	0~6
思想政治	6	0~6	0~4
歴史	4	0~6	0~4
地理	4	0~6	0~4
物理	6	0~6	0~4
化学	4	0~6	0~4
生物学	4	0~6	0~4
技術	6	0~18	0~4
芸術	6	0~18	0~4
体育と健康	12	0~18	0~4
総合実践活動	8		
労働	6		
合計	88	42 以上	14 以上

出所) 中華人民共和國教育部「普通高中課程方案 (2017 年版 2020 年修訂)」2020 年、5-6 頁。

次に、各教科の学習内容を精選し、当該教科での「核心素養」の育成を促すことが期待される。具体的には、生徒の発達段階に応じて教科の特徴を活かし、新時代の中国特色社会主義思想と社会主義核心価値観を有機的に結び付け、経済、政治、文化、科学技術、社会等の発展の実現を目指し、生徒の社会責任感、創新精神、実践能力を育成する内容を豊富にした。

さらに、核心素養に関して、生徒の学習の成果を測定する指標を開発した。生徒が各教科の学習を通して到達すべき水準を明確にすることで、例えば、教師は生徒の核心素養の発展に注意を払い、教師と生徒が教授と学習の広さと深さを把握することを助けることが期待される。以下では、各教科の「核心素養」がどのように設けられているか、国語（語文）を例として整理する。

(2) 国語科における核心素養

上記のとおり、2017年に改訂された「普通高級中学課程標準」では、各教科における核心素養も定められた。例えば国語（語文）では、生徒が積極的に言語活動を実践するなかで蓄積・構成され、表現される言語能力やその質に関する資質・能力について、すなわち、生徒が国語（語文）を学習するなかで獲得する知識と能力、思考力、感情・態度・価値観の総合的な現れとして、核心素養を定めた。国語の核心素養は、「言語の構築と運用」、「思考の発展」、「審美鑑賞と創造」、「文化伝承と理解」の四つで構成される。

表1-2 高級中学における国語の「核心素養」の達成水準

水準	規準
1	積極的に言語を蓄積し、学習した言語を分類することができる。 生活に目を配り、観察したことや感じたことを記録することができる。 文脈やコミュニケーションに応じて言語を理解し、適切な言語表現ができる。 自分の言語学習経験を省察する。
2	積極的に言語を蓄積し、様々な方法で整理し、それらのつながりを発見する。 単語の隠れた意味、単語やフレーズに表現された感情を理解することができる。 言語使用における明白な問題に気づき、言語の知識を適用して修正することができる。 言語学習の経験を省察する。
3	言語を蓄積・整理し、つながりやパターンを探り、言語使用のルールについて理解する。 言語知識と言語感覚を活用し、重要な文章の意味や機能を言語的な文脈の中で理解する。 文脈や表現の目的・要件に応じて、口語・文語を使い、明確に自分の気持ちを表現する。 意識的に言語学習を計画し、学習の質と効率を向上させることができる。
4	言語を継続的に蓄積し、学習中に獲得した言語や言語活動を整理することができる。 探究を進め、発見した言語使用のルールを、自分の言語解釈において用いる。 表現の正しさや適切さをすばやく判断し、その意味や内容を理解することができる。 文脈や表現の目的・要件に応じて、自分の考えを正確かつ豊かに表現することができる。 自分の学習経験を他者と共有し、他者の成功体験から率先して学習することができる。
5	言語使用の法則の探求に関心を持つことができる。 学習した言語と文学の関連性を明らかにし、重要な作品や代表的な言語資料を分類し、 様々な作品への理解と評価を深めることができる。 文脈に応じて適切な表現を選び効果的に使うことができる。 口語と文語を効果的に使ってコミュニケーションを図ることができる。 自分の言語学習を計画し、クラスメートと学習体験を共有し、他者の言語学習の質と効率 を高めるために率先して協力することができる。

出所) 中華人民共和国教育部『普通高中語文課程標準』人民教育出版社、2020年、35-39頁をもとに筆者作成。

「言語の構築と運用」は、生徒が豊かな言語活動を実践するなかで、主体的な蓄積・統合を通して、中国の言語の特質と運用規律を理解し、具体的な言語環境において正確かつ有効に言語を運用しコミュニケーションを行う能力を指す。「思考の発展」は、生徒が国語学習のなかで、言語の運用を通して形象による思惟、抽象的思惟、弁証思惟と創造思惟の発展を獲得し、問題の本質をとらえることや、敏捷性、柔軟性、批判性、独創性等を向上させることを指す。「審美鑑賞と創造」は、生徒が国語の学習を通して、適切な審美能力を形成し、自ら表現・創造することを指す。「文化伝承と理解」は、中国の伝統文化、社会主義先進文化を継承し、異なる民族や地域の文化を理解し、文化に関する視野を広げ、その自覚を強くし、中国の社会主義文化に関する自信を高め、中国の言語文字、中華文化を愛し、文化的虚無主義を防ぐことを指す。

なお、これら四つの核心素養は、一つのまとまりでもある。国語は意思疎通および思考の重要なツールである。また、言語は文化の伝達手段であり、文化をつくる重要なものであり、言語の学習過程は文化獲得の過程でもある。したがって「言語の構築と運用」は国語の核心素養の基礎であり、「思考の発展」、「審美鑑賞と創造」、「文化伝承と理解」はそのうえで生徒が言語経験を発展させるなかで獲得していくものとして位置づく。

また、これらの核心素養に関して、生徒が国語の学習を終えたあと、到達する水準が五段階に区分され定められている。例えば、核心素養のうちの一つである「言語の構築と運用」については、その到達水準は表1-2のとおりまとめられている。このように核心素養は学習の具体的な目標示し、授業実践あるいは学習の見通しを予め用意しているといえる。

3. 素質教育と評価

上記のとおり、これまで中国では素質教育が推進してきたが、そのなかで生徒の全面的発展に関する評価のありかたについても議論がなされ、「総合素質評価」の必要性が指摘されてきた。例えば、教育部による「中・小学校における評価と入試制度改革の積極的推進に関する通知（關於積極推進中小學評價与考試制度改革的通知）」では、総合素質は道德品質、公民素養、学習能力、交流と協力、運動と健康、芸術と表現の六方面でなされることが示された²²。また、そうした総合評価を、大学入学者選抜にも用いることの重要性が繰り返し示されてきた²³。例えば、1999年「教育改革の深化と素質教育の推進に関する決定（關於深化教育改革全面推進素質教育的決定）」は、大学入学者選抜の科目設定や内容の改革は、受験生の能力や総合素質を測定すべく改革がすすめられるべきであったとした。2001年の「基礎教育の改革と発展に関する決定（關於基礎教育改革与發展的决定）」では、生徒の能力や素質の試験を適切にするため、大学入学者選における総合評価を用いることを求めた。2001年の「基礎教育課程改革綱要（試行）」では、生徒の全面発達を促す評価体系の建立が要求され、それは生徒の学業成績のみならず、多方面の能力を發展させ、生徒の發展過程を理解し、生徒のアイデンティティを支え、自信をつけ、生徒の能力や素質を高めることが求められた。さらに、上述した「中・小学校における評価と入試制度改革の積極的推進に関する通知」では、初級中学（日本の

中学校に相当) から高級中学への進学試験において、生徒の全体的な素質や個性を総合的に考慮し、学科試験の成績を唯一の選考基準とする選考方法を改めることを要求した。同文書では生徒の評価は「目標や学科学習目標を発展させる基礎性」を含み、基礎性が発展させる目標には、「道徳品質、公民素養、学習能力、交流と協力、運動と健康、審美と表現」の六方面が含まれる。こうした政策文書では総合素質や総合評価という文言が使用され、高級中学や大学入学者選抜における生徒の総合的な能力あるいは素質を測る試験の重要性が強調されてきた。この段階では正確には「総合素質評価」という文言は使われないが、示された六方面は以後、各省あるいは各学校が評価指標を開発する際、参照されてきた。

そして、以後、上記のとおり、素質教育の理念の抽象性を補うかたちで核心素養とその達成水準が示されるようになった。つまり、「素養」は教授、学習、測定が可能であり、教育実践における素質の操作性を可能にするといえ、その意味で「素養」は「素質」の下位概念であるといえる²⁴。また、「総合素質」は生徒の全面発展を強調し学校教育の内容に関する要求であるいっぽう、「核心素養」は社会への適応や個人の発展に必要となる能力を指し学校教育の効果を要求するとも言える。したがって、核心素養評価は総合素質評価に比べて、生徒の総合素質の形成より、形成すべき品格や能力を評価する²⁵。総合素質評価が核心素養の評価を含むことで、素質教育の理念である「どんな人材を育成するか、どのように育成するか」という課題に対してより具体的に回答することが期待される。

なお、2014年の教育部による意見に基づき、地方では総合素質評価の実施に向けた制度が整備されてきた。例えば上海市では、2015年に「普通高中学生総合素質評価実施弁法（試行）」が公布された。同法において、従来用いられてきた「素質」に代わって、一部「素養」という文言が使用され、例えば、評価内容として「公民素養」が加わり、さらに従来の「美」が「芸術素養」に改められた。

なお、上海市では2006年の総合素質評価法案の規定によれば、生徒の総合素質評価法案の結果は生徒が育成目標に到達しているかどうか、卒業資格を備えているかどうか、さらに高級中学教育の評価と改善のための根拠として用いられてきた²⁶。つまり、従前の評価は、高級中学のために用いられており、生徒の全面的発展を促すという視点が不足していた。一方、2015年の上記法²⁷は、生徒の全面発展や個性特徴を反映し、生徒の生涯の発展を促し、高級中学における教育モデルを転換し、大学入学者選抜の科学的選考の参考材料を提供することを評価のねらいとしている。2015年の上記法では、「生徒の積極的で主体的な発展を導くこと」が評価の第一の目的とされ、「生徒が個人の発展目標を達成するのを助け、全面的な個性の発展を実現すること」を目指している。

その原則としては、次の点があげられた。一つは、客観的な記録および事実の反映で、事実に基づき、生徒の成長過程の主要経歴と典型的な事例について客観的に記録することである。二つ目は、生徒の全面発展状況と個性特長を反映し、生徒の社会責任感、創新精神、実践能力を考察することである。三つめは、過程の尊重と発展の指導である。生徒の成長過程に関して潜在能力を発掘し、学習や生涯計画の指導を強化し、生徒の個性化発展や健康成長を促すことを目指す。四つ目は、公平性の保証と監督の強化である。総合素質評価の手続きを規範化させ、同評価制度の信頼性を高めることが求められる。

また、評価の内容は次のとおりである。一つ目は、品德と公民素養である。愛党愛国、責任義務、法の遵守など生徒の社会主義核心価値観や中国の伝統文化の発揚を反映させ、とくに生徒の日常生活における規範の遵守、党団活動状況について記録する。二つ目は、学習と学業成績である。生徒の各科目の知識技能の獲得状況や問題解決能力について反映させ、高級中学の卒業要件でもある学業水準試験の成績、高級中学における履修科目やその成績等を記録する。三つめは、心身の健康と芸術の素養である。生徒の心身の状態、芸術の審美感受性、理解、鑑賞と表現能力について反映する。例えば、体育運動・芸術活動の活動状況に関する経歴およびその水準等について記録する。四つ目は、創新精神と実践能力についてで、例えば生徒の調査研究能力、実践体験経験等である。とくに生徒自身が探究を行う研究性学習、社会調査、科学技術活動に関する参加状況などを記録する。なお、総合素質評価のための記録は高級中学が主体となり、基本的に生徒はその根拠となる資料を提出する。

このように、法案では部分的に素質に代えて素養という文言が使用され、総合素質評価に核心素質に関する評価が含まれるようになってきた。それによって、具体性を伴い、学術能力と非学術能力を包括した評価のありかたの実現が期待されているといえる。

おわりに

以上、本章では、中国の高級中学における素質教育の推進に関する制度的特質について、学校教育で育成を目指す学力観に着目して整理してきた。その結果、次のことを指摘できる。

まず、従来からその実現が目指されてきた素質教育であるが、その抽象性の高さから実践上の困難を抱えていた。核心素質は、能力観に関する国際的潮流、特にキー・コンピテンシーの能力観を前提にしなが、中国における翻案として定められ、それは素質教育の具体的実践を支えることが期待された。

次に、各学校段階でも、育成を目指すより具体的な学力として、「核心素質」が定められた。「普通高級中学課程標準」においても各教科で「核心素質」が定められ、さらに、学習の成果として到達すべき「核心素質」の水準も具体的に説明された。これによって、授業実践および学習のありかたが予め方向付けられたといえる。

最後に、素質教育を推進してくるなかで、生徒の全面的な発達を総合的に評価する「総合素質評価」が導入された。その過程で、獲得を目指す能力としての「核心素質」とその評価規準が示され、「総合素質評価」に含まれるようになったことで、具体性を伴い、学術能力と非学術能力を包括した評価のありかたの実現が期待されているといえる。

なお、そうした総合素質評価が大学入学者選抜でいかに用いられているかについては、第3章で整理することにする。

¹楊叔子・余東升「素質教育:改革開放30年中国教育思想一大碩果」『高等教育研究』第6期、2009

-
- 年、1-8 頁。
- ²松下佳代（編著）『＜新しい能力＞は教育を変えるかー学力・リテラシー・コンピテンシーー』ミネルヴァ書房、2016 年、20-21 頁。
- ³小川佳万・小野寺香・石井佳奈子「中国の高級中学における素質教育の展開」『教育学研究』広島大学大学院人間社会科学研究科紀要、第 1 号、2020 年、165 頁。
- ⁴代玉『中国の素質教育と教育機会の平等』東信堂、2018 年、8 頁。
- ⁵項純「中国における素質教育をめざす教育改革」田中耕治（編著）『グローバル化時代の教育評価改革ー日本・アジア・欧米を結ぶー』日本標準、2016 年、136-147 頁。
- ⁶代、前掲書、92 頁。
- ⁷中共中央「關於教育体制改革的決定」1985 年。
(http://www.moe.gov.cn/jyb_sjzl/moe_177/tnull_2482.html 2021 年 11 月 26 日最終確認)
- ⁸中華人民共和国中央人民政府「中華人民共和国義務教育法」、1986 年。
(http://www.gov.cn/flfg/2006-06/30/content_323302.htm 2021 年 11 月 26 日最終確認)
- ⁹小川佳万・小野寺香・石井佳奈子「中国の高級中学における素質教育の展開」『教育学研究』広島大学大学院人間社会科学研究科紀要、第 1 号、2020 年、165 頁。
- ¹⁰中国教育部「提昇教育質量的執着追求」
(http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/moe_2082/zl_2019n/2019_zl69/201909/t20190925_400732.html 2021 年 11 月 26 日最終確認)
- ¹¹柳夕浪（2014）「從“素質”到“核心素養”——關於“培養什麼樣的人”的進一步追問」『教育科学研究』第 3 期、6-7 頁。
- ¹²核心素養研究課題組「中国学生發展核心素養」『中国教育學刊』2016 年、1 頁。
- ¹³中華人民共和国教育部「關於全面深化課程改革、落實立德樹人根本任務的意見」2014 年。
(http://www.moe.gov.cn/srcsite/A26/jcj_kcjcgh/201404/t20140408_167226.html 2021 年 11 月 26 日最終確認)
- ¹⁴小川佳万・小野寺香・石井佳奈子「中国の高級中学における素質教育の展開」『教育学研究』広島大学大学院人間社会科学研究科紀要、第 1 号、2020 年、166 頁。
- ¹⁵松尾知明『21 世紀型スキルとは何かーコンピテンシーに基づく教育改革の国際比較』明石書店、2015 年、16 頁。
- ¹⁶松下、前掲書、20 頁。
- ¹⁷同上、21 頁。
- ¹⁸邵朝友・周文叶・崔充潔「核心素養の課程標準に関する研究：国際経験と啓示」『全球教育展望』2015 年、14-22 頁。
- ¹⁹核心素養研究課題組、上掲論文、1 頁。
- ²⁰核心素養研究課題組、上掲論文、1-3 頁。
- ²¹中華人民共和国教育部「普通高中課程方案（2017 年版 2020 年修訂）」2020 年、5-6 頁。
- ²²徐冰冰「從綜合素質評估到核心素養評估」『碩士學位論文』2016 年、7-8 頁。
- ²³徐、上掲論文、38-40 頁。
- ²⁴徐、上掲論文、36 頁。
- ²⁵徐、同上。
- ²⁶徐、上掲論文、65 頁。
- ²⁷上海市教育委員会「上海市普通高級中学綜合素質評估的實施方法（上海市普通高中学生綜合素質評估實施弁法）」2015 年。(http://edu.sh.gov.cn/xxgk2_zdgz_jcgy_02/20201015/v2-0015-gw_402162015002.html 2021 年 11 月 26 日最終確認)

第2章 大学入試「多様化」の展開

石井 佳奈子
(広島大学)

はじめに

1998年12月24日付で教育部が「21世紀に向けての教育振興行動計画（面向21世紀教育振興行動計画）」を示した。これは「教育は現代化に目を向け、世界に目を向け、未来に目を向けなければならない」という教育指導方針を打ち出し、1998年当時9.8%であった普通高等教育進学率を2010年までに15%にまで引き上げることを目標値として設定した。その後進学率は、2003年には17%に到達し、中国の高等教育はマーチン・トロウの高等教育発展段階論に基づくと「マス化」の段階に突入した。そして2020年の粗進学率が54.5%であることに鑑みると²、中国はまさに「ユニバーサル化」の段階に移行したといえる。これに伴い、高等教育機関は、建国当初国家建設の為に必要なエリート人材を育成するための機関であったが、大衆化にともない多様な人材を育成する場へと変化していった。

こうした高等教育の拡大にともない、高等教育の入り口である大学入学者選抜制度も重要性を増してきている。2014年9月に中国国務院の公布した「大学入試制度改革を深化し実施することに関する意見（關於深化考試招生制度改革の実施意見）」では、大学入試について、「国民の素質を向上させ、現代国家を建設するために、重要で代えがたい役割を果たしている」と述べ、さらに大学入学者選抜制度を改革していく必要があると指摘している。このように、中国の大学入学者選抜制度は、社会情勢や政治・経済の移り変わりに連動して変化している。建国当初は、教育部が大学入学者を厳格に管理していたのに対し、現在では各省・直轄市・自治区（以下、省と略記）や各大学の自主権が拡大し、大学入学者選抜制度の多様化が進行している。本章では、中国の大学入学者選抜制度がどのような多様化の道を歩んできたのかに注目して論じていくことにする。

1. 試験科目の多様化

(1) 「応試教育」から「素質教育」へ

中国の大学入学者募集は建国当初、単独募集制度であったが、統一化の方向へ向かい、1952年には全国共通問題による全国統一入試制度が実施されるようになった。統一化を促した背景・要因について、大塚は、①効率的であるため、②受験生の負担軽減のため、③「統一国家の観念」、④「科挙」試験や戦時下の実践経験、の4点を指摘している³。

1966年に文化大革命がはじまり、大学入試制度が廃止され、その後、6年ほど大学生募集も停止された。1971年には大学生募集が徐々に回復したが、募集対象は二年以上の労働鍛錬を終えた初級中学卒業以上の学歴がある者とし、“出願の自由、人民からの推薦、上司の許可、学生の再審査”の方法が採用された。試験制度の廃止により、子どもたちは勉学意欲を失い「読書無用論」が一時期かなり氾濫し、また、大学入学にも初級中学卒業にも客観的基準がなかったため裏口入学が氾濫し、大学入学者の水準が低下した。そのうえ、改革のための休講などもあり卒業者もなかったため、国家が必要とする人材の育成が著しく滞った⁴。

1977年8月に文革の終結が正式に宣言され、同年の10月に国務院が教育部の「1977年の高等教育機関入学生募集工作に関する意見（關於1977年高等学校招生工作的意見）」を批准し、大学入試制度を正式に回復すると公布された。1977年の大学入試問題は準備が間に合わず、各省で問題を出題することとなったが、翌年には教育部が『大学入試復習大綱』が發布され、全国统一試験が回復した。

一年に一度実施される全国统一試験では、毎年激しい進学競争が繰り広げられてきた。入学者は厳格に振り分けられ、一部の受験生のみがエリートとして選抜されていく状況は、受験生に過度な精神的負担を負わせてきた。また、受験競争の激化は高校教育にも大きな影響を与えた。高校側は進学実績を重視し、授業は受験勉強一色となり、大学への進学率が各高校の教育の質を評価する唯一の基準となった⁵。このように試験に対応した教育は「応試教育」と呼ばれる。

こうした背景の下、進学への圧力緩和、高校教育の偏重是正、大学入学者の質保証等を実現すべく、教育部は1983年高等学校教育改善会議を開催し、「一方的な進学実績を追求すること」と「大学入試による学生への過度な負担」を解決するために、高校卒業認定試験を行うべきだと指摘した。1985年には第2回大学入試科学研究討論会を開催し、上海市で高校卒業認定試験と大学入試の改革を実験的に行うことを決定した。上海市での成功後、各省で高校卒業認定試験と大学入試の改革が実施され、1990年には教育部より「普通高級中学における卒業試験制度実行に関する意見（關於在普通高中实行畢業会考制度的意見）」が公布され、全国で高校卒業認定試験を行うことを正式に定められた。

高校卒業認定試験は生徒全員が対象である。試験は筆記試験と「考査」に分けられており、筆記試験は数学・語文（日本の「国語」に相当）・外国語・歴史・物理・政治・地理・生物・化学の9科目からなり、5段階で評価を行う。「考査」は物理・化学・生物の実験や労働技術課程、体育についてで、合格・不合格で評価される。この試験に合格し、同時に思想品德の表現も一定の水準に達したとされた生徒は、高校卒業証書を取得できる。反対に合格できなかった生徒は卒業証書を取得することができず、全国统一試験を受験する資格を得られないことになる。このような仕組みをつくることで、大学入試に参加する生徒の質保証や高校教育での科目偏重を是正することが目指された。

また、「応試教育」が問題となり、1990年代以降「素質教育」がキーワードとなっている。「素質教育」とは、知育、徳育、体育のバランスを重視し、子どもの全面的な発達を促す教育を指す⁶。1999年には国務院の「教育改革を深化させ全面的に素質教育を推進することに関する決定（關於深化教育

改革全面推進素質教育的決定)」により、素質教育では生徒のクリエイティブな精神と実践力を養成することが要点であるとされた。2000年代には総合評価制度が高校で確立され、2008年には教育部がその総合評価制度を入学者選抜に導入するよう提案している⁷⁾。

このように、「応試教育」から「素質教育」への転換が、2000年代から現在まで中国の改革課題として意識され続けている。素質教育は21世紀に活躍できる人材を育成するための教育であり、そのためには知識・技能だけではなく、生徒を多角的に評価することが求められる。「暗記重視」の全国統一大学入学試験は、膨大な受験生を短時間で効率的に評価することが可能な一方で、受験生の知識面のみを重視した評価方法であるため、これを克服するために「学業水準試験」や「総合素質評価」が導入された。このように現在中国の大学入試制度は「素質教育」に向けた大改革の真ただ中であるといえる。そして、この改革の一つの特徴として、様々な面での「多様化」が指摘できる。以下では、試験科目、選抜方法、評価方法について「多様化」に着目しながら検討していきたい。

(2) 試験科目の多様化

文化大革命後に再開した大学入試制度は、全国統一試験で行われ、受験生は文系か理系かを選択した。文系は数学・国語・外国語・歴史・政治・地理の6科目、理系は数学・国語・外国語・物理・化学・生物・政治の7科目を受験する必要があった。

1994年からは全国で高校卒業認定試験（高級中学卒業会考）が導入されたため、大学入試の試験科目が減らされた。基本の3科目（国語・数学・外国語）に加え、文系は歴史と政治、理系は化学と物理を受験する「3+2」方式（表2-1）がほぼすべての省で実施された。しかし、この高校卒業認定試験+「3+2」方式は、画一的な状況から脱していないこと、文理の区分が明確であり総合的な能力を測ることが難しいことなどが問題としてあげられた。

表2-1 「3+2」方式

	3 (共通科目)	2 (選択科目)
理系	語文・数学・外国語	歴史・政治
文系		化学・物理

出所) 楠山研「中国における大学入試改革の動向—地方・大学への権限移譲に関する一考察—」『京都大学大学院教育学研究科紀要』第51号、2005年、133頁より筆者作成。

このような状況を解決すべく、1999年に「3+X」方式が広東省で採用された。この方式は基本3科目（国語・数学・外国語）に加えて、大学の要求に応じて政治・歴史・地理・物理・化学・生物の中から、または文科総合・理科総合・文理総合から1科目或いは複数科目（「X」）を選んで受験する方式である（表2-2）。この「3+X」方式は「X」の部分を多様に変化させ、全国へ広がっていった。広東省では2000年から「3+文理総合+1」方式を採用した。「文理総合」とは、文系と理系の枠をこえた総合的な問題である。また、山西省・吉林省・浙江省・江蘇省は「3+理科総合または文科総

合」方式を採用した。文理を超えた総合問題が「大総合」と呼ばれているのに対し、この理科総合・文科総合は「小総合」と呼ばれている。

この流れの中で教育部は2002年から「3+X」方式を採用するよう各省に指示し、2003年時点では、「3+小総合」方式を採用しているのが23省、「3+大総合」方式を採用しているのが6省、江蘇省は「3+2」方式、広西チワン族自治区が「3+1+1」方式を採用している⁸。この「3+X」方式より、大学側にも試験問題を選択する権利が与えられるようになった一方で、受験生の負担の増加等、課題も指摘されている。

表2-2 「3+X」方式

3 (共通科目)	X (選択科目)
数学・国語・外国語	歴史・政治・地理・化学・物理・生物 あるいは 文科/理科総合、文理総合など

出所) 楠山研「中国における大学入試改革の動向—地方・大学への権限移譲に関する一考察—」京都大学大学院教育学研究科紀要』第51号、2005年、133頁より筆者作成。

このような過程を経て、新たな入学者選抜方式が導入されたのが「3+学業水準試験+総合素質評価」方式であり(表2-3)、これは基本3科目(国語・数学・外国語)に加えて、「学業水準試験」と「総合素質評価」という新しい選抜基準を採用した方式である。

「学業水準試験」は、2004年から高校卒業認定試験の代替措置として開始され、2010年には多くの省で実施されてきている。高校卒業認定試験と比較して、学業水準試験は大学入試の際に「参考資料」として使用されるため選抜機能が付与されている点が大きな特徴であり⁹、高級中学のすべての生徒は学業水準試験を受験する必要がある。試験は年に2回、各学期末に行われることが多い。基本的には課程修了後に試験を行うが、学生は自主的に試験時期を選択して参加することができる。また、大学からの要求と受験生自身の得意分野を踏まえ、学業水準試験科目のうち3科目を「等級」¹⁰で表し、それを選抜時の成績に計入するという「等級制」も導入されている。この制度によって、受験生は自身の個性を発揮できるとともに、関連分野に必要な学力を高めるのに有効であると評価されている¹¹。

「総合素質評価」は、高校側が生徒を観察し、記入し、それら进行评估するものである。具体的には、社会的責任感や創造力・実践力、思想品德・心身の健康・学業水準・興味関心・社会实践の内容などが客観的に記録されている。2014年に教育部が、総合素質評価を各省で実施するよう要求する意見を発表し、各学校で実施されている。

「学業水準試験」は生徒の卒業と進学重要な根拠とされ、「総合素質評価」は生徒の卒業と進学の重要な参考とされている¹²。また一方で、高級中学側が特定の科目に偏った授業をしないようするための「学業水準試験」、試験の成績のみで評価しないようにするための措置としての「総合素質評

価」という見方もある¹³。

表 2-3 「3+学業水準試験+総合素質評価」方式

3 (共通科目)	学業水準試験	総合素質評価
数学・語文・外国語	歴史・思想政治・地理 物理・生物・化学 体育・芸術・技術	道徳品質 公民素質 運動と健康 学習能力 交流合作 審美と表現

出所) 張徳偉・夏目達也「高大接続の視点から見た中国の大学入学者選抜」『名古屋高等教育研究』、第 17 号、2017 年、222-226 頁を参考に筆者作成。

また、2014 年以降、「3+3」方式または「3+1+2」方式を採用する省が拡大している。後半の「+3」または「+1+2」は学業水準試験の科目を指している。「3+学業水準試験+総合素質評価」方式が入試全体における評価指標のモデルだとするならば、「3+3」「3+1+2」方式はそのモデルにおける受験生の科目の選択方法を示しているといえる。そして、この制度の狙いは入試における受験生の自主選択権の拡大である。例えば、浙江省は「大学入試制度の総合改革を進化させるためのパイロット方策(深化高校考試招生制度综合改革試点方策)」に基づき 2017 年から「3+3」方式を採用している。これは、基本 3 科目に加えて受験生の興味や得意分野、志望校・専攻の条件に応じ 7 科目(思想政治、歴史、地理、物理、化学、生物、技術)から 3 科目選択する方式である。また、「3+1+2」方式はまず物理と歴史から 1 科目選択し、その後に思想政治、地理、化学、生物から 2 科目を選択するという方式である。2021 年時点ですべての省が「3+3」と「3+1+2」方式のいずれかの方式を実施している、またはその予定と表明している。この方式は、大学入試における受験生の選択肢を増やすとともに、文系と理系という区分をなくすことも期待されている¹⁴。

表 2-4 「3+1+2」方式

3 (共通科目)	1	2
語文・数学・外国語	物理、歴史から 1 科目選択	化学、生物、思想政治、地理から 2 科目選択

出所) 教育部「7 省の大学入試総合改革第 4 弾開始のための方策(七省份出台方策 第四批高考综合改革啓動)」2021 年、を参考に筆者作成)

以上のように、中国の全国統一大学入学試験の科目は、徐々に地方や大学へ試験科目の決定権が移行され、選択の幅が拡大していることが分かる。これにより、大学側は専攻によりふさわしい人材を

選抜することが可能となる。また、従来までの知識偏重の評価から人間性や思考力・判断力・表現力も含めた多面的な学力を評価しようという流れになっていることがわかる。それと同時に、受験生に科目の選択権を与えることで、生徒の個性を伸ばすとともに受験生の負担を軽減することが期待されているが、実際にこれが有効に機能しているかは今後検討していく必要があるだろう。

2. 選抜方法の多様化

(1) 推薦制度の導入

中国の大学へ入学するためには、全国統一大学入学試験を受けるのが一般的であるがそれ以外にも、限られた生徒に対しては推薦入学という選択肢が存在する。文化大革命以前にも推薦入学制度は実施されていたが、文化大革命期に入ると統一試験は廃止され、その代替として推薦制度が実施された。このときの目的は、労働実践の義務化と労働大衆の選抜過程への参加であった。その後、文化大革命が終結し、全国統一入試が復活したことにより、推薦入学制度の規模は縮小したものの、廃止されることはなかった。その後、教育部は「1985年に普通高等教育機関が推薦生の募集を試験的に実施することに関する意見（關於一九八五年普通高等学校試行招收保送生的意見）」を公布し、1988年には「普通高等教育機関が推薦学生を募集し受け入れることに関する暫定規定（普通高等学校招收保送生的暫行規定）」が公布した。これによって、正式に推薦入学制度が実施された。その後、不正事件など問題が発生し、非常に限定的で明確な基準を満たすものみに推薦資格を認められるようになった。2014年に教育部が公布した通知¹⁵によると、推薦入学で受験生に要求される条件は、①高級中学で優秀学生とされた現役卒業生、②高級中学段階に科学オリンピック大会で1等を獲得し国際科学オリンピックの強化訓練に参加した当該年度生、③教育部が推薦を批准した外国語中学に在籍し、かつ学習成績と思想品德が優秀であった現役卒業生、④公安英烈子女、⑤全国体育大会で3位以内、アジア体育大会で6位以内、世界体育大会で8位以内になったことのあるスポーツ員、とされている。また、不正防止と質保証のために、1998年からは上海市、河北省、湖北省、四川省、黒竜江省で推薦入学志望者を対象とする「総合能力測定試験」（原語「総合能力測試」）が試行された。これを経て、1999年には推薦を受けたすべての学生に対して「総合能力測試」が課された。しかし、2000年に不正事件が起き、2001年に廃止された。その後、教育部の規定により2006年から、各大学は推薦の受験者に学科試験及びその他の試験を課するようになった。こうして、推薦入学では全校統一入試は免除されるものの、学科試験等である程度の学力の測定がなされている。

以上のように、中国の推薦入学制度の実施方法については試行錯誤が続けられてきたことがわかった。改革が繰り返されるのは不正行為が絶えないためであり、推薦候補者をどのような基準で選抜するのかという点が客観的に示されないことがその背景の一つとして指摘されている¹⁶。学力試験以外の大学入学選抜方法については、重要性も認識されているが、その一方で評価基準の不明瞭さや推薦者の主観に左右されやすい等、問題も多く内在している。

(2) 自主学生募集の導入

2000年代に新たに引き上げられた枠組みとして、自主学生募集（原語「自主招主」）制度がある。これは、学力試験を基本としつつ大学ごとの多様な評価に基づいて合格者を選定する制度の充実や大学の運営自主権のさらなる拡大を目的として、大学が主体的に選抜・受け入れを行う方法である¹⁷。この制度の主な内容として、①選抜方法や出願条件、合格者を決定するプロセスなどを示した自主的選抜・受け入れ要領の制定、②専門家チームを組織し、推薦された受験者の願書进行评估し、学力試験や面接試験などを行い、合格候補者を決定、③全国统一入学試験を受験し、成績が一定の水準に達した受験生から独自に選抜し入学を許可する、ことである¹⁸。

中国の大学入試では、大学はそれぞれ文理別に一期校、二期校、三期校、専科校（日本の短期大学に相当）というグループにまとめられ、グループごとに合格者が決定されていく。その際、グループ全体の合格最低点と各大学の合格最低点という2つの得点基準が設定される。通常の合否決定過程では、大学の合格最低点を超過していることが合格の必須条件となるが、自主学生募集の場合には大学の合格最低点よりも少し低く設定された点数基準を超えていれば合格とすることが多い（図2-1）。このほかにも事前選抜の結果に応じて点数基準を設ける大学や、事前選抜で特に優秀な学生とみなした生徒には、グループの合格可能最低点を超えれば合格とする大学もある。ただし、グループ全体の合格最低点に達しなければ合格としないということは原則としてほぼすべての大学に共通している。

つまり、自主学生募集制度とは、大学が各自で定めた出願条件や選抜方法によって、全国统一大学入学試験実施の前からあらかじめ優秀な学生を確保するための制度であり、受験生の多様な長所を評価することを目的とした日本の総合型選抜制度などとは性質が異なるものである。

自主学生募集制度は2003年に22校で試験的に導入され、年々実施校は増加し、2018年には22省90校が自主学生募集を実施している。しかし、自主学生募集をおこなう大学数は増加していても、各大学の募集規模は、原則として本科課程学生募集計画の5%以内と定められており、選抜される学生数は非常に少ないため、多くの一般の学生にとっては関係のない制度となっているのが現状である。

3. 選抜区分の多様化

大学ごとのグループ分けも中国の入学選抜制度の特徴の1つである。各省の学生募集委員会がレベルによって大学をグループに分け、グループごとに合格決定を行う。グループは一般的に、一期校、二期校、三期校、専科学校の4つに分けることができる。一期校は主に「211大学」または「985

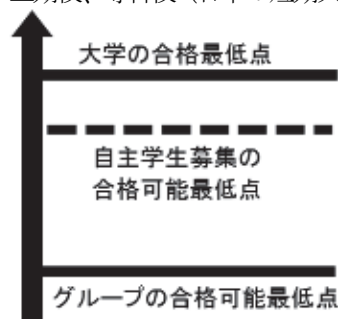


図2-1 自主学生募集の合格可能点
出所)南部広孝・楠山研中国の大学入学選抜における「自主招生」の現状(資料集)、科研費報告書、2008年、8頁。

大学」¹⁹で構成されており、これらは中国社会では一流大学と認識されている。続く二期校は四年制の一般大学、三期校は民営大学（四年制）、専科学校は二年制の高等教育機関で構成されている。

各省の学生募集委員会は、統一試験の後、グループ内の募集総定員と受験者たちの統一試験の成績を参考に、合格最低点を決める。（一般的に定員の1.2倍ほどになるように合格最低点を設定する。）合格最低点を超えた受験生は希望大学に出願し、大学は受験生の成績をみながら選抜する。この選抜時期は、グループにより異なる。一般的に、まず一期校が7月の中旬ごろに出願を受け付け、その後上のグループから順に出願受付が行われる。

表2-5は、2021年の一部の省の一期校と二期校の合格可能最低点を示したものである。これらの省は全国統一試験の際に、同一の試験（全国甲巻²⁰）を使用しているにもかかわらず、省により合格最低点は大きく異なる。一期校文系の合格最低点に着目すると、雲南省では565点であるのに対し広西チワン族自治区では530点と両者には35点の差がある。さらに二期校の合格可能最低点をみると雲南省では520点なのに対し、広西チワン族自治区は413点と100点以上の差がある。

表2-5 2021年の大学入試合格最低点の一部（一部の省）

省名	一期校		二期校	
	文系	理系	文系	理系
雲南	565	500	520	435
貴州	556	456	479	367
四川	541	521	474	430
広西	530	487	413	348

出所) 中国教育在线「各地高考歴年分数线(批次线)」(<http://www.eol.cn/html/gfsx/#zj> 2021年11月20日最終確認)より筆者作成。

これは、同じ問題で同じ点数であったとしても受験した省が異なるために、選択できる大学の範囲に差が生まれるということを意味している。

また、中国的な特徴として各大学の各学科の募集定員を各省に配分するという方式を採用していることも挙げられる。これは、省ごとに教育の資源や質等に「格差」があることを前提とした制度であり、大学が省別に定員を配分することで、受験生のライバルは同程度の教育環境で育ったと想定される同じ省の生徒に限定される。しかし、この制度は中国全体で見ると、ある2人の受験生が同じ試験で同じ点数をとったとしても、省の人口や教育条件などの違いから、ある省の受験生は合格し、ある省の受験生は不合格となるという事態が起こる。さらにこの状況を利用する「高考移民」とよばれる受験生の存在も問題視されている。「高考移民」とは、受験のために戸籍を不法に移動させたり、教育水準の高い省で教育をうけ入試は合格最低点の低い省で受験したりする生徒のことである。「高考移民」に対し、中国では受験資格の剥奪や合格取消などの措置がおこなわれているが、こうした例は後を絶たない。

そして現在、このグループ分けについて大きな変化が起きている。2014年に国務院より公布された「入学試験制度の改革を深化させるための実施意見（关于深化考试招生制度改革实施意见）」では、一期校・二期校などのグループ分けを徐々に廃止・合併させ、それに代わって併行出願方式を充実させることにより大学と生徒の双方の選抜機会を増加させることが提言された。これに従い、現在各省は大学のグルーピングについて改革を行っている（表2-6）。

表2-6 2018年における各省の大学グルーピング法

グループ分け	省
分段	浙江
四年制大学、専門学校	山東、上海、遼寧、広東、天津（A段、B段）
一期校、二期校、専科	北京、河北、河南、山西、湖北、江西、福建、 広西、四川、貴州、重慶、西藏、安徽、内蒙古、 江蘇、海南（本科A、B）、雲南、新疆
一期校、二期校 三期校、専科	甘肅、寧夏、陝西、青海、吉林、湖南、黒龍江

出所) 中国教育在線「各地高考歴年分数線(批次戦)」(<http://www.eol.cn/html/g/fsx/#zj> 2021年11月20日最終確認)より筆者作成。

以上のように、現在中国の大学入試の特徴であるグループ分けは、現在改革のなかにある。そのため、大学のグループの分け方も各省でバラつきがあるといえる。省ごとに格差があることを前提として設計された入試制度が逆に「格差」をもたらしているという指摘もある²¹。このような課題に対して、今後中国がどのように対応するのかにも注目していきたい。

おわりに

以上、本章では、2000年以降の中国の大学入学者選抜制度がどのような変遷をたどってきたのかを整理し、その方向性について検討した。

「応試教育」から「素質教育」への転換により、学力の測り方も変化した。従来の知識・技能に加えて、徳育や体育も重視し、生徒を全面的に発達させることが求められるようになった。それと連動して、入試においても受験生を多角的に評価することが目指され、多方面での改革が急務となっている。この動向を踏まえると、「学業水準試験」と「総合素質評価」は総合的に受験生を審査する際の物差しとして、今後更に重要度は増していくと考えられる。

また、統一試験のほかにも、推薦制度や自主学生募集制度といった選抜方法が多様化していることにも注目したい。ただし、これらの選抜方法が十分に拡大しているとは言い難い。それは、日本の26

倍という広大な国土にも関わらず、受験生が同じ時間に同じ問題を解くという統一入試方式が強く支持され、試験の公平性に対して敏感な社会であることを反映しているからである。とすれば、膨大な知識の量を測るだけで、生徒に精神的に過重な負担を強いると批判される「点数の前では皆平等」の統一試験方式を採用する方がベストとは言えなくともベターだということになるであろう。中国の試験制度改革は、この「伝統」「常識」に対する挑戦であると言えるのである。

-
- 1 文部科学省「中華人民共和国 21 世紀に向けた教育振興行動計画の概要」
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/030301df.htm 2021 年 10 月 24 日最終確認)
 - 2 教育部「2020 年全国教育事業発展統計公報」
(http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/gzdt_gzdt/s5987/202103/t20210301_516062.html 2022 年 1 月 18 日最終確認)
 - 3 大塚豊『中国大学入試研究—変貌する国家の人才選抜—』、東信堂、2007 年、53—54 頁。
 - 4 楊学為「第九章 統一大学入試制度を卒業してからの二〇年」中島直忠編『日本・中国 高等教育と入試—二一世紀への課題と展望—』玉川大学出版部、2000 年、176 頁。
 - 5 王麗燕「1990 年代以降の中国における大学入学者選抜制度改革と課題—高校卒業試験と大学入学試験の関係—」中国四国教育学会『教育学研究ジャーナル』第 2 号、2005 年、52 頁。
 - 6 小川佳万・小野寺香「中国高級中学の教育課程にみる多様化策—江蘇省の大学入試改革との関連に注目して—」『広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部』第 65 号、2016 年、11—12 頁。
 - 7 教育部「普通高級中学の新課程における大学入試改革の深化に関する教育部の指導的意見（教育部關於普通高中新課程省份深化高校招生考試改革的指導意見）」
 - 8 楠山研「中国における大学入試改革の動向—地方・大学への権限移譲に関する一考察—」『京都大学大学院教育学研究科紀要 第 51 号』、2005 年、133 頁
 - 9 張夢暘「普通高中学業水平考試功能变化的歴史沿革」『國際公関』(11)、2019 年、259-260 頁。
 - 10 一般的に学業水準試験の成績は A から E の 5 段階で評価される。この評価は各省の受験者数を踏まえ相対的に算出されるものであり、全体に占める割合は A 級 15%、B 級 30%、C 級 30%、D・E 級合わせて 25%が基本となっており、E 級は不合格を意味している（教育部「普通高級中学学業水準試験の実施に関する教育部の意見（教育部關於普通高中学業水平考試的实施意見）」、2014 年）。
 - 11 秦川「新高考下学業水平考試的思考与發展建議」『教育導刊』、2020 年、58-62 頁。
 - 12 國務院「國務院關於深化考試招生制度改革の実施意見」、2014 年。
 - 13 張徳偉・夏目達也「高大接統の視点から見た中国の大学入学者選抜」『名古屋高等教育研究』、第 17 号、2017 年、225 頁。
 - 14 李静「浙江省新高考科目改革の影響及其因応」『教育与考試』(2)、2017 年、26-31 頁。
 - 15 教育部「關於做好 2014 年普通高等学校招收保送生工作的通知」、2014 年。
(http://www.moe.gov.cn/srcsite/A15/moe_776/s3258/201506/t20150619_190780.html 2021 年 10 月 24 日最終確認)
 - 16 南部広孝「中国高等教育における入学者選抜方法の多様化に関する研究」、科研費報告書、2007 年、27 頁。

17 南部広孝『東アジアの大学・大学院入学者選抜制度の比較—中国・台湾・韓国・日本—』東信堂、2016年、38頁。

18 張・夏目、前掲書、229頁。

19 「211大学」は1995年に「21世紀に向け100大学に重点的に投資する」という国家政策において指定された大学を指す。「985大学」は、中国の大学での国際水準での研究の質向上を目指すとして、211大学からさらに選抜された大学を指す。1998年の5月に定められたため、「985大学」と呼ばれる。

20 中国では、省ごとに入試問題を選択することができる。「全国甲巻」とは教育部の試験センターが作成している試験問題の一つである。詳しくは5章で説明する。

21 秦勇「我国高等教育入学機会区域公平的歴史考察」『重慶高教研究』、2021年、10-11頁。

(<https://kns.cnki.net/kcms/detail/50.1028.G4.20211103.1744.004.html> 2021年10月24日最終確認)

第3章 素質教育と大学入学者選抜試験

小野寺 香
(奈良女子大学)

はじめに

本章では、中国の高級中学において素質教育が推進されるなかで、その理念に応じた大学入学者選抜試験制度がどのように設計されてきたのかについて整理する。

中国では主に1980年代から教育政策において素質教育を推進しており、学習者の徳（徳）、知育（知）、体育（体）、美術（美）、労働（労）の全面的な発展の重要性を強調してきた。その背景には、それまでの応試教育を改善するねらいがあった。応試教育は、試験へ対応することに主眼を置き、「受験に対応する知識を教授したうえで、知識内容の唯一性を強調」するものであり、生徒の評価規準として試験成績が重視され、生徒の学習方法としては暗記等の機械的訓練が主に採用された¹⁾。こうした教育によって生じる様々な課題を克服するべく、2000年代も素質教育の推進が図られてきた。

このように、素質教育の実現が目指されるなか、徳・智・体・美・労のバランスのとれた育成の重要性について理解を得る一方、その抽象性の高さによって教育実践にあたってはその実現が困難であることも指摘されてきた²⁾。そうした状況に鑑みて、近年は、学校教育を通して育成すべき資質能力をより具体性を伴ったかたちで再定義することが試みられ、その結果、学校教育の各教科の学習を通して育成する能力を「核心素養」として定めることとなった。また、核心素養に関する生徒の到達水準についても具体的に示されるようになった。

こうした素質教育の実現を目指す流れのなかで、大学入学者選抜制度の改革の必要性も指摘されてきた。例えば2014年、教育部は「課程改革を全面的に深化させ、道徳性の構築のための意見（關於全面深化課程改革 落實立德樹人根本任務的意見）」において核心素養に関する検討をはじめたが、そのさい、教育課題として、学力や進学率の向上が目的とされ、児童・生徒の社会責任、意欲、実践力がやや軽んじられることや、素質教育を支える入学者選抜制度、評価制度が十分に整備されていないこと等が指摘されている。素質教育を推進するためには、その理念である生徒の全面的発展を促す、総合的で適切な評価方式、試験等の開発が必要であることが示されたのである。

それでは、高級中学における素質教育の推進とともに、大学入学者選抜はどのように設計されてきたのだろうか。以下では、その点について整理しその特質をまとめる。

1. 大学入学者選抜制度改革の方向性

2014年、国務院は大学入試制度について意見を出したが³⁾、そのなかで、改革開放から30年、中国の大学入試制度は改善を重ね、学生の成長、国家の人材選抜、社会の公平性の実現に貢献してきたとして一定の評価をしている。いっぽうで、試験の点数が受験生の全面的発展に及ぼす影響、受験生の学習の負担、都市と地方の入学機会格差等が課題として指摘され、次の改革を示した。

まず改革の基本原則は、学生の健康的な成長を重んじ、試験準備を強調する教育からの転換、社会主義核心価値を実践し、素質教育を推進し、德智体美の全面発展的な社会主義建設者および後継者を育てることである。また、そのさい、制度上の公平性公正性を確保しつつ、効率的で高水準の大学入学者選抜を実施することの必要性が強調された。

同改革は段階的に進められ、2014年に一部の地域で試行し、2017年に全国的に推進し、2020年には制度が確立された。なお大学入学者選抜に関しては、統一試験（高考）と高級中学学業水準試験成績を統一すること（高級中学学業水準試験の詳細については後述する）、高級中学における総合素質評価を大学入学者選抜の基準とする多元システムを探索することとなった。また、それにもなつて、各大学は、合格の条件となる、受験生の高中学業水平試験における受験科目と成績、および総合素質評価の成績、そして入学者選抜におけるそれらの利用方法を事前に公表する必要がある、とされた。

このように、高級中学における素質教育の推進にもなう大学入学者選抜の仕組みを把握するためには、統一試験、高級中学学業水準試験、総合素質評価についてそれぞれ整理する必要がある。統一試験については、高等教育機関の人材選抜の要求と「普通高級中学課程標準」（日本の学習指導要領に相当）によって、基礎性と総合性を増強し、受験生の思考力や問題解決能力を測ることの重要性が指摘されてきた。2014年、上海市と浙江省がそれぞれ試行のための方案が施行された。

次に、高級中学学業水平試験についてである。同試験は、高級中学における学習の達成水準を測定するもので、高級中学の卒業のための要件でもあり、大学入学者選抜の基準としても用いられる。受験科目は複数で、その出題範囲は国家が定める。これによって、高級中学の学習が特定科目に偏重することを防ぐことが期待される。なお試験は各省レベルの行政部門が「普通高級中学課程標準」に基づき実施し、試験の安全性と成績の信頼性を確保する。また、ニーズのある学生については受験機会を複数用意する必要性も指摘された。

最後に、高級中学における総合素質評価である。総合素質評価は生徒の德智体美の全面発展状況を主に高級中学が評価するものであり、生徒の成長過程について、関心や社会实践等を記録する。その手続きの厳格化、監督の強化、透明性の確保、評価内容の客観性の保障等の必要性が指摘された。以下では、これらに関する具体的な改革について整理する。

2. 統一試験（高考）

2014年の国务院による上記の意見は、大学入学者選抜のための統一試験の内容を深化させる改革の必要性を指摘した。それを受け、教育部試験センター（考試中心）が主導となり、華南師範大学、北京師範大学等の5大学の150名ほどの専門家をもって組織し、海外の事例研究なども通して、大学において求められる人材育成のあり方や、「普通高級中学課程標準」に基づいた統一試験のあり方を見直した。そのさい、統一試験は、道德性の構築（立德樹人）の精神を徹底的に取り入れ、高級中学での素質教育の目標と統合し、德智体美勞の全面育成教育体系の有機的構築への貢献が目指された⁴。また、統一試験の入試問題自体についても問い直されることとなった。教育部試験センターは、統一試験の目的、試験内容、試験の方法の点から「何のための試験か、何を試験するのか、どのように試験するのか」という試験の根本的な問いに回答することで統一試験を体系化することが目指された。

なお、中国の特色を有する統一試験システムを構築するにあたり、次の五原則が指摘された⁵。第一に、方向性の強調である。新時代中国の特色社会主義思想に基づき、党の教育方針を全面的に貫徹し、教育における重要な問題である「どんな人を育成するか」をめぐって德智体美勞の全面発展によって社会主義建設者と継承者の育成を目指す。第二に、科学性の堅持である。統一試験システムは、科学教育を通した立国戦略や人材強国戦略を推進する。また、大学における人材育成のニーズや「普通高級中学課程標準」に基づき、教育教学・学生成長・人材選抜の規律を科学的に把握し、大学入学者選抜の効果を高める。第三に、時代性を反映することである。知識経済時代において、統一試験システム改革は、新時代の人材育成のニーズに適切に対応し、人間の全面発達を促し、社会の全面進歩を推動し、「中国教育現代化2035」の目標の実現を支える。第四に、民族性の体现である。統一試験システムの改善は社会主義核心価値観や愛国主義を核心とする民族精神を発揚させ、教育を通して文化伝統の尊重を支え、倫理道德的教育思想を重視し、民族の復興を担う人材を育てるのに貢献することが期待される。第五に、公共性である。統一試験は大規模かつ高利害な試験で、社会において高度な複雑性や感性を有する。多元化する現実の期待や利益の追求に対して、統一試験システムの設計では各方面への配慮を前提とした統一試験のありかたが求められ、人々の公平性の訴求を満足させ、選抜の科学性を確保し、応試教育の弊害を避け、国家の人材育成戦略と現代化建設を進める。こうして統一試験システムと高級中学における素質教育の理念が十分に符合することで、素質教育は望ましい方向に積極的に促進することが期待される。

こうした原則にもとづき、統一試験の構造は、「一核」「四層」「四翼」によって同心円的に形成されることとなった。中心に「一核」があり、その周りを「四層」「四翼」の順に囲む形で示される。

「一核」は、高考の理念に関することで、「道德性を備えた人材の育成（立德樹人）」、「人材の選抜（服務選才）」、「教学の引導（引導教学）」に関する考え方であり、それらは「なぜ試験をするのか」への回答でもある。次に、「四層」は、試験内容が該当し、高級中学の教育を通して育成する資質能力が整理されたものであり、それは「何を試験するか」への回答でもある。「四翼」は統一試験の具体的

設計に関することで、基礎性、総合性、応用性、革新性が含まれる。それは「どのように試験するか」への回答となる。

以下では「一核」「四層」「四翼」に関してそれぞれ説明をしていく。まず「一核」は、「道徳性の構築」の堅持が重要なこととして位置付けられる。また、「人材の選抜」として、国家への奉仕および大学の人材育成のニーズを満たす入学者選抜が求められる。そのため、統一試験は科学的な選抜であること、選考の質の保証、公平性の確保が求められる。人材選抜をより科学的・総合的に行い、より高い信頼性と効果を得ることで、素質教育の理念でもある多様で全面的な人材育成が可能になり、それは国家経済社会発展に貢献することが期待される。さらに、「教学の引導（引導教学）」として、大学入試が高級中学の教学に対してもつ重要な引導作用についても重要な点である。教学の引導を統一試験システムの核心に位置付けることは、教育と試験の関係を正常化することに有利で、「試験をもって学習を促す（以考促学）」ことが可能になる。統一試験システム改革を通して、高級中学における素質教育の推進を促すことが期待される。

なお、統一試験システムにおいて重要な「道徳性の構築」「人材の選抜（服務撰才）」、「教学の引導（引導教学）」の効果は相互関係にある。「道徳性の構築」は教育の根本理念であり、統一試験の方向性と価値を決定し、「人材の選抜（服務撰才）」と「教学の引導（引導教学）」はその実現のための二つの手段である。両者は相互作用し、素質教育の発展を促すことで、「道徳性の構築」が実現されると考えられる⁶。

次に、「四層」についてである。大学による人材育成のニーズと「普通高級中学課程標準」に基づき試験の評価規律は定められるが、さらに高級中学での素質教育の目標を前提として、「四層」は構成される。具体的には、「核心価値」、「学科素養」、「能力」、「知識」が含まれる。「核心価値」は、「一核」の「道徳性の構築」と重なり、「四層」の方向性を導く。「学科素養」は「核心価値」の方向性を支え、高級中学の教育をとおして育成を目指す総合的な資質能力を指す。「能力」と「知識」は、それぞれ「学科素養」を構成する具体的要素である。「四層」はそれぞれが密接に関連し、有機的に構成され、統一試験において素質教育の目標に沿うことに貢献する。

なお、「核心価値」は、大学進学者が備えるべき良好な政治素質、道徳品質と科学思想方法の総合を指し、各学科において価値をリードする思想観念体系で、現実的な問題がある状況で表出すべき適切な感情態度と価値観の総合である。「核心価値」は学校教育と社会实践等の様々な経験を通して育成され、それは中国共産党と社会主義制度を支持し、中国特特色社会主義のために生涯奮闘する者として志を立てることにつながるかとされている。

具体的には、「核心価値」は、「政治立場と思想観念」「世界観と方法論」「道徳品質と総合品質」の三つの指標と、その下の十の指標によって構成される。「政治立場と思想観念」は、大学進学者が備えるべき適切な政治立場、態度、基本理念を指し、理想信念、愛国主義的心情、人民中心の思想と法治意識等の基本的な要求を含む。「世界観と方法論」は、大学進学者が把握すべきマルクス主義世界観と方法論を指し、弁証唯物論、唯物弁証法、唯物史観の基本的視点と方法論を含み、科学思想方法の範疇に属する。「道徳品質と総合素質」は、社会主義道徳情操、意志、精神心情を指し、品徳修養、

奮闘精神、責任、健康情感と労働精神等を含む。

次に、「四翼」は、高級中学での素質教育の成果に関する評価の基本態度である。つまり、それは、統一試験において受験生の総合素質をいかに評価することができるかということである。生徒の核心素養の達成水準や、高級中学での素質教育の水準をいかに評価するかについての研究の成果でもある。したがって、「四翼」は、「教学の引導（引導教学）」に重点を置いているといえる。「四翼」には、その特質として、「基礎性」、「総合性」、「応用性」、「創造性」がある。「基礎性」は、各学校段階の素質教育の連続性を保証するもので、大学入学後に応用することが期待される、生徒の基本的な知識や能力について評価することを意味する。「総合性」は、高級中学までの素質教育において目指される、徳・智・体・美・労の全面的発展を継承するものである。素質教育では、学科を超えた知識の有機的結び付きによる思考を重んじており、その能力の評価を目指す。「応用性」は、素質教育の重要な目的でもある、国家への貢献に関連するものである。学習を日常生活での問題解決や、国家の発展、人間社会が直面する課題の解決に応用して結びつけて考えることが目指されており、統一試験でもその能力の水準を測ることが目指される。「創新性」は、素質教育で重視され、国家の科学教育の振興や国家の発展戦略にとっても重要とされる批判的思考、柔軟な思考等を含む。なお、「四層」と「四翼」は相互性が強く、「四翼」の実現を通して「四層」が有効に実施される。

このように、統一試験システムは、全体の理念として「一核」があり、「四層」では試験内容として、評価すべき受験生の素質を定め、「四翼」は受験生のその達成度の評価方法に関して定められている。それによって、高級中学における素質教育の推進を支えることが期待されているといえる。また、「四層」と「四翼」を定めることで、統一試験自体を再評価しよりよいものへと改善することが目指される。すなわち、「四層」は命題の内容を、「四翼」がその水準を定めることで、包括的に試験としての質を検証していくことも期待される。

3. 高級中学水平試験

2014年、教育部による「普通高級中学学業水平試験に関する実施意見（關於普通高中学業水平考試的实施意見）」では、以下が示された⁷⁾。学業水平試験は国家普通高級中学の課程標準と教育試験に関する規定に基づき、各省等の教育行政部門によって実施される試験である。国家が規定する学習の水準に生徒が到達できているかどうかを測るもので、教育教學の質を保証する重要な制度である。試験に合格することは高級中学卒業にとって必要なので、高級中学に在学中の生徒は学業水平試験を受験する必要がある。また、試験成績は大学入学者選抜においても重要な基準として用いられている。学業水準試験を実施することは、高級中学で生徒が各教科の学習に真摯に取り組むことを促し、学習が特定の教科に偏重することを防ぐ。また、高級中学が生徒の学習状況を把握し、教學を改善することにも役立つ。さらに、大学による適切な選抜にもつながり、高級中学と大学の人材育成の有効な接続モデルを促すとされる。

その基本原則としては、特定科目に限らず高級中学で履修する科目について試験を実施し、国家が

規定する各教科の学習を生徒が完成することを促すことがあげられる。しかし、いっぽうで、一部科目の受験については、生徒が自らの関心や特長にもとづき受験科目を選択できるようにする。試験成績は、高級中学の教学の改善や、大学入学者選抜にあたってはその基準として活用し、受験生の過度な負担を軽減することを促すとされている。

学業水準試験の科目は、「普通高級中学課程方案（実験）」で定められる科目である。具体的には、国語（語文）、数学、外国語、思想政治、歴史、地理、物理、化学、生物等で、省レベルの教育行政部門が統一して試験を実施する。芸術（あるいは音楽・美術）、体育と健康、一般技術、情報技術の試験は、省レベルの教育行政部門が内容を統一して定め、具体的な実施について決定する。

なお、受験科目は各学年で均等になるよう配分する。原則、高級中学一年次で二科目程度、二年次で六科目程度、三年次で六科目程度である。各省（あるいは区、市）は毎年、試験を組織するが、そのさい、適切な科目を配分し、またすべての生徒のニーズに合うよう、試験時期は学期終了時にまとめる必要がある。さらに、希望する生徒が同一科目の受験を複数回できるように、あるいは選択科目を変更して受験できるようにする必要がある。

試験成績は、等級あるいは合否で示す。等級で成績を示す場合、一般には五段階（A、B、C、D、E（Eは不合格））で評価し、原則として各評価結果の割合は、Aが15%、Bが30%、Cが30%、DとEが各25%とされる。各割合は省ごとに決定する。上記のとおり、学業水準試験に合格することは、普通高級中学の卒業を認定される主要な根拠となる。

なお、上海市教育委員会は、2021年に「普通高級中学学業水準試験実施法（上海市普通高中学業水平試験実施弁法）」において、次のことを示した⁸。まず、学業水準試験は、素質教育の方向性を維持し、全面的な試験を実施し、国家が規定する学習内容をすべての教科において適切に学習することを促し、全面発展を実現し、生徒の選択性を増加させ、生徒個人の興味関心や特長の発展を促すことを目的としている。また、大学入学者選抜と高級中学のける生徒の総合素質評価等の改革と一体となり、高級中学と大学がともに人材育成と選抜水準について改善していくことが期待される。

学業水準試験の科目は、国語（語文）、数学、外国語、思想政治、歴史、地理、化学、生物学、情報技術、一般技術、体育と健康、芸術（音楽、美術）である。また、成績を合否で示す試験と等級で示すものがある。合否で示すのは、国語（語文）、数学、外国語、情報技術、一般技術、体育と健康、芸術である。合否と等級で示すのは、思想政治、歴史、地理、物理、化学、生物学である。合否で成績を示す試験の内容は、「課程標準」が規定する必修課程の範囲内とされる。国語（語文）、数学、外国語の試験は筆記試験で試験時間は90分で、外国語はインターラクティブ方式を用いてのリスニング・スピーキングの試験を30分間で実施する。思想政治、歴史、地理、物理、化学、生物学の試験は60分間で、物理、化学、生物学は操作技能に関する試験を15分間で実施する。情報技術はコンピュータを利用した試験で時間は60分である。一般技術、体育と健康、芸術は統一試験ではなく、各学校が「課程標準」に基づき、生徒の日常的な表現をもとにして総合的に評価を行う。

思想政治、歴史、地理、物理、化学、生物学は成績を等級で示すが、試験内容は「課程標準」の必修課程と選択必修課程の範囲内に限られる。各試験は筆記試験で、試験時間は60分である。各科目

の問題は、生徒の基本的な知識・技能を総合的に評価することに加え、社会や生徒の生活経験に関連させ、包括的に評価する。

上海市では、普通高級中学に在籍する生徒はまずは成績を合否で示す試験を受験しなくてはならない。その合格者は成績を等級で示す試験を受験できる。なお、生徒は志望する大学の要求や自身の選択によって、成績を等級で示す試験の六科目のうち三科目を受験する。試験のスケジュールは表3-1のとおりである。

表3-1 上海市における高級中学学業水平試験のスケジュール

学年	科目	成績の示し方	時期
一年	情報技術	合否	第二学期末
二年	思想政治、歴史、物理、化学、地理、生物学、情報技術	合否	第二学期末
三年	語文、数学、外国語	合否	第一学期末
	思想政治、歴史、物理、化学、地理、生物学	合否	第一学期末
	思想政治、歴史、物理、化学、地理、生物学	等級	第二学期末
	思想政治、歴史、物理、化学、地理、生物学、情報技術	合否	第二学期末

出所) 上海市教育委員会「上海市普通高中学業水平試験実施弁法」2021年、6-7頁。

等級は、A+、A、B+、B、B-、C+、C、C-、D+、D、Eで示す。A+は5%、A、B+、B、B-、C+、C、C-、D+は各10%、D、Eはあわせて15%で、Eは5%を目安とする。

試験成績は、次の三つに用いられる。上記のとおり、一つは、高級中学の卒業である。合否で成績を示す試験において合格することは、上海市の普通高級中学を卒業するための条件である。二つ目は、高級中学の課程管理と評価である。学業水準試験の成績は各高級中学を評価する際の重要な情報となる。市あるいは区の教育行政部門は試験結果を分析し、教育に関するフィードバックと指導を行い、高級中学での教育の質の向上につなげることが目指される。三つ目は大学入学者選抜である。学業水準試験成績は大学入学者選抜においても評価基準の一つとされる。なお、そのさい、等級性の試験成績は、対応するスコアに変換され、次のとおり得点に換算される。すなわち、A+は満点の70点で、各等級間の差は3ポイントであり、Eは40点となる。このように、大学入学者選抜に高級中学学業水準成績が用いられることで、高級中学での学習成果を大学入学者選抜に結び付け、全体として素質教育の推進に貢献することが期待される。

なお、近年、統一試験と学業水準試験の組み合わせについて、各省は一般に「3+3」あるいは「3

+1+2」方式を採用している。いずれも最初の3は統一試験としての3教科で、国語（語文）、数学、英語である。うしろの「3」は物理、化学、生物、思想政治、歴史、地理から3科目を選択する。なお、生徒が6科目から3科目を選択する際、難易度の高い科目を避ける可能性があるため、多くの省は後ろの「3」を「1+2」とし、「1」は物理か歴史から1科目を選択し、「2」は化学、生物、政治、地理から2科目を選択させる形をとっている⁹。

4. 総合素質評価

2014年の教育部「普通高校生の総合素質評価の強化と改善に関する意見（教育部關於加強和改進普通高中學生綜合素質評價的意見）」¹⁰では、学生の全面発展、健康成長を促すため、次のことが示された。すなわち、「総合素質評価」は生徒の全面発展状況について、観察、記録、分析するもので、良好な個性を発展させる重要な手段であり、素質教育を推進する重要な制度である。総合素質評価を行うことは、生徒の自我認識の促進や人生計画にとって有利となる。また、学校が生徒の成長規律を把握することを促し、人材育成モデルを適切に転換させる。また、評価方法の改革として、大学入試の合否判定にあたり、試験成績を唯一の評価基準とする評価方式を転換することに貢献するとされた。つまり、素質教育の推進のため、高級中学における生徒の総合的な評価である「総合素質評価」を大学入学者選抜においても活用することが示された。

なお、基本原則としては、次のことが定められた。まずは方向性として、社会主義の核心価値観の実行、中国共産党に対する熱愛、中華民族の伝統的美徳の発揚が挙げられる。また、学校が生徒の特性を把握し、成長過程に着目し、潜在能力を発展させることが確認された。さらに、客観性の保証として、例えば、生徒の成長過程の際立った態度等を記録し、発達状況を客観的に反映させ、事実に基づき評価を行う。また、公正性を保証するため、評価の流れを厳格に規程し、監督を強化し、評価過程の透明性を確保することが指摘された。

評価の内容としては、党の教育方針に基づき、学生の全面発展状況と個性の特徴を反映し、社会責任感や創新精神と実践能力について重点的に評価を行う。具体的には、思想品德、学業水準、心身の健康、芸術素養、社会实践などがあげられる。学業水準は、生徒の各教科の学習をとおした基礎知識や課題解決能力の獲得状況を主に考察する。重点は、学業水準試験の成績、選択科目と成績、探究性学習への取り組み状況等があげられる。心身健康は、生徒の健康生活方式、体育鍛錬習慣、身体機能、運動技能と心理素質等を主に考察する。重点は、体育運動に関する特長、体育運動への参加状況、困難や挫折に対応したときの記録である。芸術素養は、生徒の芸術に対する審美感受、理解、鑑賞と表現能力を主に考察する。重点は音楽、美術、舞踏、演劇、映像、書道等の表現への関心・特長、芸術活動への参加状況等である。社会实践は、社会生活のなかでの体験経験等の状況を主に考察する。重点は、生徒が参加した実践活動の回数、時間、内容等で、例えば「課程標準」における「技術」と関連する実習、社会調査への参加等である。高級中学は、生徒の発達状況に基づき、総合素質評価の結果を客観的に確定させる必要がある。

評価の流れとしては、次のとおりである。まずは、教師による記録である。教師は生徒を指導し、成長過程において総合素質を反映する主な内容の具体的な活動を客観的に記録し、関連資料を収集し、その際活動記録を記入する。また、活動記録等の根拠も求められる。なお、一般的な活動に関する記録は不要である。

次に、整理と選択である。毎学期末、教師は重要な活動記録と関連資料を選択するよう生徒を指導する。なお大学入学者選抜でそれを用いるさいは、生徒の署名も必要となる。そして、公示審査がおこなわれる。記録や資料の選択ができれば、大学入学者選抜で使用する活動記録などを毎学期末、教室、掲示板、学校内ネットワーク等で公示し、学級担任および関係する教師はそれらを審査し、署名する。さらに、それらを含めた電子ファイルを形成する。ファイルは、各省（区・市）に提出される。ファイルの主な内容は次のとおりである。①主な成長記録であり、例えば思想品德、学業水準、身心健康、芸術素養、社会实践の五方面に関する記録。②生徒による卒業時の簡単な自己陳述報告と、教師によるその評価、③根拠となる資料である。

このように、「総合素質評価」は、高級中学において実施される。学校は、健全な生徒の成長を記録するための規則制度を設け、当該学校の総合素質評価の具体的な要求を明確にする必要がある。また、日常的な教育活動において注意を多く向け、生徒を指導し関連する材料を収集する必要があり、それらを特定の一時期に行うことは避けることが望ましいとされている。

また、それを大学入学者選抜において用いることに関しては、各大学はその評価体系を整えることが求められる。たとえば教員等の専門人員によってファイルを研究分析する組織を設け、集団評議等の方法をもって客観的に評価し、入学者選抜の参考とする必要があるとされる。

このように、総合素質評価を大学入学者選抜の基準の一部として用いて、生徒の総合素質の向上を重視することは、大学入学者選抜制度改革の特質であり¹¹、上記のとおり、統一試験の点数、学業水準試験成績、総合素質評価の三つを対象として総合的に評価し、従来の評価方法（統一試験の点数を唯一の合否判定の基準とするもの）を改める点は大きな変更点である。なお、上海市、浙江省、広東省、北京市等の一部の地域では、631方式、すなわち、統一試験の点数を6割、総合素養評価を3割、学業水準試験成績を1割として、総合的な評価を行っている¹²。

おわりに

以上、本章では、中国の高級中学において素質教育が推進されるなかで、その理念に応じた大学入学者選抜試験制度がどのように設計されてきたのかについて整理してきた。指摘できるのは以下の点である。

まず、素質教育の推進とあわせて大学入学者選抜の改革がすすめられてきたが、具体的には、統一試験、高級中学学業水準試験成績、高級中学における総合素質評価を評価規準とする多元システムを探索することが図られた。そして、まずは統一試験の改革として、「一核」「四層」「四翼」という同心円の構造にもとづき試験が実施されることとなった。これによって、道徳性の構築や素質教育とい

った理念を中心にすえながら、高級中学での学習の成果を測る試験内容と方法の実現が目指されている。

次に、高級中学学業水準試験は、国家が規定する学習の水準に生徒が到達できているかどうかを測るもので、教学の質を保証する重要な制度でもある。試験に合格することは高級中学卒業のための要件であるため、高級中学に在学中の生徒は受験する必要がある。また、試験成績は大学入学者選抜においても重要な基準として用いられるようになった。さらに、総合素質評価についても、高級中学において生徒の全面的発達を総合的に評価した結果が、大学入学者選抜でも用いられている。このように、高級中学の学習に関する評価が大学入学者選抜にも用いられることで、包括的に素質教育の推進を促すことができると期待されている。

¹代玉『中国の素質教育と教育機会の平等』東信堂、2018年、8頁。

²柳夕浪「從“素質”到“核心素養”——關於“培養什麼樣的人”的進一步追問」『教育科学研究』第3期、2014年、6-7頁。

³國務院（2014）「大学入学者選抜制度改革に関する意見（國務院關於深化考試招生制度改革實施意見）」（http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-09/04/content_9065.htm 2021年11月29日最終確認）

⁴教育部考試中心『中国高考評價体系』人民教育出版社、2019年。

⁵同上。

⁶教育部考試中心『中国高考評價体系說明』人民教育出版社、2019年、19—20頁。

⁷教育部（2014）「普通高級中学における学業水平試験に関する意見（教育部關於普通高中学業水平考試的實施意見）」（http://www.moe.gov.cn/srcsite/A06/s3732/201808/t20180807_344610.html 2021年11月29日最終確認）

⁸上海市教育委員会（2021）「上海市普通高中学業水平試験實施弁法」（http://edu.sh.gov.cn/xxgk2_zhzw_zcwj_02/20210713/419a144572d84632aa884eeaf2722c49.html 2021年11月29日最終確認）

⁹吳金瑜「新高考、新課標導向下普通高中課程与教学改革研究」『創新人材教育』2021年、39頁。

¹⁰教育部（2014）「教育部關於加強和改進普通高中学生綜合素質評價的意見」（http://www.moe.gov.cn/srcsite/A06/s3732/201808/t20180807_344612.html 2021年11月29日最終確認）

¹¹吳、上掲論文39—40頁。

¹²同上。

第4章 大学自主募集の可能性と限界

肖 芸萱
(広島大学)

はじめに

1977年に大学入試制度が再開されて以来、中国の学生が大学入試を受験し、実際に大学に入学することの難しさは、「一本の木の橋を千頭の馬が渡る（千軍万馬過独木橋）」ことに例えられ、その競争の激しさは強調されてきた。大学入試の再開以降、受験者数は年々増加しており、2019年は1,031万人、2020年は1,071万人、そして2021年には1,078万人に達した。その結果、受験生が直面する競争はますます激しくなっている。しかし、現在では大学側の選考方法が多様化し、より多様な学生が選抜されるようになった。例えば美術、音楽、ダンスなどの芸術分野の資質能力を合否の基準の一つとする芸術入試がある。また、2003年からは自主募集が導入され、大学が主体的に人材を選抜する機会を得るだけでなく、学生にとっては、従来の大学入試に加えて選択肢を増やすことにもなった。

自主募集は、自主選抜とも呼ばれ、この制度の導入は中国の高等教育制度における重要な変革である。政策の変遷と実施大学を見れば、自主募集は、研究型大学から高等職業教育機関に、国家重点大学から地方重点大学に積極的かつ着実に拡大されてきた¹⁾。大学が実施する筆記試験と面接に合格すれば、入学試験を受ける必要がない、または大学側が設ける試験のボーダーラインよりも若干低い点数でも合格できる。以上より、自主募集制度は、大学と受験生の双方向に自主的な選択権を与え、中国の人材選抜システムを多様化しているうえで革新的なものといえるが、一方でその制度自体や実施、監督などにおいて様々な問題も存在するため、批判の対象になっていることも事実である。

人材選抜の効率を向上させ、教育の公平性・公正性を促進するために、中国では様々な大学入試改革が行われている。2020年1月、教育部は「一部の大学における基礎科目の人材を募集する入試改革の試行に関する意見（関于在部分高校開展基礎学科招生改革試点工作的意見）」を公表し、16年ぶりに自主募集政策が廃止された。また、今後行われる「強基計画」は自主募集政策を大きく改変したものである。では一体、自主募集にはどのような問題があり強基計画に置き換えられたのだろうか。そこで、本章では、「自主募集」と「強基計画」の背景、歴史的展開、募集現状などをもとに、両政策の成果と限界を考察する。

1. 自主募集の発展

(1) 自主募集の歴史

本節では、自主募集の開始から廃止に至るまでの過程において、いくつかの重要な期間を軸にして、それぞれの時期における教育部（日本の文部科学省に相当）の政策を整理していく。

自主募集とは、募集の主導権を大学に委譲することである。自主募集の制度によって大学は主体的に選抜基準を設定し、その基準で優秀な人材を募集する権利が得られるものである。1895年、中国初の近代的な大学である北洋大学堂（現・天津大学）が設立され、中国の高等教育の先駆けとなったが、当時、高等教育がまだ十分に普及していなかったため、全国レベルの試験を実施できず、入学基準を満たす受験生を全国から北洋大学堂に集めることができなかった。当時、天津、上海、香港では近代的な教育が展開されていたため、北洋大学堂はこれらの地域にある学校から積極的に学生を募集した。これを見れば、中国の自主募集はすでに19世紀末期から存在していたことが分かる。また、1937年に短期間の全国統一入試が行われたが、その後約10年間にわたり、6つの募集方法が併用されてきた²。1951年の全国統一入試の後も、学生募集における大学の自主権獲得の動きが進んでいった³。改革開放の当初は、計画経済体制や政府の統一管理モデルの下で大学の自治が抑制されるなか、復旦大学を含む4つの大学が「大学に自主権を」という文章を発表した⁴。

1985年、「教育制度の改革に関する中国共産党中央委員会の決定（中共中央关于教育体制改革的决定）」では、「高等教育機関の募集計画と卒業生の配属制度を改革し、高等教育機関の自主権を拡大する」ということが言及されている⁵。1998年に「中華人民共和国高等教育法」が公布され、大学が独自に学生を募集する権利が法的に認められた。

2003年、中国は自主募集を正式に開始することを決定した。「2003年の普通高等教育機関の募集に関する教育部の通知（教育部关于做好2003年普通高等学校招生工作的通知）」によると、「高等教育機関の募集及び選考制度の改革をさらに深め、高等教育機関の募集の自主性を拡大し、革新的な人材を育成し、素質教育を全面的に推進するために、2003年に一部の大学で自主募集の試行が開始された」⁶。自主募集の資格を持つ大学は、北京大学、中国人民大学、清華大学、北京師範大学、中国政法大学、復旦大学など22校であった。2019年には、自主募集資格を持つ大学を90校に増やした。2003年、教育部は、高校に一定の手順で公募推薦を行うことを求めていたため受験生には自薦権がなかったが、その後2004年には、初めて受験生の自薦を認める政策がとられた⁷。これは自主募集における学生の自主権の拡大であるといえる。また2008年、大学の自主募集改革方針にいくつかの新しい変化が見られた。試行大学は、自主募集試験を受ける学生の範囲を決定する際に、特定の学生あるいは地域を優先しなければならないことを要求された。具体的には、新カリキュラムを実施する高校の所在地域、素質教育を着実に推進してきた地域や中学、革新的な実践や科目の専門性で優れた成績を収めた受験生を優先すべきとされた。また、国費教員養成

学生（**免費師範生**）を募集する任務を持つ試行大学においては、自主募集計画は主にそれらの学生を募集するためであった。つまり各大学が学校の実状に応じて自主募集を展開することが求められたのである。

「2012年の高等教育機関の自主募集に関する教育部の通知(教育部弁公厅关于做好2012年高等学校自主選拔錄取試点工作的通知)」によると、前年に比べ、自主募集のプロセスの監督と公表が強化されており、高等教育機関が自主募集において、不正な契約や運営、虚偽または偽造・変造された資料、試験での不正行為、試験の差し替えなどの不正行為に対する厳格な対応が求められた⁸。2014年に中国人民大学は不正行為により自主募集を一年間停止するということがあった。2014年九月、国務院は「試験・募集制度の改革の深化に関する実施意見（关于深化考試招生制度改革の実施意見）」を発表した。実施意見では、点数のみを重視することや不正に加点すること、規定に反する募集などが指摘された。それらを改善し改革を深化させるために、新たな任務が提出された。その中には、加点の削減と標準化、自主募集の改善と標準化、社会人のための生涯学習の促進、情報開示の強化、違反行為の調査と処罰の厳重化などがある。また、自主募集について、専門性と革新性を備えた優秀な学生を選抜すること、入学希望者は全国统一大学入試に参加し、対応する要件を満たした上で、入学を希望する大学の試験を受けなければならないこと、試行大学は評価方法と過程を様式化し、定員をコントロールすることが求められた。以上より、自主募集に対する統制が厳しくなったことが分かる。例えば、「教育部办公厅による2019年の高等教育機関の自主募集に関する通知(教育部办公厅关于做好2019年高校自主招生工作的通知)」は、募集政策と手順について、10の厳しい要件が掲げられた。

2020年、教育部は「一部の大学における基礎科目の人材を募集する入試改革の試行に関する意見（关于在部分高校開展基礎学科招生改革試点工作的意見）」を公布し、2020年から自主募集制度の廃止が決定した。

このように、2003年に正式に制定されて以来、自主募集に関する改革が進められてきていた。自主募集制度は、大学への優秀な人材の登用を促進した一方で、腐敗や不正を助長し、社会的不平等を悪化させたと言われている。新たな問題に直面しながらも、大学と教育部は、制度的改善のために、自主募集の手続きを規制する政策や規則を導入し続けてきた。2014年以降、自主募集の実施で生じた様々な課題を受け、教育部は大学の自治を抑制するための否定的な政策を次々と打ち出し、自主募集の全体的な縮小傾向を示した⁹。そして2020年までに大学の自主募集制度は幕を閉じ、強基計画に置き換えられたのであった。

（2）評価基準と募集手順の変化について

自主募集は、期間ごとに大学による評価の内容や方法などは異なる。2003年の自主募集の一般的な流れは以下の通りである。

大学が詳細な募集要項を作成し公表→高校が大学に学生を推薦→学生が資料を提出→大

学が審査・総合評価→入学

スケジュールについては、以下のような変化がある。2015年以前は、自主募集は大学入試の前に行われてきたが、2015年以降は、大学入試の後に行われるようになった。慣例として、毎年の自主募集は一般的に2月に開始され、3月初旬に試験が行われる。自主募集は成績優秀者選抜と呼ばれており、問題の方向性や内容が大学入試と異なるため、以前までは大学入試の勉強と並行して自主募集の試験のための勉強を行わねばならなかった¹⁰。しかし、スケジュールの改定により受験生にとって、より大学入試の勉強に専念しやすい環境が作り出されたといえる。

2015年の自主募集のスケジュールと手順は以下の通りである。

2月末までに：試行大学が自主募集の募集要項を公布する。

3月末までに：受験者が出願完了。

4月末までに：試行大学が受験者の資料の審査を完了し、大学による選考に参加する受験者のリストを決定し、公表する。

6月7日～9日：大学入学試験

6月10日～22日：大学による選考を完了し、選抜された受験生のリストを作成し、教育部の陽光高考プラットフォームに公表する（注：過去の大学入試のスケジュールによると、試行大学による選考は、実際には大学入試後、結果が公表される前のこの期間に完了する）。

自主募集の評価方法は三つの段階に分けられる。各大学による単独募集試験から、連合試験と単独募集試験が並行して行われるようになり、連合試験の廃止と全面的な単独募集という変化のプロセスである。

2006年には、北京科技大学、北京郵電大学、北京交通大学、北京林業大学、北京化工大学の5つの大学で結成された京都連盟が、自主募集の連合試験を実施し始めた。2009年には、北京大学を始めとした11校の大学が北約連盟を、清華大学を始めとした6つの大学が華約連盟を結成し、一部の大学が小規模での連合試験を試みた。2010年、8つの大学が「優秀人材育成協力枠組協定（卓越人才培养合作框架協議）」を締結した。「優秀人材育成協力大学連合学力試験（卓越人才培养合作高校聯合自主選抜録取学業能力測試）」が2012年2月12日に中国全土の試験場で一斉に実施され、3万5千人以上の受験者が試験を受けた。学力試験の結果に応じて、9校の大学それぞれが特別な試験や面接を行った¹¹。しかし2014年、国務院は、自主募集試行大学は評価内容を合理的に決定すべきであり、選抜に連合試験を用いてはならないと規定した。

表 4-1 自主募集試行大学の四連盟

北約連盟 (11校)	北京大学、北京航空航天大学、北京師範大学、武漢大学、華中科技大学、山東大学、四川大学、厦門大学、中山大學、蘭州大学、香港大学
華約連盟 (6校)	清華大学、西安交通大学、上海交通大学、中国科学技術大学、南京大学、浙江大学
卓越連盟 (9校)	北京理工大学、天津大学、大連理工大学、ハルビン工業大学、重慶大学、同濟大学、華南理工大学、東南大学、西北工業大学
京都連盟 (5校)	北京科技大学、北京交通大学、北京林業大学、北京郵電大学、北京化工大学

出所) 杜瑞軍「我国高校自主招生政策演變的多重邏輯」『教育學報』第 17 卷第 1 期、2021 年、117 頁。

選考方法は、ほとんどの大学が筆記試験と面接として、一部の学校は面接のみを採用していた。

筆記試験の内容は、大学入学試験の知識に基づき、学生の教科知識、思考力、分析力、問題解決力、学習発達の可能性をテストする。各学校の筆記試験が関連する知識はほぼ同じであるが、学校によって重点を置く科目が異なり、学校の特徴が見られる。筆記試験の主な科目は、数学、物理、国語で、理工系は数学と物理、文系は数学と国語となっている。

面接に関しては、個人面接による構造化インタビュー、グループディスカッションと構造化インタビューの混合インタビュー、オープングループディベート、複数回の 1 対 1 の構造化インタビューなど、多様な面接方法が採用されている¹²。教育部の新規定のもとで、2019 年に 90 校の自主募集試行大学が、二次試験に体力テスト（体質測定）を追加した。

（3）募集制度の現状及び問題点

自主募集による募集人員は、当該大学のその年の定員計画の 5%以内にコントロールされる。つまり、自主募集の定員は、大学統一入試の受験者の定員には影響しないということであり、自主募集と大学入試が二つのトラックである。専門科目に優位を持つ学生は、それぞれの強みを活かし自主募集に参加することで、それに応じて大学入試での加点優遇を受けることができる。自主募集試験に合格した受験生は、一般入試よりも低いボーダーラインで入学することができる。しかし、盧の調査によると、自主募集で選抜された学生の大学 1 年目の学業成績は統一入試で選抜された学生よりも比較的良く、自主募集の学生の必修科目、選択科目、総合評価を含む全科目の成績においても統一学生よりも良い¹³。学業成績は、学習態度、学習能力、学習習慣など様々な側面に影響されるが、学業成績だけが学生を判断する基準ではない。今回の調査結果を通して、自主募集の学生は、専門的な知識をより早く、よりよく理解し、習得することができるが見て取れる。すなわち、自主

募集制度は大学に質の高い学生を提供し、人材選抜の効率を向上させたと思われる。

しかし、2020年に教育部は自主募集を取り消し、強基計画を行うことを決定した。2003年から2020年末までの18年間で自主募集制度の展開にともない、様々な問題が露呈し、自主募集制度には、常に賛成派と反対派の様々な声が寄せられてきた。

例えば自主募集をめぐる、「公平性」という問題が存在している。自主募集の不公平さは、主に以下の3つの側面に表れている。

まず、自主募集の影響について、都市部と農村部の教育レベルの格差が大きく関係する。自主募集制度は、都市の戸籍を持つ学生と大学の所在地にいる学生の両方に有利である¹⁴。自主募集試験の面接あるいは校内試験に参加するためには、当該大学に行かなければならないことが多い。複数の学校に申し込んだ場合、面接の時間や場所が重なることがある。また、自主募集の面接と校内試験に参加するためには、時間と労力、そしてお金が必要である。2020年に自主募集の対象となる90校は、都市部または地方都市にある。これは、面接への参加という点だけでも、大学の所在地以外の受験者や、地方や貧困な受験者にとっては不利な条件である。

第二に、標準化された公平な行政制度がないために、自主募集での汚職事件が頻発し、社会的にも悪影響を及ぼしていた。2013年には、中国人民大学で汚職事件が発覚した。腐敗の問題は、権力の過度な集中という背景から生じており、自主募集自体の問題ではなく、行政権力の監督が行われておらず、透明性に欠けていたこと、また評価にあたっての専門性と独立性が十分でなかったことにある¹⁵。

第三に、自主募集では、概念的な公平性を重視し、技術的な公平性を無視するという観点がある。概念的な公平性とは認知や理論、政策システム構築の観点からの公平性である。一方、技術的な公平性とは制度や政策を実施する際の公平性である。刘、彭の研究チームが2008年と2015年に行った自主募集に関する2つの全国的なアンケート調査によると、弱者層である高校生が自主募集に関する情報を得ることが難しいという現実が依然として広く存在している¹⁶。この問題の直接的な結果として、申請者数、受験者数と合格者数には地方間に大きな差があり、この差は従来の大学統一入試における地方間の学生分布の差よりもはるかに大きい¹⁷。この差は、技術的な公平性における問題の一つで、募集の広報面において、受験生の情報へのアクセシビリティが要因であるとされている。

また、自主募集制度が廃止された一因には人材選抜の機能が十分に発揮されなかったことも挙げられる。応募条件や選考基準から見れば、自主募集で考慮されるのは、学生の総合的な資質、特別な才能や興味である。しかし、自主募集を通して最終的に選抜された人材がどのような人材であるかについては明らかにされていない。復旦大学、上海交通大学、同济大学、華東師範大学、華東理工大学は、特定の分野に突出する者であったとしても、大学入試を受験し、専門家の審査を経て、一定の点数に達しなければ、合格できないと表明した¹⁸。教育の核心は人々の全体的な発展を促進することであり、自主募集はこの目標の実

現を促進する反面、大学の生徒の成績に対する要求に変化はない。したがって、「優秀な人材」の募集にこだわり、各大学の強みと学生のマッチングを考慮せず、大学間の激しい競争を招いており、学生の負担が高まるのみであった。しかし、2014年の「国務院による試験・募集制度改革の深化（国務院關於深化考試招生制度改革の実施意見）」では、自主募集の対象は「教科の特長と革新的な可能性を持つ優秀な学生」と明確にされている¹⁹。つまり、自主募集政策は「特別な才能」を持つ学生に偏った政策である。しかしながら、現状では「特別な才能」を判断する合理的な第三者機関等の仕組みや基準がない。そのため大学では、コンテストの成績、論文、特許などで学生を判断することが多い。論文や特許の需要は、ゴーストライターや特許代発行（代写論文、代発専利）というグレーな産業を生み出している。多くの学生や親は、いわゆる自主募集に絶対合格させるという塾（自主招生保過培訓班）に参加したり、高額な価格で論文を買ったり、特許を購入したりすることが知られている。これは自主募集の本来の目的を損ない、入試制度改革の全体的な環境に悪影響を与える。もちろん、これと前述の技術的な公平性の欠如は密接に関係している。

まとめると、自主募集の問題は、主に「公平性」の問題である。自主募集制度は「スコアのみ」という一方的な考え方を打破し、政策の実施を通じて、多様な人材を募集するために導入された。知識の蓄積、趣味や関心の形成と育成により、学生の総合的な資質が高まったため、自主募集に応募するという構造であれば素質教育の要件を満たしている。しかし、現実では、低い点数で良い大学に進学するための手段としての自主募集という形になってしまった。大学に合格するために講習会に参加することが、逆に学業の負担だと感じる学生も少なくない。また、このような進学ルートは、社会的不平等を悪化させた。都市部の学生に比べ、教育レベルの低い農村部や町の学生にとっては、大学入試が唯一の手段となっている。というのも、彼らには、最新の政策に関する情報源がなく、同時に、自主募集に対応できるような教育資源も持っていない。その意味では、地方の学生は自主募集において劣位に立っている。このように、自主募集が、すでに非常に優秀な学生や優れた教育資源を享受している学生にとっての近道に過ぎないと言える。統一入試と並行するはずであるが、近道として取られることになり、多くの欺瞞、腐敗を生んだ。

李によると、大学入試制度の公平性の発展には3つの段階がある：「1つ目は形式的な公平性の追求で、生徒の教育的背景の違いを考慮せず、点数至上主義、試験や入試の画一化を強調している。2つ目は、実質的な公平性を重視し、学生の教育的背景を考慮し、学生の水準を測る基準を使い分け、試験や入試の形式を多様化することである。3つ目は、学生の成長の背景を総合的に考慮し、単に試験の結果だけではなく、社会的正義や善意による差別化や公平性への補償の原則を重視した「制度的公正」を重視することである。」²⁰公平性の三層の意味を考えると、自主募集は第二層で生まれるが、公平性の第三層を達成するためには、まだ制度上の欠陥があるため、制度を改善しつつ、技術レベルの公平性を常に監視し、理論と実践の統一を達成する必要があるだろう。

2. 強基計画

(1) 政策の背景

「強基計画」も大学の募集制度改革である。「一部の大学における基礎科目の人材を募集する入試改革の試行に関する意見（関于在部分高校開展基礎学科招生改革試点工作的意見）」によると、教育部は、第19回中国共産党全国代表大会および第19回中国共産党中央委員会第2回、第3回、第4回全体会議の精神を徹底的に実行し、国家の主要な戦略的ニーズに奉仕し、革新的な人材の選抜と育成を強化するために、2020年以降に強基計画を行うことになっている²¹。このように、「強基計画」は、現在の中国の発展のニーズに基づいていることが分かる。強基計画は二種類の人材を募集し育成している。一方、産業面では、国家戦略的な新興産業計画の7つの分野、すなわち「省エネ・環境保護、新興情報産業、生物産業、新エネルギー、新エネルギー自動車、先端機器製造、新材料」に活躍できる人材を目指している。たほう、人文面では、「四つの自信」を貫き、優秀な伝統文化を活用し、「一帯一路」構想を実践し、人類の運命共同体を構築している²²。

(2) 募集状況

現在、強基計画の試行大学は国内に36校ある。鍾と蘇が各校の入学計画を分析したところ、以下の結果を出した。「36校が合計6,090人の学生を入学させる予定で、うち10校の大学は全国に、12校の大学は20省（地域・都市）以下のみ募集する。8校の大学は福建省には門戸を開いていない。また、福建省では残りの28校の大学が182名の学生の入学を受け入れている。最も多くの学生が在籍しているのは北京大学と清華大学で、それぞれ900名の学生が在籍している。専攻は、数学、物理、化学、生物、哲学、歴史、古文書、機械、医学、情報、原子力工学、考古学などである」²³。

(3) 現状と問題点

まず、強基計画が展開される手順とスケジュールについて紹介する。

3月末まで：募集要項の公表

4月：受験生の申し込み

6月7日・8日：大学入学試験（一期校²⁴のラインに達する／大学が設定した倍率と省内の入学者数に基づく得点ラインに達する／一期校のラインを超えるか、総得点で一定の条件に達する／一期校のラインに達する＋全国大会での入賞）

6月25日まで：各省の募集試験機関は、申し込んだ受験生の大学入試の成績（加点を除く）を大学に提供する

6月26日まで：各大学がエントリーリストと選考基準を公表する

7月4日まで：選考された受験生が各大学の試験（体力テスト＋面接＋筆記試験）に

参加

7月5日まで：各大学が入学者リストを決定し発表する

このように、強基計画の校内試験は、筆記試験、面接、体力テストで構成されており、大学ごとでその形式は異なる。教育部は、大学入学試験の成績の85%を考慮しなければならないと定めており、各大学の試験結果は総合得点の15%と設定されている。すべての大学は、体力テストの結果を主に資格条件または重要な参考条件として使用し、試験の総得点には算入しないこととしている。

儲朝暉は、強基計画の問題を次のように提起した。「強基計画」は、名目上は基礎科目を発展させるといふ国家戦略上の必要性から考えられているが、客観的には受験者と学校の自主性を圧縮するものである²⁵。強基計画募集に関する10の厳禁事項のように、強基計画で入学した学生は、その後、専攻を変更することはできない。この制限は、学生にとって非常に不利なものである。中国の大学では、多くの学校が2年目、あるいは3年目に今の専攻を離れ他の専攻に編入するという選択肢を提供している。これは、今の専攻での学業成績と目標の専攻への編入規定に基づいているが、一般的には学生が応募することができる。強基計画は、この自由を制限しているといえる。高校から大学に進学する学生の場合、大学の学習スタイルや専攻への理解がまだ入門的な段階であるため、自分が専攻に適しているかどうか、長期的に従事したいかどうかを迅速かつ決定的に判断することは困難である。強基計画では、生徒が自分のキャリアプランを明確に理解することが求められているが、高校でのキャリア教育はまだ充実していない。また、「強基計画」はさておき、統一試験で選抜された学生の多くは、願書を記入する際に、自分自身や様々なキャリア、社会における様々な産業の発展状況についての知識が不足しており、親や先生、先輩のアドバイスに従う傾向がある。また、「学部生-修士-博士」という一貫した育成ルートや、国立研究所、国家重点研究所、フロンティアサイエンスセンター、統合研究プラットフォーム、協同イノベーションセンターがこれらの学生をプロジェクト研究に参加させることを推進するなどの育成方針から、「強基計画」の育成目標は研究志向の人材であると言えよう。受験生が研究者の方向に成長したいという強い願望を持っているかどうかは、入学前や入学時に注目すべき問題である。したがって、「強基計画」で入学した学生は、高校と大学の両方でキャリアプランの指導を受ける必要があるのではないだろうか。このような進路指導は、大学の宣伝のために行われるのではなく、学生が学校や専門分野、育成方法に適しているかどうかを自分で検討できるような助言的な存在として位置づけられるべきである。

さらに、今後は強基計画の技術的な公平性には特に注意を払う必要がある。様々な制度の改善や募集制度の多元化をはかる一方で、システムの完全性に注目し、募集制度の実施を支援するための厳格な監視システムが整備されなければならない。

3. 自主募集と強基計画の比較

以下の2つの募集制度を分析すると、自主募集と強基計画の重点が異なっていることがわかる。自主募集は選考に重点を置き、優秀な人材や特別な人材を選ぶことを目的としている。「強基計画」は育成に重点を置き、国家発展戦略を参考に戦略的な人材を選び、育てることを目的としており、その育成方法もより明確にされている。自主募集は、まず書類による選考を行い、その後、一般入試と各大学の試験を受けるのに対し、強基計画は、まず一般入試に合格し、より高いスコアを得てから各学校の試験を受けることになっている。試験制度の面では、強基計画のエントリーメカニズムがより厳しいため、不正行為が減り、公平性が保証される。一部の大学では、筆記試験を廃止し、一般入試の成績で学生の知識の習得度を示すことで、実際に学業面でのプレッシャーを軽減し、筆記試験のための塾の混乱を取り除く役割も果たしている。募集目標について、強基計画の方が、より明確で専門的な募集目標を掲げており、標準的な評価方法を設定するのに適しているといえる。

表 4-2 自主募集と強基計画の比較

	自主募集	強基計画
募集対象	学科の特長と創造性を兼ね備えた生徒 (5 学科のオリンピックコンテスト、科学技術イノベーション類及び文系類のコンテストで受賞した生徒)	優秀な総合資質または基本科目に優れた才能と成績がある生徒 (5 科目のオリンピックコンテストで国家レベルの銀メダル以上を受賞した生徒)
専攻	制限なし	数学、物理、化学、生物、歴史、哲学、古文字学など
定員	定員数の2%以内； 省に分けなく、全国で募集する	定員数が定められ、募集計画は省による制定される
入選基準	応募書類	大学入学試験の成績と破格条件
成績要求	減点、最低は一期校のラインまで	大学入学試験の成績(85%以上)+大学の審査と試験
養成方式	特になし	特別な養成方式：少人数クラスと指導教授制と本科修士接続など

出所) 建林 蘇聖奎「“強基計劃”政策解説及因应策略—兼析36所“強基計劃”試点高校2020年招生簡章」『教育評論』第5期、2020年、3-13頁。

おわりに

以上、中国の大学入試・募集制度改革における自主募集と強基計画について検討した。自主募集は、大学に学生募集の自主権を与えることである。それについての模索は、19世紀末期に遡ることになり、中国初の大学である北洋大学堂がその募集方法を採用した。2003年には、中国の大学入試制度改革における重要な一環として、自主募集が開始された。素質教育の実施と人材のニーズの変化に伴い、改革を繰り返しながら、自主募集制度は2003年から2020年までの18年間実施されてきた。18年の間に、自主募集は、大学の人材選抜の効率を高め、学校運営の熱意を促進するとともに、受験者に多様な進学方法を提供し、人材の多様なニーズに応えてきた。一方で、自主募集がどのような人材を募集するかという目標が明確でないことに加え、公平性に関して多くの批判を浴びた。この公平性の問題は、3つの側面に反映されている。まず、自主募集試験を受ける費用負担能力による差異がもたらす不公平である。自主募集資格を持つ学校は、都市にあることが多く、僻地・貧困地域の受験生にとっては、時間や交通費を捻出することが難しい場合がある。次に、自主募集試験の制度自体に欠陥があり、富裕層の学生が良い大学に通うための近道となっていることだ。自主募集の規制システムはまだ完全ではなく、汚職も発生しており、明らかに入試の公平性を侵害している。最後に、周知が不十分なため、自主募集に関する情報へのアクセスに差が生まれていることだ。

これらの欠陥が露呈し始めたと同時に新たな政策である「強基計画」が登場したため、自主募集政策は2020年に終わりを告げた。基計画では、自主募集と比べ、国家が産業を発展させるための戦略的ニーズに合致した人材を募集するという明確なターゲットが設定されている。しかし、強基計画で大学に入学した後は、専攻の変更ができず、学生にとっては自由が制限されることとなる。そのため、学生が自分自身、専攻、学校、そして業界について、より包括的に深く理解することが必要である。現在、強基計画は初期段階にある。自主募集の経験から、公正かつ公平で効率的な実施を促進するために、より良い監視と広報のメカニズムを確立すべきである。強基計画で採用された新入生の育成、それらの新入生に対する各学校の具体的な教育の仕組み、制度自体の問題点なども今後研究すべき課題であろう。

1 張亜群「高校自主招生改革：動因、問題と対策」『北京大学教育評論』第8巻第2期、2010年、30-42頁。

2 儲朝暉「高考招生究竟需要多少自主」『江蘇高教』第8期、2021年、24-26頁。

3 同上。

4 張、上掲論文。

5 教育部「中共中央關於教育体制改革的決定」教育部、1985年。

-
- 6 教育部「教育部關於做好 2003 年普通高等学校招生工作的通知」教育部、2003 年。
 - 7 閻琨、吳茵「從自主招生到“強基計畫”——基於倡議連盟框架政策嬗變分析」『中國高教研究』第 1 期、2021 年、40-47 頁。
 - 8 教育部「教育部辦公廳關於做好 2012 年高等学校自主選拔錄取試點工作的通知」教育部、2011 年。
 - 9 閻琨、吳茵「從自主招生到“強基計畫”——基於倡議連盟框架政策嬗變分析」『中國高教研究』第 1 期、2021 年、40-47 頁。
 - 10 陽光高考「自主招生調整到高考後 吉林省已有“時間表”」
(<https://gaokao.chsi.com.cn/gkxx/ss/201412/20141229/1419250444.html> 2021 年 11 月 29 日最終確認)
 - 11 中華人民共和國中央人民政府「“卓越連盟”9 高校舉行連合自主招生考試」
(http://www.gov.cn/jrzq/2012-02/12/content_2064717.htm 2021 年 11 月 29 日最終確認)
 - 12 自主選拔信息平台「自主招生到底考什麼、考核方式有哪些？這篇文章告訴你」
(https://www.sohu.com/a/348617378_613281 2021 年 11 月 29 日最終確認)
 - 13 盧曉東「自主招生的效率與公平」『江蘇高教』第 8 期、2021 年、26-27 頁。
 - 14 同上。
 - 15 儲朝暉「高考招生究竟需要多少自主」『江蘇高教』第 8 期、2021 年、24-26 頁。
 - 16 劉進、彭鳳「以自主招生為鑑 強基計畫應解決好技術公平問題」『江蘇高教』第 8 期、2021 年、28-31 頁。
 - 17 同上。
 - 18 劉軍．五高校不為偏才怪才降“門檻”．新華每日電訊，2004 年。
 - 19 國務院「關於深化考試招生制度改革的實施意見」國務院、2014 年。
 - 20 李木洲「效率、科學與公平：高考制度現代化的內部動因」『中國教育學刊』、2021 年、44-49 頁。
 - 21 教育部「關於在部分高校開展基礎學科招生改革試點工作的意見」教育部、2020 年。
 - 22 鍾建林、蘇聖奎「“強基計畫”政策解讀及因應策略—兼析 36 所“強基計畫”試點高校 2020 年招生簡章」『教育評論』第 5 期、2020 年、3-13 頁。
 - 23 同上。
 - 24 一期校：中國では一本大學と呼ばれる。
 - 25 儲朝暉「高考招生究竟需要多少自主」『江蘇高教』第 8 期、2021 年、24-26 頁。

第5章 入学試験問題の多様化

石井 佳奈子
(広島大学)

はじめに

日本の大学入試、特に国立研究大学への一般入学試験は、一次試験としての大学入試センター試験と二次試験として各大学が作成した個別試験を受験し、その総得点をみて合否を判断する方式となっている。多くの国立大学では一般的にセンター試験で「5(6)教科7科目」を課しており合計点数は900点となっている。ただし個別試験については試験日時こそ決まっているものの、何教科出題するか、どんな内容を出題するか、満点を何点に設定するかは各大学の判断に任されている。例えば、京都大学の教育学部の個別試験は、4教科(国語・地歴・数学・外国語)で650点満点であるのに対し¹、広島大学の教育学部第五類教育学系コースでは2教科(国語・外国語)で800点満点である²。このように、日本の大学では入学試験において大学側の自由裁量が大きい。

一方中国では、大学入学試験(高考)は原則として6月上旬に実施される共通試験のみで入学者が選抜される。試験問題は中央政府または各省(北京市等の省と同格の直轄市を含む)政府(教育部門)が作題し、省内の受験生は全員同じ試験問題に取り組むことになる。また、試験問題の作題・採点に基本的に高校教師が携わっており、大学側の入学試験に関する関与はそれほど強くない³。ここから日本と異なり中国の大学は入学者選抜に対してあまり自由が認められていないという印象をうけるが、これは各大学による選抜よりも政府によるそれの方が公平・公正(不正の可能性が低い)であるという考えが多くの人々に根付いているからだといわれている⁴。

このように、大学入試と政府や大学の関係は日本と中国で大きく異なる。本章では、中国の大学入試制度の動向について、入試問題に着目して考察する。また、その際に政府による選抜が本当に公平、公正であるのかも検討していくことにする。

1 大学入学試験の概要

中国では、原則として毎年6月7日から一斉に大学入試が行われる⁵。第2章でも記した通り、現在中国では「3+X」方式が採用されており、試験科目数は省により異なる。ま

た、それに伴い、試験の時間配分も各省で異なっている（表 6-1）。つまり、「全国統一大学入試」と呼ばれているが、統一されているのは、試験の開始日のみということになる。

表 5-1 全国統一大学入学試験時間割（2021 年、一部）

		6月7日		6月8日		6月9日			6月10日		
		9:00-11:30	13:00-17:00	15:00-16:40	16:00-17:00	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻
北京	独自問題	語文	数学	英語	其他外語	物理	思想政治	化学	歴史	生物	地理
浙江	独自問題	語文	数学	技術	外語	物理	政治	化学	歴史	生物	地理
江蘇	新高考Ⅰ卷	語文	数学	歴史/物理	外語	化学	地理	思想政治	生物学		
山東	新高考Ⅰ卷	語文	数学			物理	政治	化学	歴史	生物	地理
海南	新高考Ⅱ卷	語文	数学		英語	物理	政治	化学	歴史	生物	地理
重慶	新高考Ⅱ卷	語文	数学	歴史/物理	外語	化学	地理	思想政治	生物学		
西藏	全国卷甲	語文	数学	文科総合/ 理科総合	外語	西藏語文					
四川	全国卷甲	語文	数学	文科総合/ 理科総合	外語						
安徽	全国卷乙	語文	数学	文科総合/ 理科総合	外語						
黒竜江	全国卷乙	語文/漢語	数学	文科総合/ 理科総合	外語	朝鮮語文/ 蒙古語文					
内蒙古	全国卷乙	語文/ 蒙古語文 甲/朝鮮 語文	数学(蒙)	文科総合/ 理科総合	外語	蒙古語文 乙					

出所) 中国教育在線「2021 年全国各省市高考考試時間」(<http://www.gaokao.com/baokao/kssj/> 2021 年 11 月 28 日最終確認) より筆者作成。

表 5-1 からは、以下の特徴を読み取ることができる。一つは、科目についてである。第 2 章で述べたように、現在中国では「3+X」方式がほとんどの省で採用されている。そのため、基本的にどの省でも「3」の部分である国語（原語「語文」）・数学・外国語は実施されており、表からも分かるようにこれらの 3 科目は基本的に同一日時・同一時刻に試験が実施されている。「X」の部分については、各省に委ねられているため、「文科総合/理科総合」を課す省もあれば、北京市や江蘇省のように、個別科目を課している省もある。このように、科目については「3+X」方式のため、省により選択の余地がある。また、西藏自治区や黒竜江省、内蒙古自治区などでは少数民族言語の試験が設けられており、これらの試験は基本的に 9 日に行われている。つまり、省によっては漢民族と少数民族で試験の終了日は異なることがわかる。

また、試験問題の種類に着目すると、独自の問題を作成している省（表中に「独自問題」と記載）と「新高考Ⅰ(Ⅱ)卷」を使用している省は 6 月 9 日・10 日にも個別の試験が実施されているのに対して、「全国卷甲（乙）」を使用している省は、少数民族言語の試験を除いて、7・8 日の 2 日間で全日程が終わっており、受ける試験問題の種類によって、日程が異なっていることがわかる。これらの試験問題の詳細については後述するが、実は「独自問題」と「新高考Ⅰ(Ⅱ)卷」を使用する省で 3・4 日目に実施されているのは「学業水準試

験」である。そのため、6月9・10日の受験者は必ずしも高校（原語、高級中学）3年生とは限らず2年生が受験している可能性もある。

このほかに試験科目に関していえば、近年の大学入試改革で外国語の試験もしくはリスニングの試験を1年に2回実施している省もある。例を挙げると、上海市・北京市・天津市では2017年から外国語の試験を一年に2回実施すること（原語「一年兩考」）を決定した⁶。そのため受験生は試験を2回受け、より良い成績が大学入試の際に採用される。これにより、受験生の精神的負担を軽減しようとする狙いが読み取れる。

以上のように、大学入学試験は基本的にどの省でも同じように実施されている。ただし、一部の省では実験的に異なる方式が採用され、その方式が省内で成功すれば、全国的に拡大していく可能性も十分にある。では、現在ほどのような試験が主流なのであろうか。

2 試験問題の変遷 — 多様化と統一 —

中華人民共和国建国から文化大革命まで、また、その後に再開された大学入学試験は、全国統一の共通問題であった。しかし、1985年に上海市が独自の入試問題を導入し、2002年に北京市がそれに続いた。2004年には、教育部が「統一大学入試、省別問題」（原語「統一高考、分省命題」）を合言葉に、省独自の入試問題の作成を推進しはじめ、省独自の問題を作成する省は合計で11省となり、省独自の問題作成の流れは2014年まで続いた。このように多くの省が独自の問題を作成・導入していった背景として、高等教育の大衆化における全国の経済面、教育面、社会面等の不均衡な発展が挙げられる。省単位で問題を作成することで各省の異なる新課程改革の進捗に合わせた大学入試の実行や各省の特徴を反映させることが可能であり、また、地域による試験への偏見も減少させることができる。加えて、全国で統一の問題を使用することによるリスクを分散させることにも省独自の問題は有効である。例えば全国統一の試験を使用する場合、もしある省で問題が流出したり、または盗まれたりした場合、それは中国全体に被害を与えてしまう。しかし、省ごとに異なる問題を使用していれば、何かトラブルがあった場合でもその影響を省内で留めることが可能となる。以上の理由からもわかるように、省独自の問題を用いることは柔軟性や安全性の面で有効であろう。しかしその一方、問題もいくつか内包している。1つは、試験問題の難易度にばらつきがあることである。大学入試問題の難易度には、ある年は難しくある年は易しいという不安定な現象がしばしばみられ（原語「大小年現象」）、受験生や親、教員を困惑させていると指摘されている⁷。もう1つの問題は、作題する教員の選抜についてである。教育部の試験センターで試験を作成する場合、全国から教師を選抜することが可能なため、1省につき数人の教師が選ばれるため、作題する教師を特定することは難しい。しかし、1つの省で問題を作成する場合、参加できる教師の数は限られている。さらに、試験作成には実質的に1か月前後の時間を要し、その間は行動が制限されるため、教

師を特定することが比較的容易であると言われている。このような課題は大学入試制度の権威を失墜させる恐れもある。

以上のような課題を熟慮した結果、国務院は 2014 年の「大学入学試験制度改革の実施に関する意見（關於深化考試招生制度改革の実施意見）」において、多くの省が共通試験問題を使用すべきであると提案したことから、2015 年に 5 省、2016 年にはさらに 7 省が試験センターの作成する問題（以下、全国巻）に乗り換えた。2018 年時点では 25 省が全国巻を使用しており、独自問題作成省は 6 省のみに減少した。つまりこの当時、各省で大学入試の際に使用された問題の多くは、教育部の試験センターによって作成されたものである。2018 年時点で全国巻は 3 種類（「全国巻Ⅰ」「全国巻Ⅱ」「全国巻Ⅲ」）存在し、10 省が全国巻Ⅰを、11 省が全国巻Ⅱを、4 省が全国巻Ⅲを使用していた。これらの試験問題は、難易度を変えて作成され、教育条件の良い省には難しい問題をというように、各地の教育条件に合わせて区別されているといわれている⁸。また全国巻の難易度は、全国巻Ⅰが最も難しく、全国巻Ⅱ、全国巻Ⅲの順に並ぶと言われているが、年によっては全国巻の難易度の順序が入れ替わる場合もある。

しかし、近年の大きな入試改革により、試験問題に関する動向も大きく変化している。第 2 章でも述べたように、現在多くの省で「3+3」方式または「3+1+2」方式が採用されている。従来の全国巻は、「語文」「数学」「外国語」の基本 3 科目と「文科総合」「理科総合」あるいは「文理総合」という科目を一つのセットとして提供していた。しかし、現在拡大中の「3+3」または「3+1+2」方式では、基本の 3 科目は従来通り全国巻を使用した共通試験問題を使用できるが、それ以外の「+3」「+1+2」部分は学業水準試験を指しており、この試験問題は各省で作成されている。つまり、現在拡大中の方式は、全国统一問題と省独自問題のハイブリットで行われているとみることができる。

表 5-2 試験問題の省別比較

試験問題の種類	省名
全国巻甲	雲南、貴州、四川、西藏、広西
全国巻乙	山西、内蒙古、安徽、江西、河南、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆、吉林、黒竜江
新高考Ⅰ巻	江蘇、河北、福建、山東、湖北、湖南、広東
新高考Ⅱ巻	遼寧、海南、重慶
省の独自問題	北京、上海、天津、浙江

出所) 中国教育在線「全国各地高考真題及答案」(https://www.eol.cn/e_html/gk/gkst/index.shtml 2021 年 11 月 29 日最終確認) より筆者作成。

このような大学入試改革に合わせ、2021年の大学入試では4種類の全国巻(「全国巻甲」「全国巻乙」「新高考Ⅰ巻」「新高考Ⅱ巻」)が使用された。「全国巻甲」と「全国巻乙」は従来の「全国巻Ⅰ～Ⅲ」を改称したものとされ、これらを使用する省の受験生は、基本3科目に加え「文科総合」または「理科総合」を受験しなければならない。「新高考Ⅰ巻」「新高考Ⅱ巻」は2020年から大学入試改革に対応して作成された問題であり、こちらは「語文(「国語」)」「数学」「外国語」という基本3科目のみの提供になっており、言い換えれば、「新高考巻」を使用している省は最新の大学入試改革に対応している省であるといえる。各省がどの問題を使用しているのかは、表5-2にまとめた。

どの問題を使用するかは各省の判断に任されているが、大学入試改革が進行していく中で、今後徐々に「全国巻甲・乙」を使用する省は減少し、「新高考巻」の普及率が高まっていくことが予想できる。現在省で独自問題を作成している省であっても、これから全国統一の試験問題を使用する可能性もある。実際、江蘇省は大学入試改革を積極的に行っている省であり、2000年代から継続して省で独自の問題を作成していたが、2021年から「新高考Ⅰ巻」を使用した「3+1+2」方式を導入した。これに伴い、試験問題の満点数も450点から750点へと変更され、受験生にとっては大きな変化となったと予測できる。また、江蘇省と同様、これまで省独自の入試改革を進めてきた浙江省も2023年から基本3科目の入試問題に全国巻を使用すると表明した⁹。このように、大学入試に関する動向はここ数年で大きく変化しているといえる。そして、試験問題についていえば、「3+3」方式または「3+1+2」方式に伴い、「新高考巻」+省独自問題(学業水準試験)というハイブリットなかたちに足並みが揃っていくのではないかと予想できる。

まとめると、中国の大学入学試験は、2000年前後まで全国共通の問題を使用していたが、2000年代前半に省独自の問題を作成するのが主流となり、多様化の方向へ向かっていった。しかし、2010年代半ばからは再び統一化へと回帰する動きを見せている。これについて教育部は、全国で統一の問題を使用することは、中国の大学入試制度の特徴であり、統一試験は公平性と効率のために必要なものであると説明している¹⁰。たしかに、全国統一の試験を使用すれば作成にかかる手間も少なくなり、同じ問題を解いているということから一見公平性が保たれているという印象を我々に与える。しかし、先ほども述べたが中国では1つの省または市で1つの国ができそうなほどの人口を抱えており、各省の発展は不均衡である。そのような状態で統一の試験を使用するだけで公平性は保たれるのだろうか。次節ではこの問題について論じていく。

3 試験問題と格差

前節で検討したとおり、現在中国では、省が独自で作成している問題と教育部の試験センターが作成している問題に大きくわかれており、さらに細かく分類すると試験センター

が作成している問題には3種類ある。

表5-3は、省ごとの試験種類と一期校出願率等をまとめたものを2018年と2020年とで比較した表である（ただし、広西チワン族自治区と西藏自治区は一期校出願者数についてのデータが管見の限り見当たらなかったため省略している）。2018年をみると、省独自の問題使用省の一期校出願率が34.1~17.4%となっているのに比べ、全国巻の使用省は24.8~7.8%となっており、独自の問題を作題する省の方が一期校への出願率が高くなっている。例えば、2018年時点で省独自の問題の天津市と全国巻Ⅱを使用していた吉林省を比べた場合、吉林省の受験生数（18.5万人）は天津市の受験生数（5.5万人）の3倍以上もの受験者がいるのに、一期校への出願はほぼ同数であった¹¹。また、全国巻の種類に注目して出願率をみると、全国巻Ⅱの使用省が24.8~10.3%であるのに対し、全国巻Ⅲを使用する省が13.5~7.8%である。それぞれの試験問題を使用する省の中で一期校出願率が最も高い省を比較すると約11%の差がある。さらに同一の問題（全国巻Ⅰ）を使用する江西省と福建省を比較しても約12%もの差が開いている。これは、試験センターの作成した問題を使用したとしても、省ごとに差がついてしまうことを意味している。

表5-3 省別の試験問題と一期校出願率

省名	2021年				2018年	
	試験問題	受験者 (万)	一期校 出願数(万)	一期校 出願率	試験種類	一期校 出願率
北京	独自問題	5.2	2.2	42.3%	独自問題	34.1%
天津		5.6	1.7	30.4%	独自問題	33.6%
上海		7	1.5	21.4%	独自問題	29.0%
浙江		33.3	5.4	16.2%	独自問題	17.4%
江蘇	新高考Ⅰ巻	35.9	10.8	30.1%	独自問題	28.1%
福建		20.1	4.6	22.9%	全国巻Ⅰ	20.9%
湖北		37.4	7.1	19.0%	全国巻Ⅰ	9.6%
河北		63.4	11.5	18.1%	全国巻Ⅰ	10.4%
湖南		57.5	10.1	17.6%	全国巻Ⅰ	15.0%
山東		79.5	11.4	14.3%	全国巻Ⅰ	19.7%
広東		78.3	10.3	13.2%	全国巻Ⅰ	11.6%
遼寧		19.1	5.6	29.3%	全国巻Ⅱ	24.8%
海南	新高考Ⅱ巻	5.6	1.5	26.8%	独自問題	20.6%
重慶		28.9	6	20.8%	全国巻Ⅱ	19.1%

四川	全国卷甲	69.8	10.1	14.5%	全国卷Ⅲ	13.5%
雲南		35.8	5	14.0%	全国卷Ⅲ	7.8%
広西		55	7.1	12.9%	全国卷Ⅲ	10.6%
貴州		46.7	5.9	12.6%	全国卷Ⅲ	11.9%
西藏		4.1	-	-	全国卷Ⅲ	-
寧夏	全国卷乙	6.2	1.7	27.4%	全国卷Ⅱ	13.2%
黒竜江		19.4	4.7	24.2%	全国卷Ⅱ	21.9%
陝西		31.3	7.4	23.6%	全国卷Ⅱ	17.7%
青海		4.8	1	20.8%	全国卷Ⅱ	20.0%
安徽		54.2	11.2	20.7%	全国卷Ⅰ	18.9%
内蒙古		18.5	3.8	20.5%	全国卷Ⅱ	16.2%
甘肅		24.6	4.3	17.5%	全国卷Ⅱ	10.3%
吉林		15.2	2.2	14.5%	全国卷Ⅱ	13.2%
山西		31.6	4.1	13.0%	全国卷Ⅰ	12.2%
広西		49.3	6.3	12.8%	全国卷Ⅲ	10.6%
河南		125	14	11.2%	全国卷Ⅰ	12.5%
新疆		21	-	-	全国卷Ⅱ	-

出所) 自主選抜在線「2021年各省市高考報名人數統計」 (<https://www.zizzs.com/c/202012/50703.html> 2021年11月29日最終確認) 及び高考網「2018年全国各省一本錄取率排名表」 (<http://gaokao.2018.cn/HTML/73956.html> 2021年11月29日最終確認) より筆者作成。

では、「3+3」方式または「3+1+2」方式が拡大している2021年では、一期校出願率の差が縮小しているのかといえ、必ずしもそうとは限らない。「新高考Ⅰ巻」を使用している省をみると、江蘇省の一期校出願率が30.1%であるのに対し、広東省は13.2%に留まっている。言い換えれば、江蘇省が約3人に1人一期校に出願できるのに対して、広東省の受験生は約7人に1人しか出願することができず競争率が高くなっているといえる。表5-3から2018年と2021年の同一問題における出願率の差をみると、むしろ2021年の方が差が開いていることは明らかであり、現行の大学入試改革は省間格差を助長している可能性を指摘できる。

ただし、一部を除くほとんどの省で、一期校出願率が2018年より上昇しており、これは言い換えれば、省間では格差が依然として存在するものの、省内の受験生からみれば一期校に合格できる可能性が以前よりも高まっていることを意味している。この成果と試験問

題の種類とに関係があるとは言い難いものの、この変化は現在の大学入試改革の成果と捉えることができるであろう。

以上を整理すると、教育部が全国統一の問題を推奨するのは公平性を保つためと前節で紹介したが、省独自の問題を廃止したとしても試験問題の種類ごとに依然として差は存在し、また、たとえ国内で共通の試験問題を使用したとしても省の間にある格差は縮小していかないことを意味している。これはつまり、省間の格差を引き起こす要因は試験問題の多様化だけではないことを意味している。言い換えると、試験問題を統一したからといってたちまち省間の格差がなくなり、受験生は公平に大学入試に臨めるというわけではなく、それは教育制度や大学入試制度に関連する諸問題が複雑に入り組んだ問題なのである。

おわりに

本章では、大学入試の特に試験問題に着目し、中国の大学入試制度の動向について考察した。現在中国では、一部の省を除いて試験科目や総合得点などあらゆる点で大学入試は統一化されている。留意すべき点としては、中国の大学入学者選抜制度は建国当初から一貫して統一化の方針を採用しているのではなく、現在行われている統一化は2000年代前半からの中央から地方への権限委譲による多様化策を経た後の、2度目の統一化の流れであるということである。そのため、後者は前者の統一化とは性質を異にしている。

大学進学率がそれほど高くなかった1990年代までの大学教育の目的は、各方面の高級人材（エリート）を養成することであり、現在のように大衆化されていなかったため、高等教育の規模は小さく、入試ではエリート人材のみを選抜すればよかった。こうした状況下において全国共通問題方式は、同じ物差しでより多くの受験生を測ることに適していたため採用されたのであった。

その後1990年代後半から、中央から地方へ、政府から大学へという権限の「下放」が進行した¹²。また、同時期には高等教育の量的拡大が進み¹³、多様な学生を受け入れるために入試の選抜方法も多様化が求められたと考えられる。その流れの中で、省が自ら試験問題を作成するといったケースが出現・拡大していった。試験問題を省単位で作成することのメリットとして、その省の特性や教育の質に合わせた問題作成ができる点が挙げられる。しかしその一方で、中国全体で問題の質（難易度）を揃えることが困難であるため、省間格差を助長する危険性もある。こういった状況を打破するため、中央政府を中心として2014年ごろから再度、試験問題が統一化の方向へ向かっている。ただし、今回の統一化の方針は、以前とは異なり、すべてを画一化するのではなく、ある程度省の自由が認められている。また、現行の「3+3」「3+1+2」方式の下で採用されている試験問題は、全国統一問題と省独自問題のハイブリットであるといえる。つまり、現在の統一化傾向は、多様化を過度に進行させることを防ぎながら、受験生の資質を十分に発揮できるような制度を

模索している過程と捉えることもできる。また、試験問題による地域間格差も今後の課題として挙げられるが、格差の原因はこれだけではなく、社会全体の様々な要因が複雑にからみあったものだと言える。

-
- 1 京都大学「令和3年度一般選抜学生募集要項」、2020年。(https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/00_all-9ef79497e1eb906a81017b5b0d1107fb.pdf 2021年11月29日最終確認)
 - 2 広島大学「令和4年度広島大学学生募集要項」、2021年。(https://www.hiroshima-u.ac.jp/system/files/174876/ippansenbatsu-r4.pdf 2021年11月29日最終確認)
 - 3 石井佳奈子・小川佳万「中国の大学入試における記述式問題の公平性に関する研究—採点過程を中心に—」『中国研究論叢』第20号、2020年、55-72頁。
 - 4 南部広孝『東アジアの大学・大学院入学者選抜制度の比較—中国・台湾・韓国・日本—』、東信堂、2016年、174頁。
 - 5 ただし、2020年の大学入試の日程については、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、通常より1か月延期させ、7月7日から開始された。
 - 6 陽光高考「上海：明年開始高考外語科目考試將實行一年兩考」(https://gaokao.chsi.com.cn/gkxx/ss/201611/20161115/1566711823.html 2021年11月29日最終確認)
「北京高考外語聽力下半年起一年兩考」(https://gaokao.chsi.com.cn/gkxx/ss/201702/20170217/1583998830.html 2021年11月29日最終確認)
「天津：2018年高考英語科目第一次考試將於3月23日舉行」(https://gaokao.chsi.com.cn/gkxx/zc/ss/201803/20180319/1670543071.html 2021年11月29日最終確認)
 - 7 新浪教育「如何參考“大小年”現象合理填報高考志願」(http://edu.sina.com.cn/gaokao/2007-05-08/114881213.html 2021年11月29日最終確認)
 - 8 楠山研「中国における大学入試改革の動向—地方・大学への権限委譲に関する一考察—」『京都大学大学院教育学研究科紀要』第51号、2004年、134頁。
 - 9 浙江省人民政府「浙江省人民政府關於進一步做好高考綜合改革試點工作的通知（浙政發〔2020〕11号）」(https://www.zj.gov.cn/art/2020/8/24/art_1229221602_55006879.html 2021年11月29日最終確認)
 - 10 教育部「高考命題從分到統的歷史邏輯」(http://old.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/s8623/201503/184748.html 2021年11月29日最終確認)
 - 11 高考網「2018年全国各省一本錄取率排名表」(http://gaokao.2018.cn/HTML/73956.html 2019年1月20日最終確認)より算出。
 - 12 楠山、上掲論文、129頁。
 - 13 2000年までは大学入試の受験者はおおよそ300万人であったが、2000年以降は受験者が急激に増加し、2010年には1050万人にのぼった。（「全国歷年參加高考人數和錄取人數統計」http://edu.people.com.cn/n/2013/0503/c116076-21359059.html 2021年11月29日最終確認）

第6章 加点政策の省別比較

石井 佳奈子
(広島大学)

はじめに

日本でも中国でも、大学入試は受験生にとって重要な意味をもっている。また、入試日の前後は TV や新聞で入試関係の報道が行われたり、受験生を応援するようなコマーシャルが放送されたりと、大学入試は社会的な注目を集めている。このような状況に、南部は「社会的に公平性や公正さを欠いているとみなされるような制度を導入することは難しい」ため、「大学入学者の選抜のしかた」には「公平観や公正観についての考え方が反映」されていると述べている¹⁾。

日本の大学入試の際に、最も重視される公平さは「社会的身分であるとか、出身地、親の収入等を一切考慮せず、試験の結果としての得点のみによって合否が判断されること」²⁾である。言い換えると、「点数の前では皆平等」という考えが日本の公平観なのである。受験者のおかれた社会的・経済的状况にかかわらず、点数を多く獲得できた者が合格し、そうでなければ不合格というのが日本人にとっては納得のいくものであり、これは「受験生がそれまでに受けてきた教育に大きな差がないという前提」³⁾が満たされているが故の価値観である。そして、もし仮に帰国子女などの特別な事情があり、一般的な受験生に比べてこれまでの教育に大きな差があると判断された場合は、一般の受験生とは別の定員枠を設けて受験が行われるのが一般的であり、直接試験の得点に手を加えることや同じ試験を受けているにもかかわらずある特定の集団を優先的に合格させるということも行われない。それは日本の価値観では「不公平」と判断されるからである。

一方で、中国では、世界でも有名なほど過酷な受験競争がおこなわれており、受験生にとって試験の1点1点が今後の人生を左右するほど重要な意味を持っているにもかかわらず、ある特定の条件を満たした者には、試験の素点に加点がおこなわれたり、優先的に合格させたり、などの措置がとられている。なぜこのような措置が認められているのかというと、中国では「受験生がそれまでに受けてきた教育に大きな差がある」ということが前提になっているからである。前提条件が全く異なるため、中国と日本の公平観にも差があるというのは容易に予想ができる。

本章では、日本とは異なる公平観をもった中国が、大学入試の際にどのような措置をとり、最終的にどうやって「公平さ」を保っているのかということをも明らかにしていく。

1. 中国における加点政策

(1) 加点政策の変遷

中国の加点政策は教育部による「普通高等学校招生暂行条例」（1987年）の中の特に第三十五条から第三十九条を基礎として、調整・拡大がすすめられた。この時、加点対象となったのは、①高校時に地区級以上の体育大会で個人5位以内または団体3位以内を受賞した受験生および国家二級運動員の称号を獲得した受験生、②2年以内で重大な国際大会及び国家主催の全国大会で6位以内に入賞した受験生、もしくは2年以内に運動健将（国家資格）または一級運動員の称号を獲得した受験生、③辺境地区、山岳地帯、畜産地区、少数民族集合地区に住んでいる少数民族の受験生、④華僑、帰国華僑とその子女そして台湾籍の受験生、⑤榮譽二等功以上の退役軍人、という5つの条件のうち最低でも1つの条件を満たした者である。

これらの条件を整理すれば、この当時の加点政策には2つの側面があったといえる。1つ目は、格差是正措置としての側面である。③④⑤の条件に当てはまる受験生はいずれも特別な配慮が必要な受験者であり、加点措置がない場合、他の受験者と対等に競争することが難しい可能性が高く、そのために大学へ入学することが困難であると考えられている。このような状況を放置すれば、格差は固定化・拡大していき、さらに深刻な格差社会を引き起こす危険があるため、その防止策の1つとして加点政策は機能しているのである。2つ目は①や②のように、スポーツで優秀な成績を修めた者に対する特惠措置としての側面である。1987年当時はスポーツ優秀者に限られていたが、その後加点対象は拡大していき、科学オリンピックで上位に入賞した者、省レベルでの成績優秀者、思想政治品德で突出した事績を有する者など、体育・芸術・学問・人間性に特に優れた受験生に対して加点が行われた。

しかし、2014年9月に国務院により公布された「入学試験制度改革の深化に関する国務院の実施意見（關於深化考試招生制度改革實施意見）」では、体育や芸術の分野で秀でた生徒に対する加点項目を廃止し、辺境の民族や極貧地区の生徒への加点政策を探索し改善すると明言された。同年の12月には教育部より「大学入試の加点項目と点数をさらに削減・標準化することに関する意見（關於進一步減少和規範高考加分項目和分）」が公布された。この意見によると、一部の人間が大学入試の加点を極端に追及する傾向を是正するため、体育・芸術等の優秀者への加点の集中が問題であるとして、5つの加点項目を取り消し、公正公平で厳格な加点項目を制定するとしている。この時に加点取消が決定したのは、体育優秀者、高校科学オリンピック入賞者、科学技術大会入賞者、省レベル優秀者、思想政治品德で突出した事績を有する者に対する項目である。この動向から分かるのは、特惠措置と格差是正措置という2つの機能を兼ね備えていた加点政策が、主として格差是正措置に重点を置いた政策へと変化していったということである。

(2) 国性加点

加点政策は、教育部が規定している全国性加点と各省の考試院（原語：教育考試院）が規定している地方性加点の2種類に分類することができる。前者は、教育部が毎年公布する「普通大学募集工作規定（普通高等学校招生工作規定）」に加点対象者が記されている。同規定によると、例えば2021年の加点対象者は以下のように定められている。

46条 以下の学生には各省の学生募集委員会の決定により、適切に大学合格ラインを下げるか、または統一試験の素点に適切に加点する措置を行う。学生は、これらの条件の中から20点以内で最も高い点数が適応される。

- ① 辺境地域、山岳地帯、畜産地区、少数民族集合地区に住んでいる少数民族学生
- ② 帰国子女、華僑子女と台湾省籍の学生
- ③ 殉職者の子女

47条 自主的就業軍人は統一試験の素点に10点上乗し、現役服務期間に平時榮譽二等功以上あるいは戦争地帯（大軍区）で榮譽称号を授与された軍人は統一試験の素点に20点を上乗せする。

上記の加点対象者は、いずれも様々な観点から国家レベルで「配慮が必要である」と判断された者といえる。しかし、1点の差で合否が左右されることもある過酷な競争において、最大20点も加点が認められているという点で、加点対象者の正当性は常に議論的になっている。最近では、例えば2020年に黒竜江省は新型コロナウイルス感染症に対応中に亡くなった医療従事者を「医療殉職者」とし、大学入試の際に、彼らの子女に20点加点すると表明した⁴。これについて、黒竜江省にとどまらず中国全土で激しい議論がなされたが、その争点は主に加点政策の公平性や正当性についてであった。逆に言えば、中国ではその公平性や正当性が担保されれば、「配慮が必要な」人々に対して加点政策をはじめとする優遇措置をとることが認められるという前提が存在しているといえる。

表 6-1 全国性加点の項目別点数分布

加点項目	5点	10点	20点
帰国子女、華僑子女と台湾省籍の学生	12	19	-
殉職者の子女	-	1	30
自主的就業軍人	6	25	-
現役服務期間に平時榮譽二等功以上あるいは戦争地帯（原大軍区）で榮譽称号を授与された軍人	1	3	27

出所) 「陽光高考」 (<https://gaokao.chsi.com.cn/>) および各省考試院 HP より筆者作成。
*湖北省は2021年に加点政策に関する公式文書を公布していないため2020年の加点政策文書を参考。

表 6-1 は全国性加点の項目毎に加点数をまとめたものである（ただし、少数民族への加点については省により特色があるため後述）。これをみると、全国性加点の項目自体は全国共通であるが、その加点数についてはバラつきがあるものと大体まとまっているものとに分けることができる。「帰国子女、華僑子女と台湾省籍の学生」については、加点数を 5 点とするか、10 点とするかで分かれているといえる。それに対して、「殉職者の子女」と「自主的就業軍人」、「現役服務期間に平時榮譽二等功以上あるいは戦争地帯（大軍区）で榮譽称号を授与された軍人」への加点数については、ほとんどの省が足並みを揃えているといえる。

また、「殉職者の子女」と「現役服務期間に平時榮譽二等功以上あるいは戦争地帯（大軍区）で榮譽称号を授与された軍人」へは大多数が 20 点という非常に高い加点数が設定されている。この点数には、受験生の環境や学力への「配慮」だけでなく、「国家のため」に従事した「英雄」に対する「称賛」の意味も込められていると考えられる。つまり、中国では「英雄」に対する「称賛」の意味での加点は、公平で正当であると受け入れられており、この点は極めて中国的であるといえるのではないだろうか。

このほかにも、全国性加点に着目して、「殉職者の子女」への加点は社会的正義を反映し、退役軍人への加点は公共の利益を反映し、かつ平等と社会的公平のルールに沿ったものとし、華僑や台湾の学生への加点は、国家の統一と中華民族の結束力を高めるという明確な政治的必要性を反映したものとしてみることもできる⁵。このように、大学入試の際に国家レベルで誰にどのくらい加点するのかは、社会の価値観や政治動向を反映するものであると捉えることも可能である。

2. 少数民族に限定した加点措置

(1) 全体的な傾向

現在、中国は総人口の大半を占める圧倒的多数の漢族と、漢族以外の民族である「少数民族」で構成されている。中国の憲法第 4 条では「中華人民共和国の民族は一律に平等である」と記されており、「民族平等」の社会の実現が目指されている。しかし、実際には少数民族の多くは、西部地区の農村、山間部、牧区、さらには辺境と言われる地区に居住しており、都市部と比べて学校の施設・教員の質等に差があるため、一般的に子どもたちの学力は低いといわれている⁶。少数民族への大学入試での加点政策は、このような格差を是正するための措置の一つとして位置づけられる⁷。

しかし、同じ加点政策であっても、少数民族生徒に対する加点の点数は省により大きく異なる。これは、中国の大学入試制度が省単位で選抜が行われており、具体的な加点数は各省の判断に任せられているからである。表 6-2 は各省が少数民族に適用している加点のうち最も高い点数をまとめたものである。この表からも、少数民族に対する加点数は省

によって様々であることは明らかである。2021年に着目すると、山西省・江蘇省・山東省・陝西省のように少数民族生徒への加点が0点の省もあれば、四川省や青海省のように50点加点される省もある。四川省と陝西省は地理的に隣り合っている省にもかかわらず、少数民族への加点数は大きく異なっている。

表 6-2 各省の少数民族への最大加点数

	0-5 点	6-10 点	11-20 点	21 点以上
2005	5 点：山西、河南、吉林、上海、天津 【5 省】	10 点：遼寧、河北、山東、浙江、湖北、内蒙古、北京 【7 省】	20 点：重慶、湖南、福建、安徽、江西、江蘇、甘肅、広西、西藏、黒竜江、海南、貴州 【12 省】	30 点：広東、寧夏、青海、雲南 40 点：陝西 50 点：新疆、四川 【7 省】
2010	0 点：山西 5 点：上海、天津、安徽、河南 【5 省】	10 点：遼寧、重慶、河北、山東、浙江、江蘇、吉林、内蒙古、福建、北京、江西、湖北、陝西 【13 省】	20 点：湖南、甘肅、広西、西藏、黒竜江、海南、貴州、広東、雲南 【9 省】	25 点：青海 30 点：寧夏 50 点：四川、新疆 【4 省】
2021 ⁸	0 点：山西、江蘇、山東、陝西 5 点：北京、天津、遼寧、吉林、黒竜江、上海、浙江、安徽、福建、江西、河南、広東 【16 省】	10 点：河北、内蒙古、湖北、重慶、西藏 【5 省】	15 点：海南、新疆 20 点：湖南、広西、貴州、雲南、甘肅、寧夏 【8 省】	25 点：四川 35 点：青海 【2 省】

出所) 2005 年、2010 年：楊・怡・京・生・平・偉・覃・鵬 (2013) より作成。2021 年：「陽光高考」(<https://gaokao.chsi.com.cn/>) および各省考試院 HP より筆者作成 (2021 年 11 月 29 日最終確認)。*湖北省と新疆ウイグル自治区は 2021 年に加点政策に関する公式文書を公布していないためそれぞれ 2020 年の加点政策文書を参考。

また、全体的に見ると少数民族への加点数が下降傾向にあるということも表 6-2 から読み取ることができる。2005 年には最大加点数が 20 点である省は 12 省あり、最も高い割合を占めていた。しかし、2010 年は 10 点を最大加点とする省が最多となり、2021 年には最大加点 5 点の省が最多となっている。また、少数民族への加点自体を止める省も徐々に増加している。例えば、遼寧省は 2023 年から加点数を 4 点に減らし、2026 年には加点を廃止する。同様に福建省や浙江省も数年内に少数民族への加点を廃止すると公表してい

る。1 点の差が合否を決める可能性もある中国の激しい大学入試で、このような加点数の下降傾向は少数民族の受験生に大きな痛手となるに違いない。

では、どうして加点数が全体的に減少傾向にあるのだろうか。少数民族への加点政策は、少数民族の受験生と漢族との受験生との間に明確な格差が存在していることを前提したものである。そしてその格差は、言語や居住地の違いから生じるものであると考えられた。しかし、近年になり中国全体の教育の質が向上するとともに、経済発展に焦点を当てた少数民族優遇政策が成果を挙げるなかで、高等教育の進学率が全国平均を超える民族も登場してきた⁹。すると、同じ地域、学校、クラスの生徒同士で、基本的な条件は同じであるにもかかわらず、民族の違うということで加点されるか否かが決定されるという状況が生じ、漢族の生徒やその保護者のなかにはこれを不公平だと感じ、漢族に対する「逆差別」だと議論されるようになった¹⁰。また同時期に、加点欲しさに自身を少数民族であると詐称する受験生が社会問題となった¹¹。こういった背景を踏まえ、中国では現在、少数民族の受験生に対する加点数が減少されていると考えられる。

(2) 詳細な加点項目

少数民族と一口に言っても 55 の民族が存在し、それぞれの民族は居住地域や文化が異なる。様々な状況の民族に応じて、どのように加点がおこなわれているのだろうか。表 6-3 は、少数民族に対してより詳細に加点条件が記されている省をまとめたものである。この表から、少数民族への加点政策を大きく分けて 4 種類に分類することができる。

表 6-3 各省の少数民族に対する加点政策の詳細 (2021 年、一部)

省名	加点内容
黒竜江	オロチョン族・ホジェン族・エヴェンキ族・キルギス族・ダウール族・モンゴル族・シベ族・オロス族の受験生が黒竜江省の高等教育機関に出願する場合：10点 母語で答案を書く少数民族受験生：5点（※加点を採用するかは大学が決定） ドルボド・モンゴル族自治県、民族区、民族郷に3年以上戸籍があり、かつ戸籍所在県の高校3年間に所属する少数民族受験生：5点
四川	甘孜州、阿壩州、涼山州、峨辺県、馬辺県、米易県塩辺県、石棉県、北川県、平武県、漢源県、宝興県、興文県、宣漢県、叙永県、古蔺県、筠連県、珙県、屏山県、榮経県、仁和区、金口河区（以下、三州十七県二区）の少数民族受験生が一期校に出願する場合：25点 三州十七県二区の少数民族受験生が一期校以外の大学に出願する場合：50点 三州十七県二区の漢族受験生が一期校に出願する場合：10点 三州十七県二区の漢族受験生が一期校以外の大学に出願する場合：25点 攀枝花市東区、西区の少数民族受験生が一期校に出願する場合：10点

	<p>攀枝花市東区、西区の少数民族受験生が一期校以外の大学に出願する場合：25点</p> <p>攀枝花市東区、西区の漢族受験生が一期校に出願する場合：5点</p> <p>攀枝花市東区、西区の漢族受験生が一期校以外の大学に出願する場合：10点</p> <p>20点以上の加点は四川省内のみで適応</p> <p>複数の加点項目に当てはまる場合は、最も点数の高いものを適応</p>
青海	<p>牧畜地域（6州）に住む漢族の子女で、戸籍がその地にあり、小学校から高校までの全過程を地元の少数民族の学生と同じ教育条件を受けている場合：10点</p> <p>玉樹県と国洛県に両親が現在まで10年以上その地域で働いており、中学1年から高校卒業まで現地で過ごした漢族の幹部や労働者の子女：20点</p> <p>玉樹州、果洛州、黄南州の「民考漢」受験生のうち、小学校から高校まで地元で学び、地元の漢民族の学生と同じ教育を受け同じ試験問題を解き、省内の大学を受験することを選択した者：10点</p>
新疆	<p>ウイグル族、カザフ族、モンゴル族、キルギス族、タジク族、シベ族、ウズベク族、タタール族、ダウール族、チベット族、オロス族の11の民族受験生：15点</p> <p>民族語系に出願する11民族以外の少数民族受験生：15点</p> <p>回族受験生：5点</p>
寧夏	<p>一般の大学を志望する回族の受験生：20点</p> <p>一般の大学を志望する回族以外の少数民族の受験生：10点</p> <p>区内の一般の大学を志望する山間部の漢族の受験生、山間部の回族以外の少数民族の受験生、山間部の回族の受験生：それぞれ10点、20点、30点</p>
広西チワン族自治区	<p>5都市（南寧市、柳州市、桂林市、梧州市、北海市）以外に住む10の少数民族（ヤオ族、ミャオ族、トン族、マオナン族、ムーラオ族、回族、イ族、ジン族、スイ族、コーラオ族）受験生：20点</p> <p>28の自治県及び山間県、辺境県（融水、三江、竜勝、恭城、隆林、富川、羅城、環江、巴馬、都安、大化、金秀、資源、凌雲、西林、防城港市防城区、東興、靖西、那坡、憑祥、大新、寧明、竜州、徳保、扶綏、崇左市江州区、天等、上思）の少数民族受験生：20点</p> <p>22の山間区県（融安、灌陽、蒙山、百色市右江区、百色市田陽区、田東、平果、樂業、田林、昭平、河池市金城江区、河池市宜州区、南丹、天峨、鳳山、東蘭、忻城、象州、武宣、上林、隆安、馬山）の少数民族受験生：10点</p> <p>「28の自治県及び山間県、辺境県」「22の山間区県」「5都市」以外の少数民族受験生：7点</p> <p>「5都市」の少数民族受験生：5点</p>

出所)「陽光高考」(<https://gaokao.chsi.com.cn/>)および各省考試院 HP より筆者作成(2021年11月29日最終確認)。

1 つ目は、民族による違いをもとにした加点政策である。この表では、寧夏回族自治区のケースがこれに該当する。具体的には、回族の受験生は20点加点されるのに対し、それ

以外の少数民族学生の加点数は10点である。園田・新保によると、回族では①寧夏南部の貧困、②男尊女卑の観念、③女性教員の不足、④家庭環境、⑤学校や教室の不足の5つが複雑に絡み合い、女兒を中心として未就学児童が多い。このように回族は義務教育段階で困難な課題を抱えているため、大学へ進学することは他の少数民族と比較しても難しいと考えられる¹²。民族そのものによる加点数の違いはこのように省内の各少数民族の事情が考慮されていると推測される。

2つ目は、少数民族の居住地域をもとにした加点政策である。広西チワン族自治区では、住んでいる県・市・区によって加点数が大きく異なり、住む場所によっては15点もの差がある。加点数は高い順に民族自治県と辺境に位置する県、次に山間部、そして最後に人口の多い都市部となっている。ここから、1つの省内でも地域によって、教育の質に差があるということが前提とされていることがわかる。

3つ目は、受験する答案の種類の違いをもとにした加点政策である。青海省では、小学校から高校まで漢民族と同じ教育を受けてきた生徒であっても、少数民族の生徒が漢民族用の試験を受験（「民考漢」）すれば加点がおこなわれるようになっている。また、黒竜江省では母語で答案を書く少数民族受験生に5点加点しているが、これは省政府が少数民族であることのみで加点するのに慎重な姿勢をとっていることを示しており、民族語で記述された答案によって民族教育を受けてきた証明を求めていると推測できる。

4つ目は、受験する大学のグループをもとにした加点政策である。四川省は、居住地による加点と受験大学のグループによる加点を組み合わせた加点政策を実施している。特定の地域に住んでいる少数民族の生徒が、一期校（中国の重点大学）に出願する場合は、25点または10点の加点が行われ、それ以外の大学に出願する場合は50～25点加点される。ただし、四川省の特定の地域では少数民族だけでなく漢民族も加点対象となっている。対象となる地域に住んでいる漢民族の受験生は一期校に出願する場合10～5点、それ以外の大学に出願する場合は、25～10点加点される。少数民族でも漢民族でも一期校へ出願する際の加点数は、その他の大学に出願する場合と比べて少ない。これは学力が最も高い層の選抜であるため、最も合否判定に敏感で加点措置への抵抗感が強いからであるためと考えられる。ただし、第2章でも述べたように、現在大学のグループ分けは合併・廃止の道をたどっている。そのため、四川省のこの加点政策が今後も継続して行われるかは現在もお不明である。

まとめると中国では、民族・居住地・試験問題・出願大学の違いを考慮した4種類の加点政策が組み合わさった複雑なものであった。このように複雑に入り組んだ加点政策で、どのようにして「公平さ」のバランスを保っているのか、もしくは「公平である」と国民を納得させているのかということについては、今後改めて検討していきたい課題である。

3. 省政府による加点措置

地方性の加点項目は省により様々である。表 6-4 は地方性の加点項目についてまとめた表である。全国性の加点は格差是正の側面を重視したものであったが、地方性の加点は格差是正の側面と特惠措置としての側面を持っている。例えば、山東省や福建省は、優遇措置としての加点政策を採用している。これは、全国性で取り消された項目が地方性に移行したものであると考えられる。ただし、これらの加点項目について、教育部は地方性であったとしても大幅に減少させるべきとしているため¹³、優遇措置としての加点政策は今後縮小しつづけていくであろうと予想できる。

表 6-4 地方性加点政策一覧 (2021 年、一部)

名称	地域性加点の内容
河北省	農村戸籍の一人っ子は 10 点の加点。 華僑の役員の子女 (※省人民代表大会で立法化され、法的手続きが完了した後に実施予定)
遼寧省	人命救助等により省や市のレベルで表彰された者及びそれにより死亡や障害者になった人の子女 (省内の大学だけ、2023 年から取り消し) : 5 点
広西チワン族自治区	農村戸籍の一人っ子である受験生、娘が 2 人いる家庭の受験生 : 7 点 山区、国境沿い県の受験生 (2023 年度から国境沿いだけ保留) : 15 点
海南省	三砂部隊に 6 ヶ月以上駐留し、大学入試申請時までに三砂部隊に勤務している将校や兵士の子女 : 6 点 農村の一人っ子 : 3 点
貴州省	2016 年 1 月 1 日以前に生まれ、貴州省の農村に 5 年以上継続して居住しており、一人っ子世帯の女子の農村戸籍を持っている受験生、娘が 2 人いる家庭の受験生 : 10 点 (※2016 年 1 月 1 日以降に生まれた受験生は対象外) 貴州省人民政府で表彰された「英雄行為者」あるいは「模範者」の称号をもつ本人及び子女である受験生 : 10 点 貴州省各市 (州)、県 (市、区、特区) 人民政府で表彰された「模範者」あるいは「先進的な個人」の称号をもつ本人及びその子女である受験生 : 5 点
チベット自治区	チベット自治区で従事する幹部や職員が勤務 1 年毎にその子女に 1 点加点 (締切はその年の 7 月 31 日)。両親がともにチベットで働いている場合、就労期間がより長い方を基準とし、加点の上限は 30 点であり、採用するかどうかは大学側により決定される。(※チベット民族大学や駐内地弁公室 (ゴルムド弁行室を除く) で働いた時間は加点としてカウントされない) 来年の大学入試に参加する自治区レベルの先進的な集合住宅 (先進双聯戸) 家庭の受験生 : 10 点 チベット自治区で従事する幹部や職員を親に持ち、かつ自治区レベルの集合住宅 (先進双聯戸) 家庭の場合、それぞれの加点を合算することができるが、その加点は 20 点以内に留める。
新疆ウイグル自治区	南疆四地州 (和田地区、喀什地区、克孜勒蘇柯尔克孜自治州、阿克蘇地区を指す) で普通類募集計画に願書を出す者で「南疆単列計画」の条件を満たす受験生 : 10 点

出所)「陽光高考」(<https://gaokao.chsi.com.cn/>) および各省考試院 HP より筆者作成 (2021 年 11 月 29 日最終閲覧)。

一方で、格差是正措置としての加点に注目すると、農村の一人っ子に対して加点をおこなう省が多くみられる。この加点項目には、「農村部」と「一人っ子政策」という中国の特

徹的な背景がある。まず「農村部」についての問題であるが、中国では国民の戸籍を「農業」（農村部住民）と「非農業」（都市部住民）に分ける「戸籍制度」があり、農村部から都市部への移住は厳しく制限されてきた過去がある。現在では、移住の規制は緩和されているが、「いまだに多くの分野で待遇の違いが明確に存在し、日本のような自由な転居はしづらい環境」¹⁴にある。そのため中国では出生地域の差が人生に大きな影響を与える。

農村部は一般的に、教育予算の関係から教育内容・施設や設備等が都市部に比べて整備されていない。また、園田・新保によると、農村部では「教育の効率化や財政上の問題から学校の統廃合が推進され、農村における高等学校の数が急激に低下」し、「農村では中学から高校への進学がむずかしくなっている」¹⁵。中高の接続が困難なため、大学進学者は自然と少なくなる。これでは都市部と農村部の格差は拡大していく一方である。さらに、中国が実施している「一人っ子政策」¹⁶のために、特に農村部で少子高齢化が進行している¹⁷。少子高齢化が進むと、労働力人口が減少し、地域の財政面も不安定となり、教育をはじめとしたサービスを子どもたちに供給することが困難となる。このように農村部に住む受験生は、都市部の受験生に比べて不利な状況にある。そのような子どもたちに高等教育を受けさせるために、一部の省では加点政策をおこなっているのである。

また、西蔵自治区や青海省のように、特定の職業に従事している親を持つ子どもに対する加点もおこなわれている。日本の大学入試の際に、親の職業によって、例えば親が国家公務員の子どものに対して合格点を下げるなどの優遇措置がおこなおうとすると「不公平である」として反発される可能性が高い。なぜなら「点数の前では皆平等」という原則に反するからである。しかし中国では、国家のために従事したと認められた場合、本人だけでなくその子女も厚遇をうけることができる。これは中国の特徴でみるということができる。

地方性の加点項目については、過度の加点や資格の偽称などの問題が発生している¹⁸。教育部はその対策として、地方政府には誰が審査したのか、だれが責任を負うのかを明らかにすること、受験生には加点項目についての証明書類の提出を徹底させることを求めている。また原則として、地方性の加点はその省内の大学に出願する省内の受験生にのみ適用するとしている。

おわりに

本章では、大学入学者選抜制度における加点政策について省別比較をおこない、その全体的な特徴について考察した。

大学入試における加点制作は 1980 年代後半に導入された。導入当初は、特惠措置と格差是正措置という 2 つの側面を持っていたが、自主募集制度の拡大等に伴い、優遇措置としての加点政策は現在廃止の方向で進められている。

一方で、格差是正措置としての加点政策についてみると、その対象者としてまず少数民族の受験生が挙げられる。少数民族の教育に関しては、漢族の受験生と比較しても、居住地や言語といった課題によって大きな差が存在するのは周知の事実であった。そのため大学入試の際に、少数民族の受験生が被る不利益を少しでも縮小させるためにすべての省で加点政策が採られている。しかし、2005年から2021年までで少数民族受験生への加点の点数が減少（または一部の省では廃止）していることがわかった。そしてこの動きは、経済発展により少数民族と漢族の間に存在した「格差」が縮小したという主張や受験生が民族を詐称するといった不正の温床になっていたということが影響していると考えられる。

また、少数民族以外の加点政策をみると、例えば全国性加点の項目では、受験生の環境や学力への「配慮」だけでなく、「国家のため」に従事した「英雄」に対する「称賛」の意味も加点に込められていることがわかった。

以上のように、加点政策は中国的な公平観・公正観を強く反映した制度であった。誰を「配慮」の対象とし、その背景にはどのような論理があるかを探究することは、中国を理解する一つの有効な手段であるといえる。

1 南部広孝『東アジアの大学・大学院入学者選抜制度の比較—中国・台湾・韓国・日本—』、東信堂、2016年、8頁。

2 小川佳万「第1章大学入試における格差是正措置」、小川佳万編『アジアの大学入試における格差是正措置』、広島大学高等教育研究開発センター、2016年、2頁。

3 同上。

4 黒竜江省人民政府「黒竜江省人民政府弁公庁關於全面落实進一步保護關心愛護医務人員若干措施的通知」、2020年(<https://zwgk.hlj.gov.cn/zwgk/publicInfo/detail?id=386535> 2021年11月28日最終確認)

5 鮑嶠、劉寧寧「改革開放以来我国高考加分政策的内容分析」『高校教育管理』9(5) 2015年、30-35頁。

6 陳麗「少数民族高考加分政策研究回顧与展望」『教育与考試』第3期、2019年、10-15頁。

7 小野寺香「第3章 中国の大学入試における格差是正措置」、小川佳万編『アジアの大学入試における格差是正措置』、広島大学高等教育研究開発センター、2016年、29-30頁。

8 加点措置があるということは明記されていたが、具体的な点数は明記されていなかったため、湖北省は除外した30省。

9 国家民族事務委員会『中央民族工作會議精神學習輔導讀本』北京:民族出版社、2015年、65頁。

10 虎有沢、尢永強「正確認識少数民族高考加分政策」『中南民族大学学報(人文社会科学版)』36(05)、2016年、18-22頁。

11 滕星、馬効義「中国高等教育の少数民族優惠政策与教育平等」『民族研究』第5期、2005年、12頁。

12 園田茂人・新保敦子『教育は不平等を克服できるのか』、岩波書店、2010年、145頁。

13 教育部「教育部 国家民委 公安部 体育総局 中国科協会關於進一步減少和規範高考加分項目和分值的意見」(http://www.gov.cn/gongbao/content/2015/content_2843782.htm 2021年11月25日最終確認)

14 産経新聞「【世界を読む】格差を解消できない中国の教育...背景に特有の戸籍制度」(<https://www.sankei.com/west/news/180509/wst1805090004-n4.html> 2021年11月28日最終確認)

15 園田・新保、同上。

16 1979年から実施された政策。急激な人口増加を緩和するために1組の夫婦につき子どもを1人に制限した。2014年からは二人っ子へと緩和されている。

17 王文亮『格差で読み解く現代中国』、ミネルヴァ書房、2006年、140-145頁。

18 中国教育在線「教育部高校学生司負責人答記者問」(<http://www.eol.cn/html/g/xyksgg/gkjf.shtml> 2021年11月18日最終確認)

第7章 高等教育機会格差の是正

肖 芸萱
(広島大学)

はじめに

中国における全国的な大学入試改革は、2014年9月に国務院による「試験・入学制度改革の深化に関する実施意見(関於深化考試招生制度改革の実施意見)」にもとづき開始した。同改革の目的は、「素質教育を推進し、教育の公平性を図り、科学的に人材を選抜する」ことである。具体的には、文系と理系の分離を廃止し、高校生が自分の興味や能力にもとづいた選択を可能にすること、学歴差別や学校間格差を抑制し入試の公平性と公正性を促進することなどが挙げられる。また、中国では、都市と農村の間の社会的・経済的・教育的格差がしばしば指摘されるが、その是正に貢献することは大学入試改革においても重要な課題であった。

中国では1977年の再開以降、大学入学試験は人材の選抜において非常に重要な役割を担ってきており、同制度は、従前の推薦入学制度にかわって、すべての人に高等教育を受ける権利を保証した。例えば、大学入試制度では、地域別に合格のための成績水準が設定されるため、比較的公平な方法としてみなされ、貧困地域の人々にとっては、大学入試は貧困から抜け出すための重要な一つの手段であるともいわれる。しかし、農村部では、経済水準や教育意識の低さ、教育資源の不足等の問題が露呈しており、例えば、貧困を理由に学校を中退し、仕事のために都会に出ざるを得ないという事例は今でも見られる。

ところで、マーチン・トロウは高等教育の三つの段階を提唱した。進学率15%未満をエリート段階、50%未満をマス段階、50%以上をユニバーサル段階としている。中国では、1999年以降、大学の規模を拡大し、入学者数を増加させる「大学拡張政策」を継続的に実施してことで、エリート段階からマス段階、そしてユニバーサル段階へと「三段跳び」を成し遂げた¹⁾。しかし、大学進学の手がかりが農村部と都市部の学生では大きく異なる。こうした状況に鑑み、高等教育機会の公平性を保障するために、2012年に教育部は「貧困地域向けの特別募集プログラムの実施に関する通達(関於実施面向貧困地区定向招生專項計劃的的通知)」を公布した。それによって、地方の主要大学が農村部の学生を募集する特別プログラム(以下:地方特別募集プログラム)や、特定の大学が農村部の学生を募集する特別プログラム(以下:大学特別募集プログラム)が導入された。これらの政策はいずれも、農

村部の学生に入学条件の優遇や経済的支援をすることで、進学機会を保証することをねらいとしている。また、それが農村部の経済的・文化的発展にも貢献することが期待されている。

以下では、農村部の学生を対象とする3つの高等教育政策に焦点を当て、政策の歴史的発展、各省の現在の経済発展水準と教育政策の対応、農村地域のための特別募集プログラムの実態について考察する。

1. 各省の経済状況及び貧困状況

GDP（国内総生産）は、地域の経済力とその規模を示す重要な指標である。2020年の各省・市・自治区の一人当たりのGDPを見ると、上位5位は北京、上海、江蘇、福建、浙江であり、下位5位は山西、吉林、広西、黒龍江、甘肅となっている。一人当たりのGDPの差は133581元で、平均値は72371元である。湖北省の中で平均水準に達しているのは9省・市・自治区のみで、残りの21地域は平均水準を下回っている。2020年の中国の省・市・自治区の総GDPの上位5位は、広東省、江蘇省、山東省、浙江省、河南省である。下位5位は、甘肅省、海南省、寧夏省、青海省とチベットである。

上記のデータより、各省の経済レベルに差がある中で、特に東部沿岸地域と西部地域の間には大きな経済格差があることがわかる。また、一人当たりのGDP、総GDPいずれにおいても、広西チワン族自治区、甘肅省、寧夏自治区の経済発展水準が低いことも見て取れる。ところで中国では、改革開放以来、貧困扶助活動が行われてきた。国家レベルの貧困県は、地域住民の平均年間純所得を基準に定義されている。全国レベルの貧困県は西部地域に集中しており、革命老区（戦時の革命活動が行われた地域）、少数民族地域、国境地域である²。

2019年、中国には344の貧困県があり、主に雲南省、四川省、甘肅省、貴州省、陝西省に集中している。国務院白書「全面的に小康社会を築く：中国の人権事業の発展における輝かしい一章（全面建成小康社会：中国人权事业发展的光辉篇章）では、2020年末までに、中国の現行基準の農村貧困層9899万人のすべてが貧困から脱却し、832の貧困県のすべてが貧困リストから削除され、地域的な貧困が解消されることを目指すと述べられている³。結果的に2020年に国内の貧困県がなくなったとされているが、貧困が完全に解消されたわけではない。経済的貧困は当初、地域ごとに解消されてきたが、今や貧困の由来やその影響関係は複雑化してきたため、その改善が困難になってきたともいえる。各地域の発展には、産業、交通、地理、歴史的蓄積などが主な重要な要素であるが、教育もその一つである。次節では、各省・市・自治区の高等教育機関の数を比較分析する。

2. 各省の高等教育機関

2020年の教育部の統計によると、中国の高等教育機関は2740校で、そのうち本科学校が1276校、専科学校が1464校となっている。表7-1は、各省・市・自治区の高等教育機関の数を示したものである。

中国には31の省・市・自治区があり、各省・市・自治区に平均で88校の大学がある。最も多いのは江蘇省で167校あり、最も少ないのは青海チベット自治区で7校である。大学の中でも985大学と211大学の地域格差は顕著である。北京市は8校の985大学があるのに対して、河南省、河北省、江西省、山西省、広西チワン自治区、雲南省、貴州省、新疆ウイグル自治区、内モンゴル自治区、海南省、寧夏回族自治区、チベット自治区には985大学は存在しない。211大学に関しては江蘇省、北京市、上海市、湖北省、陝西省に集中している。したがって、経済が発達した東部地域と西部地域では、重点大学の数に大きな差がみられる。

表7-1 全国各省・市・自治区の高等教育機関分布

省/市/自治区	高等教育機関数	985 大学	211 大学	本科	専科
江蘇省	167	2	11	78	89
広東省	154	2	4	67	87
山東省	152	2	3	70	82
河南省	151	0	1	57	94
四川省	132	2	5	53	79
湖北省	129	2	7	68	61
湖南省	128	3	4	52	76
河北省	125	0	1	61	64
安徽省	120	1	3	46	74
遼寧省	116	2	4	65	51
浙江省	109	1	1	60	49
江西省	105	0	1	45	60
陝西省	96	3	8	57	39
北京市	92	8	23	67	25
福建省	89	1	2	39	50
山西省	85	0	1	34	51
広西チワン族自治区	82	0	1	38	44

雲南省	82	0	1	32	50
黒龍江省	80	1	4	39	41
貴州省	75	0	1	29	46
重慶市	68	1	2	26	42
吉林省	64	1	3	37	27
上海市	63	4	10	40	23
天津市	56	2	3	30	26
新疆ウイグル自治区	56	0	2	19	37
内モンゴル自治区	54	0	1	17	37
甘肅省	50	1	1	22	28
海南省	21	0	1	8	13
寧夏回族自治区	20	0	1	12	8
青海省	12	0	1	4	8
チベット自治区	7	0	1	4	3
総計	2740	39	112	1276	1464
平均値	88.387096 7	1.2580645	3.6129032	41.16129	47.225806

出所) 中華人民共和國中央人民政府「2021年全国高等学校名單查詢工具」
(<http://bmfw.www.gov.cn/jybqggdxxcx/index.html> 2021年11月29日最終確認)をもとに筆者作成。

3. 経済と教育の関係

経済発展と教育水準の関係の大きさはしばしば指摘されるように、中国の高等教育に関しては、省間の経済格差が大学の数に反映されている。また、中国の大学入試制度では、各大学の募集人員は省ごとに定められ、一般に当該大学のある省の募集人員を他省のそれよりも多くする。そのため、大学数が少なく、受験者数の多い地域の生徒にとっては、省内での入試競争が非常に激しくなる。この状況に対して、近年、大学は募集規模を拡張しており、都市部と農村部の生徒の大学入学の機会は全体的に増加しているが、依然として農村部より都市部の学齢人口の方が大学へのアクセス可能性が高くなっている。一般には大学の募集規模拡張によって大学入学の機会の格差が縮小されつつあるとも言われるが、いっぽうで都市部と農村部の高等教育機会の不平等が拡大しているとも言われている⁴。

こうした状況において、農村部の生徒の大学進学機会をより一層拡大するため、様々な施策がなされてきた。以下ではそれらに関して詳しく見ていく。

4. 特別プログラムの歴史、現状、効果

(1) 貧困農村地域向けの特別募集プログラムの歴史

2010年、中国共産党中央委員会政治局は、「国家中長期教育改革発展計画綱要（2010-2020）（国家中長期教育改革和発展規劃綱要（2010-2020年）」において、中国の教育が直面する状況と課題について言及するなかで、都市部、農村部、地方部における教育の不均衡、貧困地域や民族地域における教育水準の低さなどが問題点として指摘した⁰。たとえば第5章では、中・西部の貧困地域における中等教育の水準向上のための支援を強化するなど、中等教育段階の計画を示している⁵。第21章では、高等教育へのアクセスにおける地域格差を縮小するために、様々な試験的な改革を実施し、模索することが提案されている⁶。このように、中西部の高校教育水準の向上とあわせて、大学進学のための保障が目指された。2011年には、中国共産党中央委員会と国務院が中国全土の貧困解消活動を指導するため、「中国農村貧困解消・発展計画（2011-2020）」が発表された。同計画では、教育・文化の面で遠隔地や貧困地域をすべての学校段階において支援することが求められている⁷。高等教育においては、東部地域が中西部に対する支援として募集協力計画を実施し続けることが要求されている⁸。2012年1月、教育部はその具体的な30のポイントを強調し、試験・募集制度改革を積極的かつ着実に推進すること、大学が貧困地域を対象とした就職・募集を実施するための計画を策定することなどが含まれている。また、2012年3月、教育部、国家発展改革委員会、財政部、人力資源・社会保障部、国務院貧困対策室は共同で、「貧困地域向けの特別募集プログラムの実施に関する通知（關於實施面向貧困地區定向招生專項計劃的通知）」を発表した。これが「国家特別募集プログラム」である。同プログラムは、約1万人を対象として特別な募集計画を行うもので、教育部と各省の教育行政部門が、同プログラムを行う大学を決定する。

2014年、国務院による「試験・募集制度改革の深化に関する実施意見」では、「中国の教育における現在の問題点は、唯点数論が学生の全面的な成長に影響を与え、1回の試験で一生が決まるため、学生が学習に過重な負担を強いられること、地域間や都市と農村の就学機会に格差があること、小中学校での学校選択現象がより顕著になっていること、加点の改ざんや不正入学等の問題が発生していることである」と言及している⁹。これらの既存の問題に対応するために、試験と募集制度改革の徹底的な改革が実施されている。主な改革の一つは、大学における募集人員の配分方法の改善である。中部・西部地域や人口の多い地域の大学進学率を高めるために、東部地域の大学は中部・西部地域の募集人員数を確保することが求められている。また重点大学に進学する農村部の生徒数を増やすために、国家特別プログラムを実施しており、教育部属大学や省属大学は、遠隔地や貧困地域、少数民族の地域を対象として、一定の募集人員を確保すべきであるとしている。このように、農村部など、これまで大学進学機会が社会的に抑制されてきた地域を対象として、重点大学を含む大学への進学機会を保証することを目的として、2014年から「国家特別募集プ

プログラム」が導入され、さらに「地方特別募集プログラム」、「大学特別募集プログラム」も続いて設けられてきた。現在、すべての貧困県は貧困リストから削除されたものの、農村や貧困地域を対象とする上記のプログラムは 2021 年も実施されている。

(2) 3つの特別募集プログラムの現状

以下では、「国家特別募集プログラム」「地方特別募集プログラム」、「大学特別募集プログラム」について整理する。「国家特別募集プログラム」は、上記のとおり 2012 年に初めて実施された貧困な地域を対象とした募集プログラムである。このプログラムでは、実施主体が国家であるため、募集対象は全国の貧困農村部の生徒である。「地方特別募集プログラム」は 2014 年に導入され、当該大学の所在省における特定の農村部の生徒を対象とするプログラムである。その実施主体は通常、省内の重点大学であり、募集対象も省内の生徒である。「大学特別募集プログラム」は、「地方特別プログラム」と同時期に導入された、各大学が独自に農村部の生徒を対象とするものである。教育部直属大学や自主募集政策の試行大学が実施主体であり、募集対象は農村部の学業成績優秀者で、学校の選考に合格しなければ応募資格が得られない。「国家特別募集プログラム」は、定められた地域の適格な受験生全員に応募資格がある一方で、「大学特別募集プログラム」と「地方特別募集プログラム」は地方の受験者のみを対象としている。

(3) 国家特別募集プログラムと地方特別募集プログラム

2020 年の甘肅省教育試験院（原語：教育考試院）のデータによると、過去 3 年間で、甘肅省の 58 の集中貧困県（市・区）において、国家特別募集プログラムによって合計 20,158 人、地方特別募集プログラムによって合計 6,288 名が入学した。過去 3 年間の大学入試の受験者総数は 803,609 人、大学入学者総数は 351,755 人、一期校の合格者総数は 128,694 人であり、この特別募集プログラムによって、甘肅省の農村部の生徒が激しい競争と不均等な教育資源の中で、質の高い高等教育を受ける機会が増えた。

表 7-2 三つのプログラムの比較

	国家特別募集プログラム	地方特別募集プログラム	大学特別募集プログラム
実施区域	集中隣接特別貧困地域、国家レベルの貧困支援・開発県、新疆南疆の四地区	具体的な実施地域は、各省（区・市）が地域の実情に応じて決定し、実施地域は省（区・市）	僻地、貧困地域、少数民族地区（県級市を含む）。 具体的な実施地域は、

		内の民族自治県を完全にカバーする。	関連する省（区、市）によって決定される。
実施学校	中央部門直属大学、各省（区、市）属重点大学	各省（区・市）属重点大学	教育部直属大学と他の自主募集の試行大学
募集規模（2020年）	6.3万人	大学の一期校の定員数の3%を超えない	大学の本科の募集規模の2%以上
応募条件	(1) 大学入試の応募要件を満たしている。 (2) 実施地域で連続3年以上の地元の戸籍を持っている。父または母または法定保護者が地元で戸籍を持っている。 (3) 本人は3年連続で戸籍県にある高校に在籍と在学をしている。戸籍の性質（都市/農村）の制限なし	各省（区・市）による決定される 農村戸籍の制限あり	(1) 大学入試の応募要件を満たしている。 (2) 実施地域で連続3年以上の地元の戸籍を持っている。父または母または法定保護者が地元での農村戸籍を持っている。 (3) 本人は3年連続で戸籍県にある高校に在籍と在学をしている。 農村戸籍の制限あり
募集のプロセス	一般募集と同じ	一般募集と同じ	初期審査→大学入試→大学の審査と試験→大学入試結果の公表→志望申し込み

出所) 王瑩、孫濤「貧困地区専項招生計劃的政策変遷、潜在問題与優化路径-基於教育資源均衡髮/發展和教育公平原則的考量」『煤炭高等教育』第37卷第1期、2019年、49頁。

(4) 大学特別募集プログラム

2021年の特別大学プログラムの対象は、教育部直属の大学72校と、それ以外の大学23校の合計95校であった。この特別プログラムは大学によって名称が異なる。例えば、北京大学の特別プログラムは「築夢計画」、清華大学の特別プログラムは「自強計画」、南京大学の特別プログラムは「励学計画」と呼ばれている。大学特別募集プログラムに参加するためには、以下の3つの要件がある。(1) 大学入試の応募条件を満たすこと、(2) 自分と

父親または母親、法定保護者の戸籍が実施地域にあり、少なくとも3年以上戸籍があること(3) 戸籍のある県で3年以上高校生として登録されており、実際に学校に在学していること。2021年度大学特別募集プログラムの応募スケジュールは以下の通りである。4月25日までに大学が募集要項を公布し、受験生が申し込みを行う。5月20日までに、省と市は受験者の基本条件の審査を完了し、資格者リストを発表する。5月末までに、大学は受験者のその他の条件の審査を完了し、資格者リストを発表する。6月7日～8日に、受験者は試験を受け、受験生は志願書を作成し大学へ提出する。なお、大学入試の情報公開プラットフォームによると、大学特別募集プログラムに参加した受験生は、合格最低点数が通常よりも低く設定される¹⁰。例えば、清華大学の2021年自強計画の募集要項では、試験成績などに基づき、合格最低点が決定される。自強計画の合格者リストの発表によって、2021年に清華大学の大学特別募集プログラムを通じて入学したのは、合計23の省・市・自治区からの受験生であった。合格最低点は、大学の審査と試験の結果に応じて、受験者ごとに異なっている。例えば、甘粛省の有資格者は通常より30点または40点低い点数で合格できる。河北省の有資格者は30点または40点、50点または60点低く、最も低いのは65点であった。

大学特別募集プログラムと他の2つのプログラムとの最大の違いは、受験者は試験より前に出願し、大学入学試験に加えて、出願した学校独自の試験を受験する必要があることである。そのため、大学特別募集プログラムは、貧困な農村部向けの自主募集政策としても知られている。この政策は、大学に優秀な人材を選抜する自主権を与えるだけでなく、貧しい農村部の優秀な人材に進学機会を保証するもので、教育の公平性を促進するとされている。

(5) 特別募集プログラムの募集状況と課題

3つの特別募集プログラムは、募集規模が拡大している。教育部の統計によると、特別プログラムに募集された生徒の数は、2012年の1万人から2020年には1万7千人に増え、累計で70万人を超えている。中国科学院による第三者評価では、特別募集プログラムは、地元の満足度が100%、学生の満足度が90%、大学の満足度が80%に達成している。具体的な募集状況を見ると、2020年、北京大学本校には合計190名の学生が国家特別募集プログラムで入学した。また、清華大学では西部各省の生徒が約26.6%、農村・貧困地域の学生が約20.2%占めており、自強計画の合格者数は過去最高となった。上記のデータから、農村部や貧困層向けの特別募集プログラムが活発に推進されていることが明らかになった¹¹。

しかし、特別募集プログラムには課題も存在する。まず、関連政策の宣伝や紹介が十分でないことが挙げられる。一般的に受験生や保護者は学校やテレビ・新聞といったメディアのほか、地方の教育試験委員会や陽光高考というウェブサイトでも大学入試に関する情

報を得ることができる。しかしながら、ウェブサイトで提供されている情報を見る限り、様々な制度の違いが明確に記載されていないため、保護者や学生にとって理解しづらいものとなっている。具体的には、大学特別募集プログラムは特別なタイプの入試に分類されており、地方や国家特別募集プログラムと分離されるが、「強基計画」と同じタイプの募集方法であると誤解されやすい。また、大学特別募集プログラムに比べ、地方特別募集プログラムと国家特別募集プログラムの詳細の記載がない。そのため、制度の十分な周知という点で改善の余地があるといえる。また、大学特別募集プログラムでは出願書類を大学入試の前に提出する必要があるため、学校は早めに相談会を開催し、保護者や受験生が機会を逃さないように政策方針を詳しく説明しなければならない。その上で、関連行政部門は、多様な宣伝方法を利用し、住民委員会からの電話通知など様々な形で広報活動を強化し、生徒を支援する優遇政策を普及させるべきである。

また、王は、「特別募集プログラムで入学した学生は、入学当初、学業成績において、クラスの上位者と比べて一定の成績差があり、劣等感やこれからの勉強に対する恐怖感を抱く；成績が中下位圏にある；数学、物理、化学と英語の科目に苦戦している」と指摘する¹⁰。この点で、大学はこれらの学生の支援を強化し、経済面、学業面だけでなく、心理健康やキャリアの方向性に関しても注意を払う必要がある。例えば、清華大学では、自強計画の学生を対象としたフォローアップ研修リンクを設置している。内容としては、学生の勉強のプレッシャーや家族の負担を軽減するとともに、職場での総合的な資質を向上させるために職場体験を手配している。また、学生が大学での勉強や生活に順調に適應できるように、特別な学習・進路指導を手配したり、優秀な卒業生を個人的なメンターとして配置し、学生の自己成長を補助したりしている。

また、一般には都市部と農村部では高等教育へのアクセスに大きな差があり、都市部の家庭は農村部の家庭に比べて高等教育へのアクセスにおいて有利であると指摘されるが¹¹、社会の階層化は、都市部と農村部の二極間だけではなく、都市部と農村部の中にもそれぞれ複数の階層が存在する。したがって、特別募集プログラムは、農村部の生徒だけでなく、都市部の下層階級の貧しい生徒や、教育上不利な立場にある生徒にも焦点を当てるべきである。

5. 河南省における3つのプログラム

以下では、河南省を例として、3つの特別プログラムの現状を明らかにしていく。

河南省は3年連続で受験者数が全国トップとなっている。同一点数を取った受験者が多いこと、省内には985大学がなく、211学校が1校しかないことに、河南省の大学入試の特徴がみられる。つまり、受験生数が多く、合格点が高い、そして省内の重点大学が少ないということである。また、2019年の河南省の総人口に占める農村人口の割合は

46.79%なので、同省の人口の半分近くが農村に住んでいると言える。以上の特徴より、河南省の大学入試では傾斜政策を行うことが一般的になっている。

2021年、河南省には地方特別募集プログラムの実施大学が21校あり、定員数は2,448人である。そのうち、省内唯一の211機関である鄭州大学の入学定員が最も多く、550人である。また、合計214校の大学が国家特別募集プログラムを実施しており、3つのプログラムの中で最も多く、6,794人の生徒を募った。その全国214校の大学のうち、北京の大学が最も多く、41校となっている。北京には多くの高等教育機関があり、教育を通じた貧困解消の責任を大きく担っていると言えよう。しかし、このプログラムの実施地域から見ると、定員数が最も多いのは河南省で、2020名の生徒が募集されており、そのうち鄭州大学は290名と、最も多い定員数を設定している。全国31の省・市・自治区のうち、河南省を実施区域としていない省・市・自治区は九つあり、山西省、内モンゴル自治区、江西省、広西チワン族自治区、海南省、貴州省、雲南省、チベット自治区、青海省である。これらの省に共通する特徴は、中西部地域に位置し、経済水準が低く、教育資源が不足していることである。教育部の陽光高考大学入試情報公開プラットフォームでは、各大学の各省の合格者リストが公開されているため、合格者数を手掛かりに具体的にみていく。分校を含み、2021年には合計96校が大学特別募集プログラムを実施し、合計2,100人が合格した。その中で最も合格者数が多かったのは、河南省のみで大学特別募集プログラムを実施した鄭州大学で、460人である。

3つのプログラムの現状から、経済的・教育的に発展している地域ほど、特別プログラムで多くの生徒を募集しており、地域の大学は教育を通じて貧困層を支援するという役割を果たしていることがわかる。募集人数の状況に関しては、図7-1より、国家特別募集プログラムの定員数が最も多く、大学特別募集プログラムが最も少ないことがわかる。そして、大学特別募集プログラムは、農村部の貧しい学生の中から優秀な人材を選ぶことに重点を置いているため、合格者数は少ない。一方、地方や国家特別募集プログラムは、大多数の貧しい農村部の生徒に重点を置いた政策であり、高等教育に遅れをとっている地域の受験者に、大学、さらに重点大学に通う機

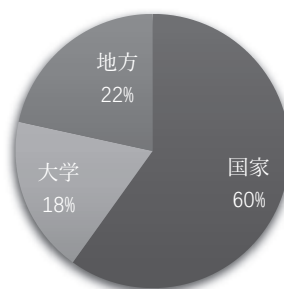


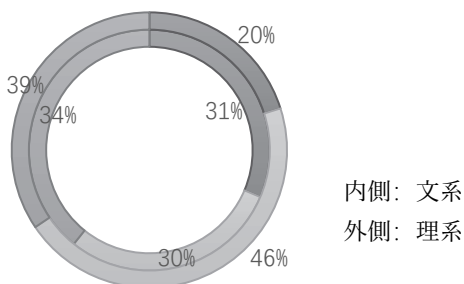
図7-1 各プログラムの募集人数の割合(出所) 河南省招生弁公室「2021年普通高校招生計画」を基に筆者作成。

(<http://www.heao.gov.cn/adc/pzjh.shtml>
2021年11月29日最終確認)

会を与えている。3つのプログラムにおいては、鄭州大学が最も多くの生徒を募集しており、大学入試の所属先に偏りがある。そこで次に、鄭州大学を対象として、文系・理系と専攻分野における募集状況を分析していく。

鄭州大学は、2021年に3つの特別募集プログラムに合計1,300人の学生を入学させ、地方特別募集プログラム、大学特別募集プログラム、国家特別募集プログラムの順に人数が多かった。鄭州大学は河南省の大学であり、国家特別募集プログラムで他省の

生徒を募集していない。そのため、国家特別募集プログラムより、地方や大学特別募集プログラムを通じて、貧困解消における大きな役割を果たしている。文理別に見ると、特別募集プログラム3つとも、文系の人数が理系より少ない。これは一般募集で文系の受験者数が理系の受験者数よりも全体的に少ないことと関係している。また、図7-2より、文系では、3つのプログラムの募集規模にはほとんど差がない。一方で、理科では、地方特別募集プログラムの定員が475人であり、全体の46%を占めることが確認できる。これに続くのが大学特別募集プログラムの360人で、全体の39%を占めている。鄭州大学が実施したこの2つの特別プログラムから判断すると、河南省では理系の人材の需要が高いと推測できる。



■国家特別募集プログラム ■地方特別募集プログラム
■大学特別募集プログラム

図7-2 各プログラムの文系理系の割合
出所) 河南省招生弁公室「2021年普通高校
招生计划」を基に筆者作成。

(<http://www.heao.gov.cn/adc/pzjh.shtml>)

2021年11月29日最終確認)

表7-3 専攻によって各プログラムの募集人数 (文系)

	国家特別募集プログラム	地方特別募集プログラム	大学特別募集プログラム
人数	80	75	85
専攻合計	4	5	7
歴史学類			10
教育学類			10

観光管理类			15
公共管理类			20
マルクス主義類	20	10	
哲学類		10	15
人文科学実験班		10	
外国語文学類		15	15
中国語文学類	20	30	
新聞伝播類	20		
図書館情報・ アーカイブズマ ネジメント類	20		

出所) 河南省招生弁公室「2021 年普通高校招生計劃」のデータを基に筆者作成。
(<http://www.heao.gov.cn/adc/pzjh.shtml> 2021 年 11 月 29 日最終確認)

表 7-4 専攻によって各プログラムの募集人数 (理系)

	国家特別募集プログラム	地方特別募集プログラム	大学特別募集プログラム
人数	210	475	360
専攻合計	7	15	15
材料類			30
数学類		20	19
地理科学類		15	30
生物科学類		40	20
情報安全類		30	
工学 (IoT 分野)		30	30
工学 (土木分野)		40	30

水利類		40	20
化工と製薬類		40	30
薬学類		40	21
医学技術類		20	
物理学類	30	30	20
力学類	30	40	20
機械類	30	40	30
自動化類	30		
環境科学と工程類	30	20	20
予防医学	30		20
管理科学と工程類	30	30	20

出所) 河南省招生弁公室「2021 年普通高校招生計劃」のデータを基に筆者作成。
(<http://www.heao.gov.cn/adc/pzjh.shtml> 2021 年 11 月 29 日最終確認)

専攻分野に関して、3つの特別募集プログラムが合計 29 の専攻分野を提供している。その内訳は、文系 11 専攻、理系 18 専攻である。文系に関しては、大学特別募集プログラムは 7 つ、地方特別募集プログラムは 5 つ、国家特別募集プログラムは 4 つの専攻が存在する。地方と国家特別募集プログラムに開設されている専攻分野は少なく、歴史類、教育類、観光管理類、公共管理類は開設されていない。また、国家と地方特別募集プログラムでの中国語・中国文学類の入学定員は 50 名であるが、大学特別募集プログラムはこの専攻に募集計画を行っていない。理系に関しては、国家特別募集プログラムは 7 つ、大学や地方特別募集プログラムは 15 の専攻が存在する。理系で募集者数が多いのは、機械系と管理科学及び工学系である。材料類は大学特別募集プログラムで限定され、30 の生徒を募集している。また自動化類も国家特別募集プログラムを通じて 30 人の生徒を募集している。そして情報安全類と医療技術類が、地方特別募集プログラムだけに設置され、それぞれ 30 人と 20 人の学生を募集している。

3つの特別募集プログラムには、専攻分野において以下のような特徴がある。まず、国家特別募集プログラムに応募する場合、文系・理系ともに専攻の選択肢が狭い。次に理系で申請できる専攻数が大学特別募集プログラムと地方特別募集プログラムで同じであり、受験生はこの2つの特別プログラムで鄭州大学を受験する場合、より多くの専攻を選択す

ることができる。そして、大学特別募集プログラムは、優れた人材を選択するための重要な手段の一つを担っている。鄭州大学の重点分野は理工系の分野に集中しており、例えば材料科学と工学は世界一流学科建設学科とされ、例えば材料科学の募集は大学特別募集プログラムに限定されている。さらに、3つの特別募集プログラムの専攻数や同じ専攻の定員数の違いに各プログラムの特徴がある。つまり、国家特別募集計画は、貧困の度合いが高く、人数が少ない農村部の人々を支援することに重点を置いているため募集人数は少なく、大学特別募集プログラムでは、農村部の貧困層から優秀な人材を選抜することに重点を置いている。また、地方特別募集プログラムは、当該地方の農村の人々に焦点を当てて、比較的地域性の強いプログラムといえる。

おわりに

経済や教育などあらゆる面で、中国の地域間では格差が存在している。2020年の時点で、すべての貧困県が取り除かれ、絶対的な貧困の解消が宣言されたが、それは衣食住の経済的な貧困のみの解消に過ぎず、それだけでは不十分であるといえる。習近平が、「貧困地域の子どもたちに良い教育を与えることは、貧困解消と農村開発における重要な課題であり、貧困の世代間移転を止める重要な方法である」と指摘したように、義務教育の段階だけでなく、中等後教育や高等教育へのアクセスや水準の公平性を実現するべく、大学入試制度の改革が進められてきた。

本章では、中国全土における経済と高等教育の発展の不均衡を背景に、農村部向けの高等教育政策について整理し、河南省を例としてその特質を明らかにした。

中国では、2012年に国家特別募集プログラムが実施されて以来、貧しい農村部の生徒を支援する政策を模索し続け、国家特別募集プログラム、地方特別募集プログラム、大学特別募集プログラムが運用されている。河南省の例をみると、3つの特別募集プログラムによって文系・理系の募集人数や専攻、対象と実施地域の違いがあることがわかった。これら3つのプログラムは、互いに補完し合い、貧しい農村地域への支援を形成しているといえる。

3つの特別募集プログラムによって、農村部の生徒の高等教育へのアクセスの可能性が高まったといえるが、プログラムには課題もある。同プログラムについて保護者や受験生が正確に理解するための周知の仕方の検討や、同プログラムによって入学した学生の入学後のケアなどである。こうした課題を改善しつつ、高等教育機会の格差是正のため、同プログラムが今後どのように機能していくか、注目したい。

- 1 向美来、易偉松「高校拔招20年發展歷程与展望」『長江大学学报（社会科学版）』第44卷第3期、2021年、113-120頁。
- 2 王愛雲「1978~1985年的農村扶貧開發」『当代中国史研究』第24卷第3期、2017年、36-50頁。
- 3 国務院『全面建成小康社会：中国人權事業發展的光輝篇章』国務院、2021年。
- 4 馬宇航、楊東平「城鄉学生高等教育機會不平等的演变軌跡与路径分析」『清华大学教育研究』第36卷第2期、2015年、7-13頁。
- 5 国家中長期教育改革和發展規劃綱要工作小組办公室「国家中長期教育改革和發展規劃綱要」2010年。
- 6 国務院「中国農村扶貧開發綱要（2011-2020）」、2011年。
- 7 国務院「關於深化考試招生制度改革的實施意見」国務院、2014年。
- 8 教育部「陽光高考信息公開平台」（<https://gaokao.chsi.com.cn/zsgs/mdgs--method-toIndex,zslx=2.dhtml> 2021年11月29日最終確認）
- 9 中華人民共和國教育部「教育扶貧斬“窮根”——全国教育系統脫貧攻堅總述」（http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/s5147/202103/t20210303_516846.html 2021年11月29日最終確認）
- 10 王瑩、孫濤「貧困地区專項招生計劃的政策變遷、潛在問題与優化路径—基於教育資源均衡發展和教育公平原則的考量」『煤炭高等教育』第37卷第1期、2019年、47-51頁。
- 11 劉堃、郭菲「城鄉内部階層分化与高等教育機會獲得—兼談高校拔招政策的影響」『教育發展研究』、2020年、22-29頁。

第8章 民族大学と民族予科班

小川 佳万
(広島大学)

はじめに

中国の大学入試では、一般に「高考」と呼ばれる共通テストを受験し、その得点によって順位づけられ、各募集単位(学院・系など)の定員までにその順位が収まれば合格となる。「点数の前では皆平等」としばしば言われるとおり、それ以外の要因を基本的には考慮しないことで、公平・公正を担保してきた。ところが、中国には沿海部・内陸部、都市部・農村部など、地域間の社会的・経済的な厳然たる格差が存在していることは明白であり、そのためさまざまな領域でいくつかの施策が講じられてもきている。大学入試においても同様であり、省別の募集・選抜(合否判定)、農村枠の設定による定員確保、少数民族であることによる加点措置、などいくつかの特筆すべき施策を設けている。

もちろん、巨大な数の受験者を抱える中国の大学入試の規模を考慮すれば、それらは「例外的措置」で片づけられるかもしれない。ただし、「平等原則」の圧力が強い社会におけるその施策に込められた意義や施策者側の思いを考慮した場合、実際の対象数以上に重要な意味を含んでいると考えられる。いずれにせよ、これらの特別措置は、中国では大学入試のスタートラインの時点ですでに平等に参加できていないという前提を公的に承認していることを意味する。

本章では、さまざまな措置のなかで少数民族を対象にするものを扱う。少数民族を対象としたものとしては、すでに第6章で紹介したとおり、各省で設けられている加点措置が一般的である。ただし、それらは大学入試の得点に一定の点数が加点されるだけであり、合格の保証は一切ない。一方、本章で扱う特別措置は、少数民族を対象とした大学であり、班(クラス)である。基本的にその定員の数だけ少数民族学生の合格を保証することになる。その意味で少数民族に対する最大の配慮を反映させた措置であるとも言える。それは具体的に言えば、民族大学、さらにはその前段階の民族予科班であるが、本章ではこれらの実態を明らかにしながら、その特徴について検討していくことにする。

1. 民族大学

(1) 全国各地にある民族大学

たとえば日本や他の西洋諸国と比べた場合、中国の特色ある高等教育機関として指摘できるのが、

民族大学である。これはその名のとおり少数民族を対象とした、彼らのための高等教育機関であり、その意味で、民族大学の増加は少数民族学生の増加を意味し、将来の少数民族リーダーの増加を意味する。

この民族大学の起源は比較的早く、中華人民共和国建国前の1940年代の延安民族学院にまでさかのぼることが可能である。建国後、北京市の中央民族大学（当時は「学院」）から始まり、現在は15校まで増加してきている。ここで「大学」と「学院」の違いは、主に大学の規模にあり、「大学」の方が「学院」よりも大きいということで制度的な上下関係はない。これらの機関は1990年代まではすべて「学院」であったが、規模の拡大を受けて半数以上が「大学」に改称したという経緯がある。

表8-1 民族高等教育機関一覧

大学名	所在地	大学名	所在地
中央民族大学	北京	青海民族大学	西寧
中南民族大学	武漢	内モンゴル民族大学	通遼
西南民族大学	成都	湖北民族学院	恩施
西北民族大学	蘭州	貴州民族学院	貴陽
北方民族大学	銀川	西藏民族学院	咸陽
大連民族大学	大連	四川民族学院	康定
広西民族大学	南寧	呼和浩特民族学院	呼和浩特
雲南民族大学	昆明		

出所) 小野寺香「第3章 中国の大学入試における格差是正措置」小川佳万(編)『アジアの大学入試における格差是正措置』広島大学高等教育研究開発センター、2017年、31頁。

上掲の表8-1の所在地を確認すれば明らかなおと、民族大学(学院)は全国に散在し、特に西部の中心的な都市に位置していることがわかる。中国の少数民族は全国に散居しているが、彼らの多くが西部に居住していることを考慮すればそれは当然だと言える。こうした数の増加は、直接的に少数民族学生の増加を意味するため、入試という観点からみれば、少数民族の入学定員枠がそれだけ確保されたと言えることができる。

また、民族大学と言えれば少数民族の文化保護の観点から、少数民族言語や少数民族芸術分野のみを教育研究する大学だと考えがちであるが、他の多くの総合大学と変わらないほど学問領域が多様である。例えば、民族大学のなかで中心的な存在である(ただし規模で言えば中規模)の中央民族大学で言えば、センターや研究所等を除く、日本の学部に対応する学部・学院(中国では「学院」よりも「学部」の方が規模が大きい)の名称を並べると、民族学・社会学学院、中国語言文学学部、中国少数民族語言文学学院、文学院、歴史文化学院、哲学・宗教学学院、ジャーナリズム・コミュニケーション学院、外国語学院、マルクス主義学院、経済学院、管理学院、法学院、生命・環境科学学院、

薬学院、理学院、情報工学院、音楽学院、舞踊学院、美術学院、体育学院、教育部学院、である¹。

一方、規模が最大の西南民族大学の学院構成は、マルクス主義学院、哲学学院、経済学院、法学院、民族学・社会学学院、教育学・心理学学院、中国語言文学学院、外国語言文学学院、ジャーナリズム・コミュニケーション学院、商学院、観光・歴史文化学院、公共管理学院、数学学院、化学・環境学院、電子情報学院、電気工学院、コンピュータ科学・工学院、建築学院、食品科学・技術学院、畜産獣医学院、薬学院、美術学院、体育学院、となっている²。

こうした名称からわかることは、実際民族大学で養成される人材は、確かに少数民族の言語や文化方面の学院が設置されているが、それ以外は他の一般大学と相違ないことである。また学院の名称から判断すると、いわゆる文科系にやや比重があり、医学系がなく、工学系の学院が少ないとは言えるが、総合大学として多数の学問領域をカバーしている。このような民族大学からさまざまな分野の少数民族リーダーが養成されていることがわかるのである。

(2) 民族大学学生数

すでに第 6 章で少数民族を対象とした加点措置が各省で一般的に講じられ、それが少数民族受験者の合格の可能性を高めることに貢献していることが論じられた。そもそも 1 点刻みの入学試験においては、特にボーダーライン上に、何百人、何千人の受験生が並ぶことに鑑みれば、少数民族の受験生に対して初めから 10 点加点、20 点加点をすることがどれだけ合格の可能性を高めるかは説明不要であろう。ただし、この措置が威力を発揮するのは、ボーダーラインをやや下回る受験生のみであり、それ以上の点数差があればそもそも合格させることはできない。

その意味で、中央政府、地方政府が少数民族の各方面のリーダーを養成しようと計画したとしても、実際の養成者数を予測することが難しいことになる。その点、民族大学は少数民族を対象とした高等教育機関であるため、それら大学の学生数だけ、少数民族人材を養成していると理解できる（ただしそうとも言い切れないことを後述する）。

では、現在こうした高等教育機関でどのくらいの数の少数民族リーダーが養成されているのだろうか。中国の場合、『教育統計年鑑』等で全体の学生数などは確認できるが、個々の大学の学生数を把握することは容易ではない。

この点を勘案すると、表 8-2 は大学の規模と毎年の卒業者を推測するうえでたいへん貴重なものであると言える。なお、表には空欄が一部に存在するが、学生が在籍しているにも関わらずデータが得られなかったという意味ではなく、当該年にはまだ大学が開校されていなかったという意味である。

先に現在民族大学（学院）は 15 校であると論じたが、この表 8-2 は 13 校のデータである。表 8-1 と比較した場合、欠けているのは、四川民族学院と呼和浩特民族学院である。前者は、1985 年に設立された康定民族師範専科学校を母体とし、その後他の機関との統合を経て、2009 年に四川民族学院として改称された³。後者の呼和浩特民族学院は、1953 年開校の内蒙古蒙文専科学校を母体として、幾多の改称・統合を経て、同じく 2009 年に呼和浩特民族学院となった⁴。両学院ともに民族

学院としては近年開校したと言え、学生数のデータが収集できなかったものと推察される⁵⁾。

表 8-2 民族大学（学院）の学生数の推移（1978-2015）

単位：万人

	1978	1980	1982	1984	1986	1988	1990	1992	1994	1996	1998	2000	2002	2004	2006	2008	2010	2012	2014	2015
中央民族大学	0.13	0.18	0.2	0.25	0.32	0.34	0.27	0.24	0.29	0.39	0.39	0.39	0.64	0.97	1.11	1.13	1.12	1.14	1.13	1.14
大連民族大学											0.07	0.25	0.56	0.86	1.02	1.19	1.39	1.48	1.51	1.59
中南民族大学			0.05	0.16	0.38	0.3	0.31	0.3	0.44	0.55	0.58	0.7	1.18	1.56	1.78	1.9	2.07	2.4	2.39	2.4
湖北民族学院							0.18	0.21	0.22	0.23	0.41	0.57	0.76	0.96	1.21	1.35	1.35	1.8	1.77	1.8
广西民族大学	0.13	0.16	0.14	0.19	0.25	0.23	0.22	0.25	0.35	0.36	0.46	0.66	0.91	1.13	1.36	1.47	1.51	1.62	1.59	1.62
西南民族大学	0.09	0.14	0.15	0.19	0.24	0.27	0.25	0.27	0.37	0.37	0.44	0.54	0.98	1.51	1.76	1.9	2.19	2.75	2.69	2.75
贵州民族学院	0.02	0.03	0.04	0.09	0.16	0.18	0.17	0.15	0.22	0.22	0.27	0.45	0.72	0.87	0.94	0.88	1.16	1.59	1.47	1.59
雲南民族大学	0.08	0.09	0.09	0.14	0.23	0.27	0.25	0.26	0.26	0.26	0.31	0.46	0.69	0.9	0.9	1.05	1.52	2.14	2.09	2.14
西藏民族学院	0.05	0.03	0.04	0.04	0.08	0.11	0.07	0.06	0.12	0.13	0.13	0.21	0.32	0.66	0.84	1	0.91	0.96	0.93	0.96
西北民族大学	0.5	0.07	0.1	0.13	0.19	0.21	0.2	0.23	0.29	0.26	0.29	0.43	0.73	1.09	1.39	1.68	1.98	2.47	2.44	2.47
青海民族大学	0.9	0.11	0.11	0.13	0.12	0.12	0.11	0.11	0.14	0.15	0.16	0.22	0.66	0.64	0.72	0.8	0.86	0.86	0.84	0.86
北方民族大学					0.04	0.04	0.06	0.09	0.17	0.16	0.18	0.31	0.53	0.71	0.9	1.15	1.41	1.96	1.9	1.96
内蒙古民族大学												0.63	1.09	1.64	1.57	1.66	1.97	2.05	2.09	2.1

出所) 蘇徳・張静「改革開放 40 年中国民族高等教育人材培養的發展歷程及成就」『广西師範学院学報』第 39 卷第 6 期、2018 年、13 頁。

この表 8-2 には、文革直後の 1978 年のデータから 2 年毎の大学別学生数が記録されている。どの民族大学も学生数を増加させてきていることがわかるが、中国の高等教育は特に 2000 年代以降爆発的な拡大を遂げてきているため、民族大学の学生数の増加が 2000 年以降顕著であることは軌を一にしていると言える。2000 年と比しても大半が学生数を 3-5 倍に拡大させてきていることは注目に値する。

ただし、民族大学の規模は大学により違いがある。最新の 2015 年でみれば、最も大規模なのが、四川省の省都成都市に所在する西南民族大学の 2.7 万人であり、一方小規模なのが青海省の省都西寧市の青海民族学院の 0.86 万人である。大学の規模は、当該地域の人口や受験者数、国や省の将来計画、大学側の意向等、さまざまな要因を考慮して決定されるので、規模が大きい大学が質の高い大学ということは必ずしも言えないが、少数民族地区の人材養成という観点からは規模の大きさは意味を持つといえる。

こうした民族大学の貢献ということを考えれば、学生総数に注目する必要がある。それも文革直後 1978 年が 1.9 万人、2000 年が 5.82 万人、最新の 2015 年時点の総学生数は 23.4 万人であり、民族大学の着実かつ顕著な拡大がこれらの数字からも明らかとなる。各々の数字は当該年の学生総数なので本科生（学部生）だけでなく、予科生や大学院学生も含まれている。ただしこれらの大学は本科

生が圧倒的多数であるので、それらの数字を4で割ればおおよそ各学年の学生数、すなわち入学定員が推察できる。最新の2015年の在籍者数から、23.4万人ということは単純に4で除した場合、5.85万人となるので、定員並びに毎年の卒業生数はおおよそ5万人と推定できる。この数字を十分とみるか、まだ少ないとみるかは判断が分かれようが、いずれにせよ毎年一定数の少数民族リーダーが養成され、多くは少数民族地区で活躍することになる。

(3) 漢族の入学

ただし、ここで重要な事項にふれなければならない。これまで、民族大学は少数民族を対象とした高等教育機関であるため、その総定員だけ少数民族を確保していることになると述べてきたが、実は漢族学生も入学していることは留意しておく必要がある。民族大学(学院)も他の大学と同様、募集単位ごとに定員が各省に割り振られていて、特定の民族に限定するという断りがなければ、その省の受験生は全員民族大学を選択できることになる。現在、実際の募集定員がどのくらい少数民族に限定しているかは、個々の大学の募集要項にあたって確認するしかないが、民族別の学生数を確認することは困難である。そこで関連する先行研究にあたり、その割合を確認できるデータが示されているものがある。それが表8-3である。

表8-3 民族大学(学院)の少数民族学生数とその割合

大学名	在校生数	少数民族学生数	少数民族学生の割合(%)
中央民族大学	7,788	4,911	63
中南民族大学	11,422	6,439	56
西北民族大学	8,091	5,335	66
西北第二民族学院	5,697	4,181	73
大連民族学院	5,864	3,785	65
西南民族大学	9,846	5,291	54
広西民族学院	6,500	4,875	75
雲南民族大学	5,000	3,500	70
湖北民族学院	7,983	2,190	27

出所) 張京沢・王麗萍・覃鵬「關於民族院校貧困生的資助措施及思考」『民族教育研究』第15巻、2004年、19頁。

この表8-3は若干古く2002年当時のものであるが、その後状況(少数民族学生の割合)が大きく変化しているという先行研究が管見の限り見当たらないため、大方同じであると推察される。そこで少数民族学生の割合に注目すると、湖北民族学院の27%という数字を例外的にとらえれば、概ね60-70%の学生が少数民族ということになる。

なぜ民族大学であるにも関わらず、すべて少数民族学生で占められないのかにはいくつかの要因が指摘できる。第一に少数民族人口の割合である。中国は56の民族で構成される多民族国家と一般に言われるが、最新の人口統計によれば、そのうちマジョリティーたる漢族が約91%を占め、残り約9%が55の少数民族である。そのため、西部の少数民族地区であったとしても多数は漢族である。この割合の受験者で入学者を選抜しようとするると必然的に漢族の合格者が大多数になる。第二に、より重要な点として、漢族と少数民族間の学力格差の問題がある。少数民族のための民族大学といえども高等教育機関であり、少数民族の希望者全員が入学できるわけではない。統一試験による選抜のプロセスを経るため、一般的に学力格差が見られる場合、少数民族学生が合格しにくいことになる。民族大学にとっては、高等教育機関としての質の維持が常に求められているため、入学試験のボーダーラインに達しない学生を入学させることを躊躇することになる。第三に、現在の政府が、少数民族の養成か少数民族地区の発展かを天秤にかけ、後者をより重視すると考えれば、漢族であっても少数民族地区の出身であり、将来同地区の発展に貢献する人材と考えれば、必ずしも漢族の多さを批判的にとらえる必要はないからである。

したがって表にみられるような各大学の少数民族学生の割合は、以上のような点を勘案したうえでの数字に落ち着いていると考えればよいであろう。ただし、総人口の約9%が少数民族という現実を考慮すれば、60-70%の少数民族学生が在籍していることは、疑いなく少数民族のための高等教育機関であると言え、今後もそのための中核的な組織として貢献していくと考えられる。

2. 民族予科班と民族班

(1) 規模の拡大

前節の民族大学が主に少数民族を対象とした機関（大学）規模の定員枠であるとするると、本節の民族予科班や民族班は、班（クラス）規模の定員枠（多くは10人から50人規模）であると言える。この制度は、一般大学の一部の学部・学科を少数民族のみを対象とすることで、国家全体として少数民族学生数をさらに拡大させようとするものである。予科は、正規の教育段階である4年制の本科、2, 3年制の専科、あるいは大学院（原語「研究生院」）に先立つ1, 2年の課程であり、ここに在籍した学生は基本的に翌年度の入学試験に参加せず（予科課程の成績のみで）、正規の本科・専科課程に進学できることになる。

この民族班制度の起源は、1950年に中央民族学院（現「中央民族大学」）に設けられた予科班であった。少数民族リーダー（幹部）の養成を急務とした政府は中央民族学院を北京に設置したが、その際、同時に予科も開設した。少数民族のための学院であっても、高等教育を受けられる水準に達していないと判断される学生も受け入れる必要があったためであった。そしてこの民族班は基本的に民族大学（学院）での特別措置ということで展開していた。

このように少数民族を対象とした民族大学（学院）にも予科班があることは留意しておく必要がある。それは、前節で言及したとおり、民族大学であっても漢族学生が進学してくるからである。民族大学としては、少数民族学生の割合を低下させることを避けるために、民族予科班を開設している

と言える。それによって先にみた 60—70%が少数民族学生という割合が維持されているのである。

そしてこうした民族班制度は、文革後一般大学での開設として本格化した。まず 1980 年に教育部から「一部の全国重点大学で少数民族班の試行運用に関する通知（「關於 1980 年在部分全国重点高等学校試办少数民族班的通知）」を、民族学院以外の全国の重点大学 5 校（北京大学、清華大学、北京師範大学、大連工学院、陝西師範大学）において民族班を開設した。そのうち、北京大学のみが本科生として募集したが、それ以外の 4 大学は予科生としてであった。そしてこれら 5 大学で合計 150 名を募集し、各大学 30 名ずつに振り分けられた。

そしてその後、養成の領域を広げ、1981 年に国家民族事務委員会と教育部は、芸術領域の予科班開設（「民族芸術教育事業の強化に関する通知（關於加強民族芸術教育工作的通知）」）を、1983 年には衛生部と国家民族事務委員会、教育部は、医学領域の人材養成のための予科班も開設している（「全国重点大学医学院が少数民族高級医学人材の育成に関する意見（關於全国重点高等医学院校培養少数民族高級医学人才的意見）」）。特に後者では、5 大学の医学院が少数民族用の予科班を開設し、内モンゴル自治区、広西チワン族自治区、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区、チベット自治区の 5 つの少数民族自治区から、それぞれ一定数の学生を医学院に入学させることが提案された。それに加えて 4 つの民族大学では、同じ 5 つの少数民族自治区の学生を対象とした医学院進学のための予科班を開設している。これらの施策によって実際どのくらいの人数が養成されたのかははっきりしないが、1983 年に 32 班、1,200 人程度という指摘がある⁶。つまり、1980 年代以降は、1,000 人規模の少数民族の各方面のリーダーを民族班で養成してきたと推察できる。

この規模が大きく拡大したのが 2000 年に入ってからである。教育部は「2000 年少数民族のための普通大学の少数民族予科班の学生募集計画に関する通知（「關於下達 2000 年普通高等学校少数民族預科班招生計劃的通知）」において民族班の規模を 3,000 人にまで拡大することが発表された。これは中央省庁管轄の大学に限るが、3,000 人という具体的な規模を示したことは大きい。そして、今後の増加は、2002 年の「民族教育の改革の深化と発展の加速に関する国务院の決定（關於深化改革加快發展民族教育的決定）」によって、高等教育全体の拡大と歩調を合わせられることになった。つまり、これにより 4,000 人、5,000 人規模への道を開いたことになる。

そして近年、民族班の規模に関する政策は大きな変化が 2018 年に始まった。同年教育部は、「大学での少数民族予科学生の自主的な育成に関する通知（關於切實做好高校少数民族預科学生自主培養工作的通知）」を出し、2018 年から中央政府部門に属する大学は大学が独自に、省管轄の大学は省の行政部門が民族班を直接担当することになったのである。つまり、各大学や地方の自らの意向が民族予科班の運営に反映されることになりより大学権限が増加したと言える。ただし、このことは、以下で述べる新疆地区の養成を除いて、民族班関連の施策が国家計画から外れたことを意味し、各大学や省政府はそのための独自の経費を捻出しなければならなくなったのであった。この「自由化」によって民族班の規模が拡大するのか縮小するのかはまだ不明であるが、いずれにせよ、民族予科班の学生数の把握はより難しくなったと言えよう。

(2) 新疆ウイグル自治区の人材養成

以上のとおり、民族班の運営に関する意思決定が大学や省政府に「下放」されることにより、地域の実情に合わせた養成計画が立てやすくなったことは確かである。その一方で、2020年代以降も国家計画のままにとどまっているものもある。それが新疆ウイグル自治区の少数民族リーダー養成に関するものである。これは2000年以降の少数民族のための政策のなかで最も顕著なものであると言える。その発端は、1990年に「内地と新疆ウイグル自治区の高等教育支援・協力計画に関する会議の議事録（關於内地与新疆維吾爾自治区高等教育支援協作規劃會議紀要）」であり、新疆という地域に限定した支援を本格化させた。それによって育成される具体的な人数については明らかになっていないが、その後1999年には、教育部と全国民族事務委員会は「2001-2005年に内地の大学が新疆の少数民族学生の育成を支援する学生募集計画の実施に関する通知（關於落實内地高校支援新疆培養少数民族本專科生2001-2005年招生規劃的通知）」において、毎年約1,000人規模の養成を実施するというもので、5年間全体で総計5,000人規模になる。同時期の民族班の規模が3,000人規模に拡大したばかりであったが、新疆だけで毎年1,000人の養成ということは、いかに政府がこの地区を重視していたかがわかるであろう。しかもその数字は2006年から倍増の2,000人規模になることが、2003年に教育部と全国民族事務委員会による「内地の高等教育機関による新疆支援に関する第5回協力会議の議事録（内地高等学校支援新疆第五次協作會議紀要）」によって報告された。つまり、2006年からの5カ年で計1万人である。このことが示唆するものは、時折ニュースに流れる、いわゆる「新疆問題」と関係があることは推察できるが、教育面でみた場合、2000年以降中国政府が特に新疆ウイグル自治区の人材養成を最重要課題に位置付けていることだけは間違いのないであろう。

ここで本論の対象外となるが、同様に特に注視していると言えるのが西藏（チベット）自治区であることも言及しておく必要がある。特定の地区を対象とするという点では、それは新疆よりも早く1980年代から開始している（例えば、1984年の中共中央による「チベットのために内地で人材養成を行うことに関する指示（關於在内地为西藏办学培养人才指示）」や1992年の教育部による「（内地でチベット班をさらに強化するための意見（關於进一步加强内地西藏班工作的意見）など）。ただし、その中心は中等教育段階であり、中等教育の段階で民族班を北京市等の大都市に開設し、そこでチベット族のリーダーを養成しようとしてきた⁷。もちろん、この民族班から大学への進学も予定しているが、本論が、大学入試を経ての民族（予科）班なので、割愛することにする。

(3) 民族班入学のための基準

では、こうした民族班に入学できる学生はどのような人であろうか。もちろん、少数民族であるということが前提条件であるが、彼らが希望すればみな入学できるわけではない。それが公的に示されたのが1986年である。同年、国家教育委員会（教育部から改称）は「一部の大学における少数民族班の継続に関する通達（關於1986年繼續在部分高等院校举办少数民族班的通知）」を出し、予科班の入学選抜の一応の原則が示された。その入学基準は、当該年の大学入試に参加した受験生で「そ

の省・自治区の関連高等教育機関の最低入学点数を 80 点下回ってはならない」とされている。つまり、予科班を開設する当該大学の合格最低点にマイナス 80 点までなら予科生として認めるということになる。この 80 点という数字がどのような経緯で弾き出されたものなのかは不明であるが、当時の入学試験の満点が文系 640 点、理系 710 点であること、さらにボーダーライン付近では同じ点に数十人、数百人並ぶという事実を鑑みれば、この 80 点という数字は少数民族に対する相当な優遇であることがわかる。

そしてこの 80 点という数字はその後の政策にも反映され、民族班の一応の「ボーダーライン」ということで定着している。例えば 2000 年からは民族班がより制度化されたが、民族班の募集は当該年度の入学試験に参加したいいわゆる現役生に限ること、当該大学の本科（4 年制）、専科（2-3 年制）のボーダーラインより 80 点、60 点を下回ってはならないとより明確化された。ここでも先にみた 80 点という数字が継続していることがわかる。近年の大学入試は、試験科目や選抜方法が省ごとに異なってきたが、多くが 750 点満点である。とすればやはり 80 点という数字はかなりの優遇であるといえる。

（4）民族大学にも民族班

このように見てくると、民族班と民族大学の違いが明確になってくるであろう。両者とも少数民族のため、少数民族養成という点では一致しているが、この予科班の最大の特徴は、学生全員が少数民族であるという点である。逆に言えば、先に論じたとおり、民族大学の学生は全員が少数民族ではないということである。それを象徴的に示すのが、民族大学に存在する民族班である。

例えば、大連民族大学の場合、2021 年の学生募集において民族予科班を文系 133 人、理系 239 人、合計 372 人募集している⁸。同年の募集人数の合計が 4,861 名であることに鑑みると、実に約 7.6% が民族予科班の学生で占められている。繰り返しになるが、当該大学の予科班の学生として入学が認められた時点で、基本的に 1 年後に本科の学生として認められる。つまり、この予科班の学生数だけ少数民族学生が確実に在籍し、少数民族の高等教育機会の拡大に貢献している。先にみた民族大学での 60-70% の少数民族学生の割合はこの予科班の学生も含めての数字であったのである。

他大学と同様、大連民族大学も全国から学生を省単位で募集している。大学の自主権が増大した現在では、少数民族地区の人材養成のため、ターゲットとする少数民族が居住する省の募集人数を増やすことは可能である（もちろん基本的に前年度の人数を踏まえるため、極端な数の増減は認められない）。ただし、その場合でも特定の少数民族に限定することや漢族を明確に排除することは基本的にできない。そもそも 1 点刻みの統一試験の成績に基づいて選抜される以上、「点数の前では皆平等」である。また、高等教育機関としての質を維持するためには、入学時点での学力を厳格に守ることも求められている。とすれば、一般のボーダーラインより 80 点まで低下させて選抜できる予科制度を活用することで少数民族という民族に拘った選抜をし、代わりに 4 年制を実質的に 5 年制にすることで質の維持を図ろうとする制度が現在の少数民族政策の教育面での到達であると言えるであろう。

おわりに

以上本章では、民族大学や民族班等の実態を明らかにしてきたが、これらは少数民族人材の養成を目的とし、少数民族のみを対象とした定員枠を確保しているという点で「結果の平等」に属する優遇政策であると言える。もちろん、少数民族の学生数増加という点で民族大学（学院）の「限界」も論じたが、それでも少数民族を優遇するという姿勢や、高等教育に関して言えば、民族大学や民族班を通して少数民族のリーダー（幹部）を養成するという目的は、中華人民共和国建国後から一貫していることも間違いない⁹。

少数民族地区は少数民族によって担われるのが望ましい。それが民族自治の原則の一つである。当該地域に居住する少数民族にとって自分たちと同じ民族のリーダーが各方面で活躍していることは自尊心の点からも望ましいであろう。これまで見てきた中国政府の政策は、そのことに沿ったものであると評価はできるが、本論で言及した近年の新疆ウイグル自治区の教育政策を振り返れば明らかなおとおり、また高等教育以外では、近年西藏（チベット）自治区と新疆ウイグル自治区の一部の地区や州で15年間の無償教育を実施するという施策も開始されたことは、中国政府にとっても地域の安定という面で不可欠な政策だと思われる。そもそも、こうした少数民族地区は、都市部よりは農村部に多い。こうした地域の発展に資する政策は何よりも中国全体にとって望ましいことであろう。

では、その一応のゴールはどこにあるのであろうか。最新の人口統計によれば、中国の少数民族の人口比は9%であるが、原語で「比例」と言われる割合が各方面で達成されているかが最も強い関心の一つになっていることがいくつかの論文から明らかとなる¹⁰。もちろん、すでに70年以上の時間が経過しているが、その目的がまだ達成していないことは、最新の教育部の工作方針からも明らかになるのである¹¹。

1 中央民族大学「教学和科研単位」(<https://www.muc.edu.cn/jg/jxhkydw.htm> 2021年11月24日最終確認)

2 西南民族大学「機構設置」(<https://www.swun.edu.cn/jgszn.htm#jxdw> 2021年11月24日最終確認)

3 四川民族学院「学校簡介」(<https://www.scun.edu.cn/xxgk/xxjj.htm> 2021年11月24日最終確認)

4 呼和浩特民族学院「呼和浩特民族学院簡介」(<https://www.imnc.edu.cn/xxgk2/gywm1.htm> 2021年11月24日最終確認)

5 ただし現在のホームページから学科の数等を確認すると、両校とも小規模であることがわかる。

6 胡炳仙・胡琦軒「改革開放40年我国民族予科教育的改革与發展」『思想・理論』、2018年、14頁。

7 陳立鵬・閔芸「中国共産党民族教育政策建設百年歷程」『中国民族教育』第6期、2021年、12頁。

⁸ 大連民族大学「招生計画」(<https://zs.dlnu.edu.cn/zsjhcx.jsp?urltype=tree.TreeTempUrl&wbtreid=1060> 2021年11月24日最終確認)

⁹ 中華人民共和国「我国受教育權保障水平顯著提昇」(http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/s5147/202108/t20210813_550912.html 2021年11月24日最終確認)

¹⁰ 例えば、方躍平・汪全勝「我国少数民族高等教育平等權及其實現路径—基於受教育機會比例平等原則的視角」『民族教育研究』第30卷第2期、2019年。

¹¹ 中華人民共和国「教育部2021年工作要点」(http://www.moe.gov.cn/jyb_sjzl/moe_164/202102/t20210203_512419.html 2021年11月24日最終確認)

College Entrance Examination Reform in China: Diversification and Social Justice

Yoshikazu OGAWA* and Kaori ONODERA (Eds.) **

This book aims to clarify the various realities of the college entrance examination system in China from the perspective of diversification and social justice. It consists of eight chapters, the first half of which are devoted to diversification and the second half to fairness. Chapters 1 and 2 provide an overview of the changes in high school curricula, college entrance examination systems and the society. This is followed by a discussion at the institutional level. Then, Chapter 3 clarifies the actual situation in college entrance examinations, which is the interface between new academic skills and diversification. Fairness is always an issue when assessing new academic skills, and the chapter analyzes the problems that have emerged in China. Chapter 4 clarifies the actual situation and the issues that have arisen from the fact that research universities have been selecting students outside of traditional standardized examinations (or voluntary university recruitment). It also examines why the practice has declined in recent years. Chapter 5 examines how the composition and use of entrance examination questions have changed from province to province, and since entrance examination questions are now being standardized, it will also add a comparison of college entrance opportunities in provinces that use the same questions.

Based on the reality of such diversification, the latter half of the chapters will discuss social justice, especially the measures taken to correct various disparities in college entrance examinations. Chapter 6 organizes and analyzes the points in examinations awarded by each province, and Chapter 7 compares the special quotas (rural quota, poverty quota, etc.) established by each province (universities located in each province). The final chapter, Chapter 8, discusses the history of the establishment of ethnic universities and ethnic prep classes for ethnic minorities, and analyzes how they relate to the correction of disparities.

* Professor, Graduate School of Humanities and Social Sciences, Hiroshima University

** Associate Professor, Faculty of Letters, Nara Women's University

執筆者紹介

*編者には◎

◎ 小川 佳万 広島大学大学院人間社会科学研究科教授

◎ 小野寺 香 奈良女子大学文学部准教授

石井 佳奈子 広島大学大学院人間社会科学研究科博士後期課程学生

肖 芸萱 広島大学大学院人間社会科学研究科博士前期課程学生



中国の大学入試改革
— 「多様化」と「社会的公正」 —
(高等教育研究叢書 165)
2022 (令和4) 年3月31日

編者 小川 佳万・小野寺 香
発行所 広島大学高等教育研究開発センター
〒739-8512 広島県東広島市鏡山 1-2-2
電話 (082)424-6240
<https://rihe.hiroshima-u.ac.jp>
印刷所 赤坂印刷株式会社 広島営業所
〒730-0822 広島市中区吉島東 1-7-15
電話 (082)258-4031

ISBN978-4-86637-035-4

College Entrance Examination Reform in China:
Diversification and Social Justice

RESEARCH INSTITUTE FOR
HIGHER EDUCATION
HIROSHIMA UNIVERSITY